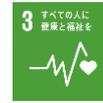

Ⅲ 障がい者福祉

障がい者福祉施策の概要



1 障がい者福祉施策の現状

(1) 区の基本理念

わが国の障がい者福祉制度は、障害者基本法が定める理念に基づき、障害者総合支援法や児童福祉法により制度化され、実施されています。

足立区では、令和6年3月に障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅣ（令和6年度～令和11年度）、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画（どちらも令和6年度～令和8年度）を策定しました。障害者基本法の考えに基づき、障がいのある人もない人も、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる社会の実現を目指すため、平成30年2月に策定した推進プランⅢの中で掲げた基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」を引き続き継承しました。

今後も「ひと」「暮らし」「まち」「区（行財政）」の4つの視点に基づいて定めた成果指標と活動指標、国の成果目標に対する足立区の目標などの達成のために必要な支援策を講じ、ノーマライゼーションの推進に向け、相談支援、就労支援、日中活動をはじめとしたさまざまなサービスの充実や福祉のまちづくりの推進に取り組みます。

2 令和6年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

障概―第1表

令和6年度重点	主な取り組み結果（カッコ内は令和5年度実績）
ア 障がいを理由とする差別解消および合理的配慮の推進	(ア) 足立区地域自立支援協議会権利擁護部会で障がい者への合理的配慮等の好事例と課題を共有し、地域の相談体制や解決策を検討 (イ) 事業者や地域の支援者向けに障がい者差別解消・権利擁護セミナーを実施 (ウ) 区立小学校で障がい者理解・啓発授業を実施
イ 障がい者虐待防止および権利擁護の推進	(ア) 事業所向けに障がい者虐待防止研修を実施 (イ) 虐待通報・相談件数は108件（55件） (ウ) 知的障がい者に係る成年後見区長申立件数は12件（10件）
ウ 障がい福祉センターの資質向上に向けた継続した取り組み	障がい福祉センターあり方検討委員会の提言を受け、令和元年度から以下の取り組みを継続して実施 (ア) 外部専門家からの指導による職員の資質向上 (イ) 福祉サービス第三者評価の受審 (ウ) 組織の活性化に向けた資質向上委員会（輪皆＝わかい）での横連携の強化

3 障がい者福祉施策の課題と方向性

(1) 在宅サービスの充実

障がい者が地域で安心して生活するためには、サービスの種類や量の充実とともに質の向上が欠かせません。自ら選択してサービスを受けるための相談支援、在宅生活を支える居宅介護や短期入所の充実、自由に外出し、社会に参加する一助となる移動支援や意思疎通支援などを引き続き促進していきます。

また、支援を必要とする方が、必要とする場面で希望どおりにサービスを利用することができるよう、関係所管と連携しながら、人材確保に取り組みます。

(2) 住み慣れた地域に住み続けるための基盤整備

地域で充実した生活を送るため、日中活動の場となる通所施設の整備をさらに進めていくとともに、質の向上に向けた支援体制を構築していきます。

また、入所施設からの地域移行を積極的に進めていくためには、共同生活援助（グループホーム）の整備が必要です。共同生活援助の整備については、中重度の障がい者に対応できるものについて設立主体となる社会福祉法人等と連携し、ニーズに対応できるサービス量の確保に取り組みます。

また、障がいの有無にかかわらず安心して生活することができるよう、福祉のまちづくりにも積極的に取り組みます。

(3) 障害者虐待防止法および障害者差別解消法の啓発と推進

平成24年に施行された「障害者虐待防止法」では、虐待防止施策として、区市町村、都道府県、国がそれぞれの役割を担い、相談、事実確認、緊急避難先の確保等を行っています。

また同法は、虐待を受けた障がい者に対する保護と自立支援だけでなく、養護者に対する支援等に関する施策を実施することで、障がい者の権利利益の擁護に資することも目的としています。

平成28年に施行された「障害者差別解消法」では、公的機関はもとより事業者に対しても、障がいを理由とする差別的取扱いを禁止しました。しかし、実際には障がい者差別がすべて無くなったわけではありません。障がい者差別を解消するためには、区民に対して広く啓発を進めることが重要であり、あらゆる機会を通して取り組みます。

また、改正された「障害者差別解消法（令和3年6月4日公布）」では、施行日（令和6年4月1日）から事業者による合理的配慮の提供も義務化されました。国や東京都、関係所管と連携して事業者に対する周知を行うとともに、引き続き、区職員に対する研修などを実施し、障がい者に対する接遇の工夫等、具体的な取り組みを実施していきます。

(4) 専門的・中核的支援機関の充実

地域の相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センターの機能を強化し、相談支援事業所等の支援者への支援及び足立区地域自立支援協議会の活動を通じて各機関の連携や協力を促進します。令和3年度から開始した地域生活支援拠点等の取り組みでは、登録事業所や関係機関の全体調整の機能を果たしていきます。

また、区内中核的支援機関である足立区障がい福祉センターは、専門的な相談、地域生活を念頭に置いたリハビリテーション、就労支援などを行うとともに関係機関との連携に取り組んでいます。特に、発達障がい者（児）、高次脳機能障がい者、医療的ケアの必要な障がい者などに対する支援を充実させるため、ネットワークや研修などにより民間事業所等を含めた区全体のスキルアップを図っていきます。

4 障がい者福祉施策の展望

今後、令和6年3月に策定した「足立区障がい者計画」と「足立区第7期障がい福祉計画」「足立区第3期障がい児福祉計画」を着実に実現するために、障がい者団体、社会福祉法人、民間事業者等の関連機関と協働・協創を行い、質の高いサービスを提供できるしくみづくりに取り組めます。

住み慣れた地域で安心して生活し続けられることは、すべての区民の願いです。障がいの有無にかかわらず、自らが選択した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

障がい者福祉施策の事業概要

1 相談・援護の窓口

(1) 身体障がい者（児）福祉相談

（障がい援護課各援護係）

身体障がい者（児）を対象に、身体障害者手帳や生活などの相談を受け付けています。なお、各援護係の窓口に遠隔手話通訳サービスが利用できるタブレット端末があります。

障－第1表 身体障がい者（児）福祉相談件数（社会福祉統計404表） （件）

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
身体障害者手帳	7,796	5,133	5,716	5,540	6,077
更生医療	1,643	669	572	533	981
補装具	5,717	3,736	3,146	3,122	3,549
職業	291	60	26	37	23
施設	908	193	228	235	181
医療保健	211	145	106	109	98
生活	516	247	361	386	213
無料乗車券取扱	2,299	2,315	2,901	2,850	2,602
その他	4,790	7,954	8,828	8,743	8,849
計	24,171	20,452	21,884	21,555	22,573

(2) 知的障がい者（児）福祉相談

（障がい援護課各援護係）

知的障がい者（児）を対象に、施設や生活などの相談を受け付けています。

障－第2表 知的障がい者（児）福祉相談件数（社会福祉統計421表） （件）

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設	2,131	1,044	985	917	813
生活	663	418	290	324	388
医療	54	75	42	38	26
職業	166	100	110	107	119
教育	183	112	182	213	116
その他	2,102	3,982	3,797	3,736	4,203
計	5,299	5,731	5,406	5,335	5,665

(3) 身体障害者および知的障害者相談員の活動

(障がい福祉センター)

区長の委嘱を受けた相談員※が、身体障がい者および知的障がい者本人、またはその家族の相談に応じ、更生援護に関する必要な指導、助言を行うとともに、関係機関との円滑な連携等を図り、障がい者福祉の増進に取り組んでいます。

竹の塚障がい福祉館においては、障がい別に年に数回相談事業を開催しています。

※1 身体障害者相談員

身体障がい者が相談員となり、身体障がい者の地域活動の推進や区民の障がい理解を深めるための活動などを行っています。

※2 知的障害者相談員

知的障がい者の家族が相談員となり、知的障がい者の地域生活に関する全般的な相談や区民の障がい理解を深めるための活動などを行っています。

障－第3表 相談員人数

(人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
身体障害者相談員	17	17	17	17	15
知的障害者相談員	12	12	13	13	13
計	29	29	30	30	28

(4) 身体障害者手帳の交付

(障がい援護課各援護係)

身体障害者福祉法に定める身体上に障がいのある方に対し、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的に、都道府県知事が交付します。障がいの程度により1級から6級に区分され、1級が最も障がい程度の重い区分になっています。障がい別に、視覚障がい、聴覚または平衡機能障がい、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体不自由、内部障がいに大別されます。

障－第4表 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在） (人)

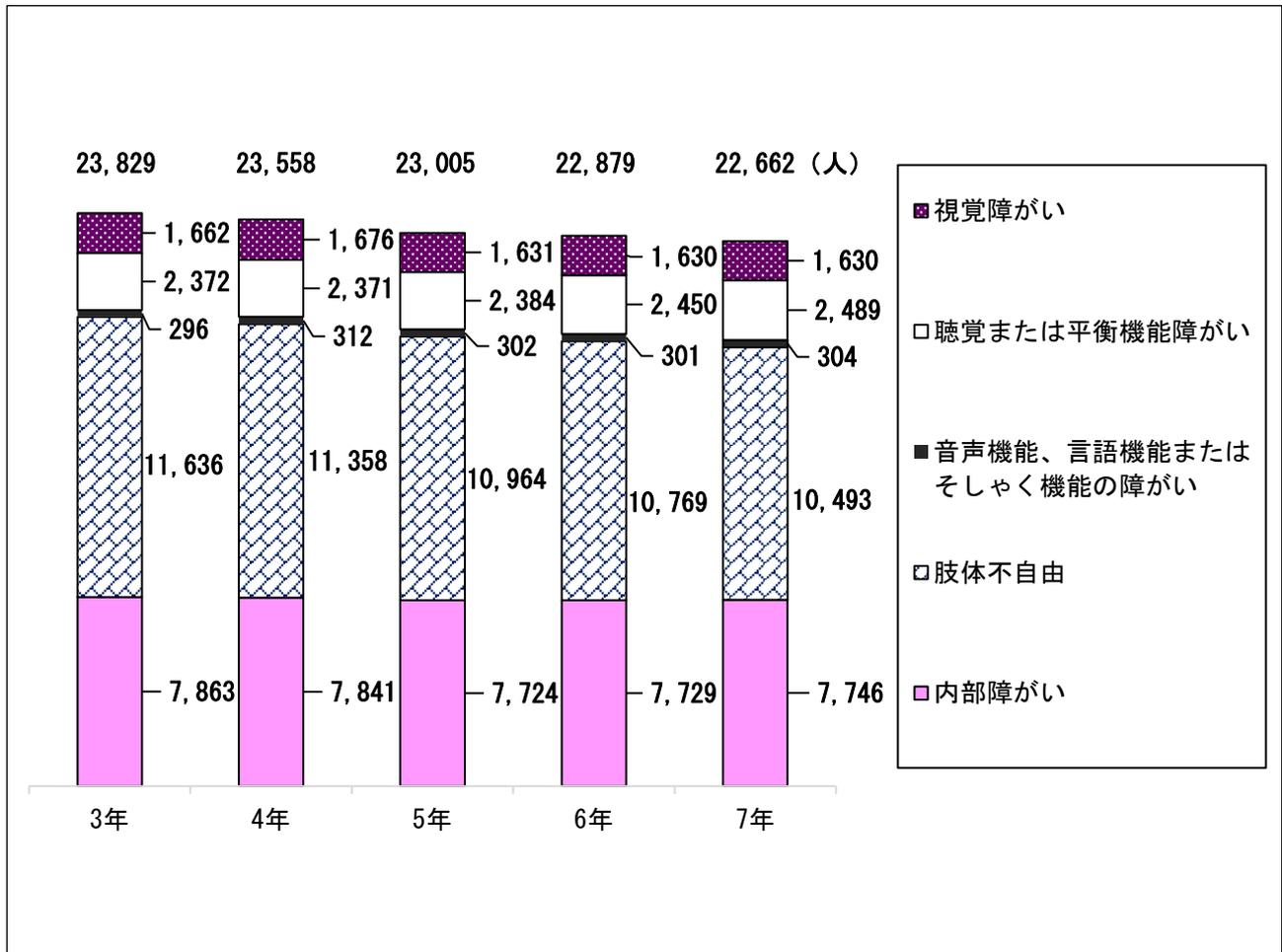
主たる障がいの種類	年（令和）	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい (視覚障害)	3年	22	1,640	1,662
	4年	27	1,649	1,676
	5年	25	1,606	1,631
	6年	25	1,605	1,630
	7年	25	1,605	1,630
聴覚または平衡機能障がい (聴覚障害、平衡機能障害)	3年	99	2,273	2,372
	4年	97	2,274	2,371
	5年	92	2,292	2,384
	6年	89	2,361	2,450
	7年	87	2,402	2,489
音声機能、言語機能またはそしゃく 機能の障がい (音声・言語機能障害、そしゃく 機能障害)	3年	1	295	296
	4年	1	311	312
	5年	1	301	302
	6年	1	300	301
	7年	1	303	304
肢体不自由 (上肢機能障害、下肢機能障害、 体幹機能障害、乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による運動 機能障害)	3年	267	11,369	11,636
	4年	263	11,095	11,358
	5年	255	10,709	10,964
	6年	254	10,515	10,769
	7年	261	10,232	10,493

障－第5表 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）（人）

主たる障がいの種類	年（令和）	18歳未満	18歳以上	計
内部障がい (心臓機能障害、じん臓機能障害、 呼吸器機能障害、ぼうこうまたは 直腸の機能障害、小腸機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害、肝臓機能障害)	3年	86	7,777	7,863
	4年	78	7,763	7,841
	5年	78	7,646	7,724
	6年	81	7,648	7,729
	7年	82	7,664	7,746
計	3年	475	23,354	23,829
	4年	466	23,092	23,558
	5年	451	22,554	23,005
	6年	450	22,429	22,879
	7年	456	22,206	22,662

※（ ）内は、身体障害者障害程度等級表による分類。

障－第6表 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）



第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1 相談・援護の窓口

(5) 愛の手帳の交付

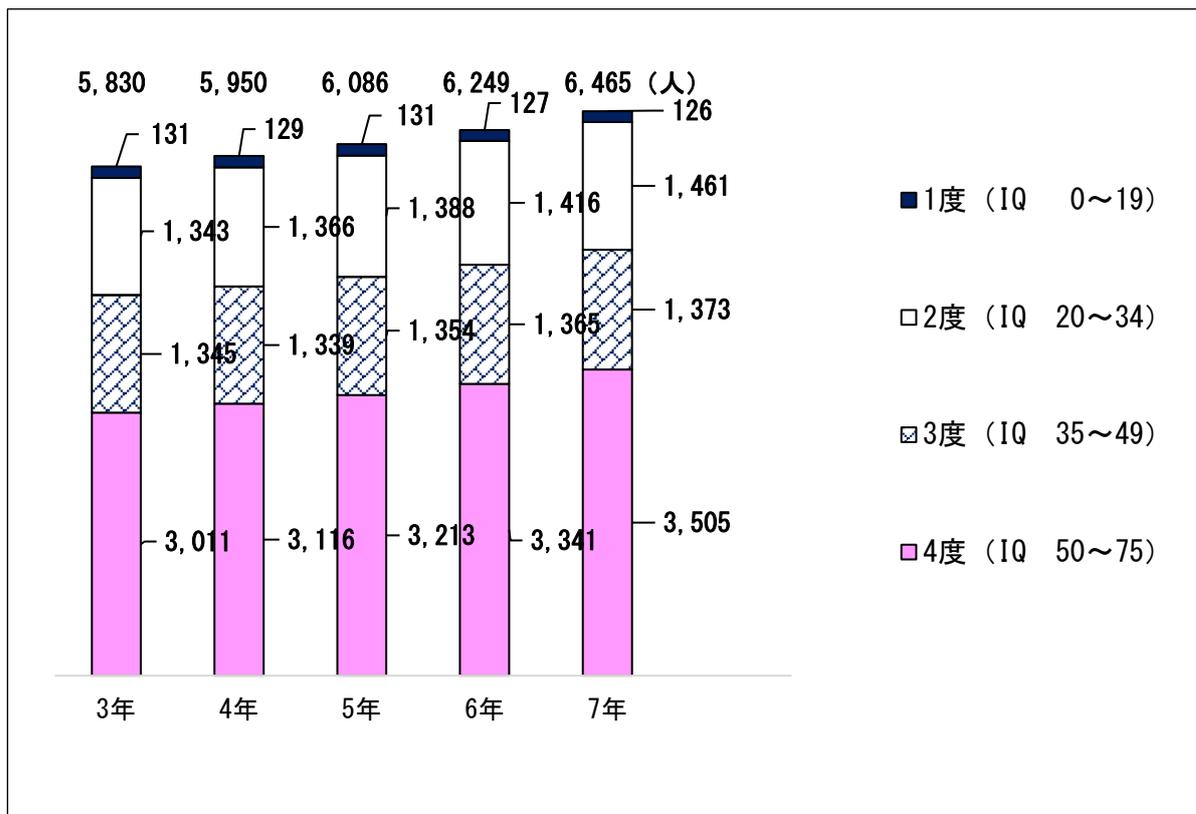
(障がい援護課各援護係)

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障がい者（児）に対し、知的障がい者の福祉の増進に資することを目的に東京都が交付します。障がいの程度により1度から4度に区分され、1度が最も障がい程度の重い区分になっています。

障一第7表 愛の手帳所持者数（各年4月1日現在） (人)

障害程度	年（令和）	18歳未満	18歳以上	計	知能指数
1度 (最重度)	3年	20	111	131	I Q 0～19
	4年	17	112	129	
	5年	16	115	131	
	6年	17	110	127	
	7年	19	107	126	
2度 (重度)	3年	260	1,083	1,343	I Q 20～34
	4年	266	1,100	1,366	
	5年	283	1,105	1,388	
	6年	297	1,119	1,416	
	7年	329	1,132	1,461	
3度 (中度)	3年	314	1,031	1,345	I Q 35～49
	4年	313	1,026	1,339	
	5年	336	1,018	1,354	
	6年	347	1,018	1,365	
	7年	357	1,016	1,373	
4度 (軽度)	3年	638	2,373	3,011	I Q 50～75
	4年	651	2,465	3,116	
	5年	679	2,534	3,213	
	6年	708	2,633	3,341	
	7年	783	2,722	3,505	
計	3年	1,232	4,598	5,830	
	4年	1,247	4,703	5,950	
	5年	1,314	4,772	6,086	
	6年	1,369	4,880	6,249	
	7年	1,488	4,977	6,465	

障－第8表 愛の手帳所持者数（各年4月1日現在）

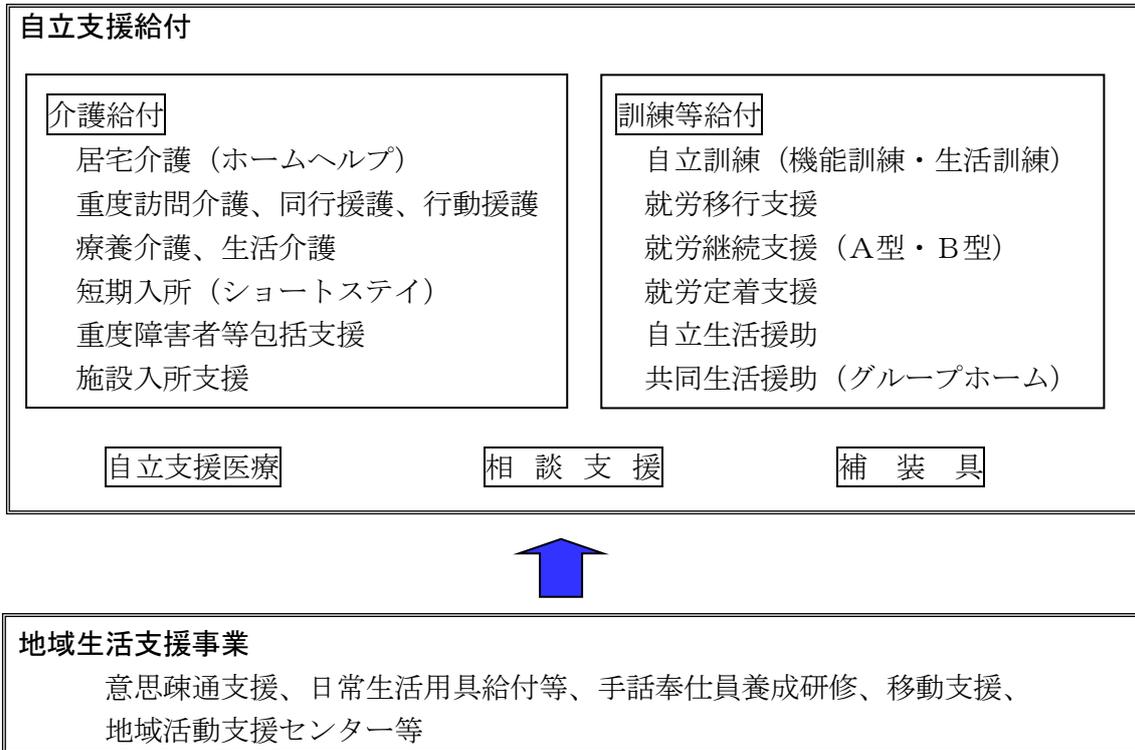


第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
2 障害者総合支援法に基づく福祉サービス

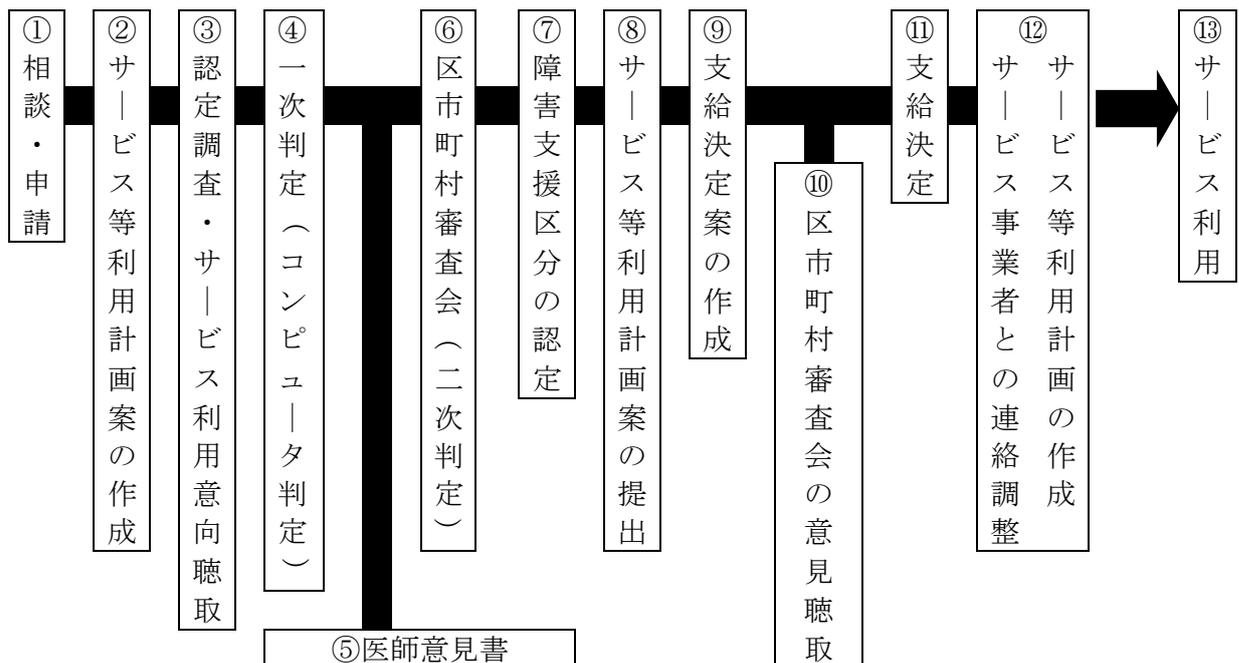
2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく福祉サービス

障害者総合支援法（18歳未満は児童福祉法）における福祉サービスは、身体障がい者、知的障がい者、発達障がいを含む精神障がい者のほか、障害者総合支援法で定められた難病等の方を対象者とし、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の二つに大別されます。

【障害者総合支援法に基づく福祉サービス等】



【介護給付等のサービス利用までの流れ】



(1) 障害支援区分認定

(障がい福祉課障がい審査係、障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

自立支援給付審査会による審査および判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。

ア 判定件数

障害支援区分は「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」です。「非該当」から「区分6」まであり、「区分6」が最も支援の度合が高いとされる状態です。

障－第9表 障害支援区分判定件数 (件)

区分／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
非該当	0	0	0	0	0
区分1	32	27	31	21	30
区分2	347	315	332	394	396
区分3	332	306	329	407	338
区分4	278	299	219	294	298
区分5	192	264	217	228	258
区分6	380	404	390	420	421
計	1,561	1,615	1,518	1,764	1,741

イ 自立支援給付審査会開催状況

審査会は、委員5人以内で一つの合議体を構成し、6合議体を設置しています。委員は、医療、保健、社会福祉等の学識経験者に委嘱しており、任期は2年です。月ごとの審査件数実績に基づいて予定した年間日程により、月に3～6回（平均4回程度）開催します。

障－第10表 自立支援給付審査会（合議体）実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
開催回数（回）	50	49	50	50	50
判定件数（件）	1,561	1,615	1,518	1,764	1,741
平均件数（件）	31	33	30	35	35

ウ 支給要否決定等にあたって付した意見件数

審査会は区が作成した支給決定案が支給基準内でない場合に妥当性を審査し、その支給決定案について意見を述べます。また、障害支援区分の認定期間の短縮や訓練等給付サービスの標準利用期間を超えた支給決定案について意見を付します。

障－第11表 意見を付した件数 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
意見件数	166	132	132	161	119

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

3 自立支援給付

3 自立支援給付

(1) 介護給付

(障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

介護給付のサービスは、障がいに起因する日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、障害支援区分や障がいの状態によりサービス給付の種類と支給量が異なります。ただし、介護保険の対象者は、介護保険サービスの利用が優先されます。また、世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

障害者総合支援法の制度が浸透し、これまで家族が負担していた介護についてもサービスを利用するようになり、利用者数は増加しています。

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅介護には、身体介護、家事援助、身体介護を伴う通院等介助、身体介護を伴わない通院等介助、通院等乗降介助の5種類のサービスがあります。居宅において入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事ならびに生活などに関する相談および助言などの生活全般にわたる支援を行います（区分1以上）。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、居宅において入浴、排せつ、食事の介護、調理・洗濯・掃除などの家事、外出時における移動中の介護などを総合的に行います（区分4以上であって、一定の条件に当てはまる方）。

ウ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆と代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。

エ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事などの介護その他、行動する際の必要な支援を行います（区分3以上で区分の認定項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上）。

オ 療養介護

病院において医療を要し常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間、病院などで行われる医療管理・介護および日常生活上の支援を行います（病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で、一定の条件に当てはまる方）。

カ 生活介護

常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います（区分3以上。障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上。ただし、50歳以上は区分2以上。障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上。）。

キ 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護する方の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います（区分1以上）。

ク 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方ならびに知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方に、複数のサービスを包括的に提供します（区分6に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有し、一定の条件に当てはまる方）。

ケ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主に夜間の介護などの日常生活上の支援を行います（区分4以上。ただし、50歳以上は区分3以上）。

障－第12表 介護給付利用者数 (人)

サービス名／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
居宅介護（ホームヘルプ）		1,410	1,467	1,475	1,531	1,557
内 訳	身体介護	589	595	593	613	606
	家事援助	963	1,024	1,041	1,064	1,082
	通院介助（身体介護有）	200	228	236	251	248
	通院介助（身体介護無）	51	46	55	70	67
	通院乗降介助	0	0	0	0	0
重度訪問介護		102	99	100	98	96
同行援護		329	338	361	371	366
行動援護		135	147	158	165	180
療養介護		67	68	72	69	70
生活介護		1,750	1,805	1,818	1,856	1,868
短期入所（ショートステイ）		445	461	499	568	628
重度障害者等包括支援		0	0	0	0	0
施設入所支援		645	646	639	634	624

※ 居宅介護（ホームヘルプ）の内訳の各サービスは併給による重複あり。

(2) 訓練等給付

（障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター）

訓練等給付は、自立した日常生活や就労を希望する方の障がいの状況に応じて一定期間受ける訓練などを支援しています。世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

離職防止や地域生活の環境整備に必要な支援を受けることができ、利用者も増えてきています。

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

3 自立支援給付

ア 自立訓練

自立訓練には機能訓練と生活訓練があり、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

イ 就労移行支援

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援を行います。

ウ 就労継続支援

就労継続支援には雇用型のA型、非雇用型のB型の2種類があり、通常の事業所に雇用されることが困難な方に、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練、その他の支援を行います。

エ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、関係機関との連絡調整を行うとともに、日常生活または社会生活を営む上での相談、指導および助言等の必要な支援を行います。

オ 自立生活援助

定期的な巡回または連絡を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供、助言および相談、関係機関との連絡調整等、障がい者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を行います。

カ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で、主に夜間において相談、入浴、排せつ、食事など日常生活上の援助を行います。

障－第13表 訓練等給付利用者数

(人)

サービス名／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
自立訓練（機能訓練）	46	50	55	64	63
自立訓練（生活訓練）	82	90	85	103	107
宿泊型自立訓練	10	11	18	16	16
就労移行支援	393	457	454	457	434
就労継続支援A型（雇用型）	264	274	263	261	276
就労継続支援B型（非雇用型）	1,197	1,287	1,367	1,466	1,568
就労定着支援	180	201	236	267	281
自立生活援助	26	34	32	36	31
共同生活援助（グループホーム）	848	884	936	1,027	1,115

(3) 補装具費の支給

(障がい援護課各援護係)

身体障害者手帳を所持している障がい者（児）、難病患者を対象に、補装具費の支給（購入、借受けまたは修理）を行っています。割合としては、装具や補聴器等介護保険の対象とならない種目の交付申請が多くなっています。また、世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

【補装具の種目】

義手、義足、装具（下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具）、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

ア 借受けの対象となる種目は限られています。

イ 補装具の種目によっては、東京都心身障害者福祉センターの判定が必要となる場合があります。また、児童の場合は、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医、指定自立支援医療機関の医師、または保健所の医師等の意見書が必要です。

障－第14表 補装具費の支給件数および支給総額

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	1,826	1,821	1,860	1,810	1,762
支給総額（円）	175,104,234	164,967,973	174,761,346	169,896,877	185,756,695

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域で生活する障がい者等のニーズや地域の特性を踏まえて、区市町村が創意工夫をし、効率的・効果的なサービスを実施する事業です。

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業<意思疎通支援事業>

(障がい福祉課障がい福祉係)

聴覚障がいなどで意思疎通のために手話通訳や要約筆記者が必要な障がい者に、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。

障－第15表 手話通訳者・要約筆記者派遣実施実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
派遣者数（人）	1,838	2,184	2,041	2,086	2,179	
内訳	手話通訳者	1,731	2,069	1,920	1,898	2,053
	要約筆記者	99	112	116	154	110
	広域要約筆記者	8	3	5	34	16
委託料等合計（円）	11,471,010	13,699,243	13,283,649	13,977,848	13,902,875	

※ 手話通訳者派遣を東京手話通訳等派遣センターと足立区総合ボランティアセンターに、要約筆記者派遣は東京手話通訳等派遣センターに委託して実施している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

(障がい援護課各援護係)

日常生活の利便を図るため、日常生活用具および住宅設備改善費を給付しています。なお、世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

ア 日常生活用具の種類

浴槽（湯沸器含む）、入浴担架、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、便器（ポータブルトイレ）、特殊便器（温水洗浄便座）、特殊マット、頭部保護帽、訓練いす、カーシート、携帯用会話補助装置（専用機器、タブレット端末）、火災警報器、自動消火装置、特殊寝台、体位変換器、特殊尿器、ポータブルレコーダー（再生専用機、テープレコーダー、ICレコーダー、タブレット端末）、時計（触読、音声）、点字タイプライター、音声式体温計、音声式体重計、音声式血圧計、電磁調理器、視覚障がい者用拡大読書器（拡大読書器、音声読書器、タブレット端末）、音響案内装置、点字ディスプレイ、活字文書読上げ装置（専用機器、タブレット端末）、音声情報読取器、屋内信号装置、聴覚障がい者用通信装置、フラッシュベル、情報受信装置、会議用拡聴器、携帯用信号装置、ガス安全システム、酸素吸入装置、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、空気清浄器、透析液加温器、ルームクーラー、歩行補助つえ、点字器（標準型・携帯用）、情報通信支援用具、人工喉頭（笛式・電動式・埋込型用人工鼻）、収尿器、ストーマ装具（消化器系・尿路系・紙おむつ・洗腸装具）、訓練用ベッド、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、身体障がい者用三輪（四輪）自転車、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーター（カーインバーター）、地上デジタル放送受信ラジオ

※ タブレット端末については令和5年度より選択可能

障－第16表 日常生活用具給付実績

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数 (件)	障がい	13,748	14,298	14,549	13,530	14,648
	難病	5	17	8	11	5
	計	13,753	14,315	14,557	13,541	14,653
給付総額 (円)	障がい	159,655,104	162,170,256	169,222,680	162,093,247	179,218,677
	難病	257,115	866,147	647,002	735,166	315,634
	計	159,912,219	163,036,673	169,869,682	162,828,413	179,534,311

イ 住宅設備改善費の給付対象者および内容

(ア) 小規模改修

学齢児以上65歳未満で、下肢または体幹の障がいの程度が3級以上の方、および補装具として車いすの交付を受けている内部障がい者、難病患者で下肢または体幹機能に

障がいのある方。ただし、介護保険の対象者は介護保険の住宅改修が優先されます。

(イ) 中規模改修

学齢児以上65歳未満で、下肢または体幹の障がいの程度が2級以上の方、および補装具として車いすの交付を受けている内部障がい者。ただし、介護保険の対象者は介護保険の住宅改修が優先されます。

(ウ) 屋内移動設備

学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢または体幹に係る障がいの程度が1級の方、および補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者。

(エ) 階段昇降機等

学齢児以上の身体障がい者で、歩行ができない状態で、上肢障がい1級の者、下肢または体幹に係る障がいの程度が3級以上の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者。

- ① 65歳以上でも対象になります。
- ② 階段昇降機の設置は建築基準法への適合が必要です。

障－第17表 住宅設備改善費給付実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数(件)	35	26	30	37	43
給付総額(円)	14,036,369	9,767,953	12,707,776	18,625,211	18,525,462

(3) 手話講習会事業<手話奉仕員養成研修事業>

(障がい福祉課障がい福祉係)

聴覚障がい者等の社会参加を促進するために区内在住、在勤、または在学者で聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方を対象に手話講習会を実施し、手話ボランティアおよび手話通訳者を目指す方を養成します。手話通訳者として活動する人材の確保が課題であるため、令和元年度より養成コースを新設し、手話通訳者の養成をさらに推進しています。

ア 講習会内容

- (ア) 初級 基礎的な手話技術と聴覚障がいについて学びます。
- (イ) 中級 手話の文法の習得と聴覚障がいの福祉や制度などを学びます。
- (ウ) 上級 手話通訳の技術(基本)と心構え、ソーシャルワークの概論などを学びます。
- (エ) 養成 手話通訳の技術(応用)、理念と仕事などを学びます。

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
4 地域生活支援事業

障－第18表 手話講習会事業 受講者・修了者数 (人)

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
初級	受講者数	45	25	58	118	119
	修了者数	33	15	44	85	82
中級	受講者数	39	12	37	37	68
	修了者数	33	7	30	36	56
上級	受講者数	10	10	8	15	12
	修了者数	9	10	5	15	12
養成	受講者数	6	5	6	5	12
	修了者数	6	4	6	2	10

(4) 移動支援事業

(障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

屋外での移動が困難な障がい者等に外出のための支援を行うことで、地域における自立生活および社会参加を促進しています。利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じた自己負担があります。

障－第19表 移動支援事業延べ利用者(台)数、延べ利用時間数

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
個別	延べ利用者数(人)	8,395	8,808	8,395	9,226	9,297
	延べ利用時間数(時間)	92,309	98,177	92,309	104,343	104,395
車両	延べ利用台数(台)	9,916	10,067	9,916	9,900	10,784
	延べ利用者数(人)	176,756	179,197	176,756	176,059	189,302
支給総額(円)		723,165,030	840,552,610	932,515,430	950,309,970	999,802,600

※ 個別は個別支援型(ガイドヘルプ)、車両は車両移送型(通所バス運行事業)の略。

(5) 地域活動支援センター事業

(障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)
創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の機会の提供により、障がい者などの地域生活を支援しています。

利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じた自己負担があります。ただし、精神障がい者のみを対象としている地域活動支援センターは、実費相当のみ負担があります。

障一第20表 地域活動支援センター利用者数

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人数	178	159	148	146	138
施設数	6	6	6	6	6

障一第21表 精神障がい者のみを対象とする地域活動支援センターの登録者数

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人数	415	422	377	382	384
施設数	2	2	2	2	2

5 児童福祉法に基づくサービス

(1) 障害児通所支援事業

(障がい援護課各援護係)

児童福祉法に基づくサービスであり、主に障がい（発達障がい児を含む）のある未就学児、学齢児を対象としたサービスを提供しています。

障害者手帳所持が要件ではなく医師の意見書を基に支援を受けることができ、保育園・幼稚園・学校の普通級に所属しながらでも療育を受けることができるため、利用者も増えています。

ア 児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

イ 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進します。

ウ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいにより、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

エ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を訪問により提供し、保育所等での安定した利用を促進します。

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
 5 児童福祉法に基づくサービス

障－第22表 障害児通所支援利用児童数 (人)

サービス名／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童発達支援	541	678	778	881	1,009
医療型児童発達支援	28	30	29	28	33
放課後等デイサービス	975	1,008	1,086	1,213	1,330
保育所等訪問支援	93	112	116	119	173
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	3	3

※ 児童福祉法等の一部改正により、令和6年4月から児童発達支援の類型は「児童発達支援」に一元化されたが、令和9年3月末までは経過措置期間のため、従来どおりの表記とする。

6 医療・看護に対する助成

(1) 自立支援医療（更生医療）

(障がい援護課各援護係)

18歳以上で、身体障害者手帳を所持している方を対象に、確実な治療の効果が期待できるものに、適用される制度です。

自己負担については原則1割負担としていますが、世帯の所得水準等に応じて1か月当たりの負担に上限額を設定しています（原則所得制限がありますが、医療の内容等により経過措置あり）。

障－第23表 自立支援医療（更生医療）給付件数 (件)

種別／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
視覚障がい	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	2	1	1	1	0
音声・言語機能障がい	1	4	1	0	3
肢体不自由	0	0	0	0	0
心臓機能障がい	1	1	1	1	1
腎臓機能障がい	627	678	673	653	579
小腸機能障がい	0	0	0	0	0
肝臓機能障がい	6	6	7	8	6
免疫機能障がい	282	355	374	389	298
計	919	1,045	1,057	1,052	887

障－第24表 自立支援医療（更生医療）の給付延べ件数および給付総額

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	8,303	8,639	8,779	8,752	8,419
給付総額(千円)	1,844,982	1,883,050	1,820,780	1,813,629	1,699,021

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

7 手当・年金の給付

(2) 心身障害者（児）医療費助成

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター）

病院・診療所等で診療を受けたとき、保険医療（診療・投薬・補装具）にかかる医療費の自己負担分の一部を助成しています（通称：マル障）。入院時の食費は自己負担になります。

ア 対象者 次のいずれにも該当する方

- (ア) 身体障害者手帳1・2級（内部障がいについては1～3級）または愛の手帳1・2度
または精神障害者保健福祉手帳1級
- (イ) 所得制限以下
- (ウ) 健康保険に加入している
- (エ) 新規申請時に65歳未満（一部例外あり）

障一第25表 心身障害者（児）医療費助成実績 (人)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対 象 者 数	身体障害者手帳 愛の手帳	6,585	6,552	6,464	6,478	6,407
	精神障害者 保健福祉手帳	204	232	235	238	247
	計	6,789	6,784	6,699	6,716	6,654

- ① 精神障害者保健福祉手帳1級の方は、平成31年1月1日より対象となった。
- ② 医療費助成の支払いは、償還払いを除き東京都で行っている。

7 手当・年金の給付

(1) 在宅重度心身障がい者福祉手当の支給<国制度>

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給しています。いずれの手当も、本人または扶養義務者の所得が法に定める基準以下の方を対象としています。本制度は、障がい者の所得保障制度を確立するための障害基礎年金の創設とあわせて昭和61年4月1日に新たに改正され、特別障害者手当等の制度が創設されました。これにより、従前の福祉手当の受給者で障害基礎年金にも特別障害者手当にも該当しない方は、福祉手当（経過措置）の対象となりました。

ア 障害児福祉手当

(ア) 対象者

身体または精神に法律の定める重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の児童。

※ 施設入所者および障がいを事由とする公的年金受給者は除く。

(イ) 手当額 月額 15,690円（令和7年4月改定16,100円）

イ 福祉手当（経過措置）

(ア) 対象者

昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、従前の福祉手当の受給資格を有する方。

※ 施設入所の方および障がいを事由とする公的年金受給の方は除く。

(イ) 手当額 月額 15,690円（令和7年4月改定16,100円）

ウ 特別障害者手当

(ア) 対象者

身体または精神に法律の定める著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の方。

※ 施設入所の方および病院等に長期（3か月を超える）入院の方を除く。

(イ) 手当額 月額 28,840円（令和7年4月改定29,590円）

障－第26表 在宅重度心身障がい者福祉手当受給者数および給付総額

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数 (人)	障害児福祉手当	307	295	293	310	323
	福祉手当（経過措置）	23	20	16	14	10
	特別障害者手当	870	874	856	923	924
	計	1,200	1,189	1,165	1,247	1,257
給付総額（円）		344,575,120	344,007,330	341,590,590	351,625,790	379,009,980

(2) 重度心身障害者手当の支給＜都制度＞

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

特に重度の心身障がいを有するため、常時複雑な介護を必要とする方に支給しています。新規申請は65歳未満の方のみです（一部例外あり）。

ア 対象者

(ア) 重度の知的障がいであって著しい精神症状を有する方

(イ) 重度の知的障がいと重度の身体障がいが重複している方

(ウ) 重度の肢体不自由で両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な方

※ 施設入所の方および病院等に継続して3か月を超えて入院している方、本人（受給者が20歳未満の場合は扶養義務者）の所得が制限基準額を超える方は除く。

イ 手当額

月額 60,000円（平成8年4月改定）

障－第27表 重度心身障害者手当受給者数 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数	585	572	555	549	546

※ 手当の支給は東京都で行っている。

(3) 障がい者福祉手当の支給<区制度>【令和6年度拡充】

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

区内に住所を有する心身障がい者の方に、福祉の増進を図ることを目的として、4月・8月・12月の年3回支給しています。新規申請は65歳未満の方のみです(一部例外あり)。

ア 対象者と手当額

(ア) 20歳以上の心身障がい者で、以下の要件に該当する方。

身体障害者手帳1・2級、脳性マヒ、進行性筋萎縮症、愛の手帳1～3度の方
 手当額 月額 15,500円

(イ) 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の方(令和6年8月1日より20歳未満の方を支給対象に追加しました)

手当額 月額 4,000円(令和7年4月改定7,750円)

※ 施設入所の方、難病患者福祉手当を受給している方、対象者の保護者が児童育成(障害)手当を受給している場合は除く。また、本人(受給者が20歳未満の場合は扶養義務者)の所得が制限基準額を超えている方は支給対象外。

障－第28表 障がい者福祉手当受給者数 (人)

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
身体障害者手帳	1級	4,170	4,173	4,107	3,879	3,808
	2級	2,244	2,212	2,159	2,095	2,034
脳性マヒ		85	85	92	88	87
進行性筋萎縮症		6	6	6	7	10
愛の手帳	1度	10	10	14	13	12
	2度	453	461	471	484	488
	3度	607	603	616	619	618
身体障害者手帳	3級	1,558	1,511	1,493	1,398	1,375
愛の手帳	4度	1,363	1,425	1,474	1,508	2,037
精神手帳	1級	159	171	190	191	225
受給者総数		10,655	10,657	10,622	10,282	10,694

① 令和5年度より手当支給停止中の者を除いた数値とした。

② 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の20歳未満の方が、令和6年8月1日より対象となった。

障－第29表 障がい者福祉手当給付総額 (円)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
給付総額	1,515,022,000	1,509,417,500	1,495,335,000	1,479,508,500	1,487,552,500

※ 精神障害者保健福祉手帳1級の方に支給する給付額は除く。

(4) 難病患者福祉手当の支給<区制度>

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係)

区内に住所を有する対象疾病の医療費助成を認定された方に月額15,000円の手当を4月・8月・12月の年3回支給し、生活の安定を図っています。新規申請は65歳未満の方のみです(一部例外あり)。

※ 施設入所の方、障がい者福祉手当を受給している方、対象者の保護者が児童育成(障害)手当を受給している場合は除く。また、本人(受給者が20歳未満の場合は扶養義務者)の所得が制限基準額を超えている方は支給対象外。

障一第30表 難病患者福祉手当給付実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給者数(人)	3,052	3,124	3,245	3,377	3,447
給付総額(円)	530,160,000	567,000,000	586,215,000	604,875,000	632,910,000

(5) 心身障害者扶養年金<都制度>

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係)

東京都心身障害者扶養年金に加入している方が亡くなられた場合、障がい者に終身一定額の年金が支給されます。

平成18年度をもって制度が廃止されたため、廃止時点で年金受給者であった方の継続支給(終身)及び未受給者への清算金の支給を実施しています。

年金額 月額 30,000円 (特約加入の方は月額40,000円)

(6) 心身障害者扶養共済<都制度>

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係)

心身障害者扶養共済に加入している保護者が死亡または重度障がいと認められた場合、障がい者に終身一定額の年金が支給されます。

足立区から転出した場合でも、転出先の制度に加入することで、加入期間が通算される全国共通の制度です。

年金額 月額 20,000円(加入1口当たり)

※ 廃止された心身障害者扶養年金にかわり、東京都が平成20年4月から開始。

8 日常生活に対する支援

8 日常生活に対する支援

(1) 日中保護（日中一時支援）事業

（障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター）
 一時的に日常の介護をする方がいないため、見守りなどが必要な障がい者を、日中、施設
 で支援します。

ア 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病患者

イ 支給日数

月7日

※ 日中保護事業の利用日数は、短期入所と双方で合算して原則7日を上限とします。

ウ 利用者負担

利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じた自己負
 担があります。

障－第31表 日中保護事業利用実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実利用者数（人）	61	49	67	70	78
延べ利用回数（回）	739	933	1,086	1,346	1,458
利用総額（円）	2,163,100	2,662,960	3,146,120	3,839,020	4,222,260

(2) 重度脳性麻痺者介護人派遣

（障がい援護課各援護係）

在宅の重度脳性麻痺の方を、その家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）が介護人として介護
 した場合に介護人派遣手当を支給しています。

ア 対象者

20歳以上で身体障害者手帳1級の重度脳性麻痺者

※ 上肢機能障がいのみの方、歩行可能な方は除く

イ 介護人

障がい者本人に推薦された親、子、兄弟姉妹、配偶者を介護人とします。

ウ 派遣回数

月に12回を限度に派遣（1回3時間以上）

エ 手当額

1回 6,560円

オ 制限

障害者総合支援法による短期入所を除く自立支援給付サービスや地域生活支援事業移動
 支援事業、地域活動支援センター、もしくは、介護保険による訪問介護または通所介護の
 利用者は対象外。

障－第32表 重度脳性麻痺者介護人派遣実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録派遣対象者数（人）	22	22	20	19	18
登録介護人数（人）	22	22	20	19	18
派遣回数（回）	3,091	3,024	2,828	2,688	2,385
派遣総額（円）	20,276,960	19,837,440	18,551,680	17,633,280	15,645,600

※ 派遣回数は、年間の延べ回数である。

(3) 心身障がい者（児）緊急あずけあい事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

介護者の疾病、事故等により、一時的に当該心身障がい者（児）の保護を要する場合、区が指定した団体会員等相互で心身障がい者（児）をあずけあう制度で、実施団体に助成しています。

ア 対象者

身体障害者手帳3級以上および愛の手帳所持者

イ 助成額

4時間未満	2,000円
4時間以上8時間未満	3,500円
8時間以上	4,500円

障－第33表 心身障がい者（児）緊急あずけあい事業実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
4時間未満（件）	0	0	0	0	0
4時間～8時間（件）	0	0	0	0	0
8時間以上（件）	2	0	0	0	0
助成総額（円）	9,000	0	0	0	0

(4) 重度身体障がい者巡回入浴

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係)

重度身体障がい者宅に巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供しています。

ア 対象者

入浴可能な常時ねたきりの身体障がい者のうち、15歳以上65歳未満で肢体不自由にかかる身体障害者手帳1・2級の方

イ 利用回数

年52回以内、月5回以内

ウ 利用者負担

1回につき970円

※ 生活保護受給者は無料。

障－第34表 重度身体障がい者巡回入浴実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象者数(人)	45	45	38	45	51
入浴延回数(回)	2,030	1,871	1,676	1,763	2,070
給付総額(円)	18,296,140	16,837,260	14,994,260	23,769,480	27,958,790

(5) 重度心身障がい者訪問理美容サービス

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係)

東京都重度心身障害者手当または特別障害者手当の受給者のうち、15歳以上65歳未満で、在宅でねたきりの状態のため、店舗で理髪・美容を利用することができない方に対し、訪問による理美容サービスを実施しています。

ア 利用回数

年6回以内

イ 利用者負担

1回につき500円(利用者が直接、実施店に支払う)

障－第35表 訪問理美容サービス利用実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者数(人)	23	25	25	26	30
利用回数(回)	51	58	102	102	121
給付総額(円)	234,600	266,800	469,200	469,200	556,600

※ 令和3年度まで利用回数は年3回以内として実施。

(6) 身体障がい者緊急通報システム制度

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係)

身体障がい者等が、居宅内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、携帯できる無線発信機を用いて区と契約した民間受信センターへ通報し、必要に応じて救急車を要請する制度です。

ア 対象者

区内に居住するひとり暮らし等の18歳以上65歳未満の方で、固定電話を設置しており、次のいずれかに該当する方。

- (ア) 身体障害者手帳1・2級
- (イ) 下肢・体幹・平衡・内部機能障がい3級
- (ウ) 下肢・内部機能障がい4級を含む身体障害者手帳3級
- (エ) 難病患者福祉手当受給者

障一第36表 身体障がい者緊急通報システム設置実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
設置数(台)	13	18	16	20	21
設置総額(円)	482,829	548,020	512,380	530,618	594,770

※ 令和4年度から支給対象を拡大し、「ア 対象者(イ)～(エ)」の方も支給対象とした。

(7) 心身障がい者用電話の貸与と電話料金の助成

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係)

緊急時の連絡や各種相談等の手段確保のため、日常生活に支障のある心身障がい者のいる世帯に対し、電話料金の一部を助成しています。また、電話のない世帯には、区長名義の電話を貸与するとともに、電話料金の一部を助成しています。

ア 電話料金の助成

(ア) 対象世帯

すでに固定電話を設置している身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1度に該当する者がいる生活保護受給または住民税が均等割以下の世帯

(イ) 助成額

電話の基本料金(回線使用料およびユニバーサルサービス料)に消費税を加えた額

イ 電話の貸与と基本料金の助成

(ア) 対象世帯

電話のない身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1度に該当する者がいる生活保護受給または住民税が均等割以下の世帯

(イ) 助成内容

区長名義の電話回線の貸与、電話機の給付、電話の基本料金(回線使用料およびユニバーサルサービス料)に消費税を加えた額の助成

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等

障－第37表 心身障がい者用電話の助成実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
料金助成件数（件）	251	222	170	156	136
電話貸与件数（件）	104	96	81	71	62
助成総額（円）	7,915,654	7,129,994	6,133,531	5,281,970	4,757,490

(8) ファクシミリ等助成事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

聴覚障がい者団体の活動の育成および相談事業の充実のため、電話またはファクシミリの通信に係る経費の一部助成を行っています。

ア 助成対象

足立区ろう者協会団体役員、身体障害者相談員（聴覚）および手話通訳者連絡会の相談員の居宅に設置されたもの15台

イ 助成内容

ファクシミリ等の基本料

(9) 障がい者のしおりの配布

(障がい福祉課障がい福祉係)

障がい者向けの手引きとして、福祉サービスをわかりやすくまとめるとともに、公共施設バリアフリーマップを掲載した「障がい者のしおり」と、視覚障がいのある方に対し、音声版（DAISY版）を発行しています。しおりの表紙には、専用装置で音声版の発行の案内が確認できるように、音声コード（Uni-Voice）を添付しています。しおりの内容については、足立区ホームページからも閲覧ができます。

ア 発行部数

10,000部、20枚（音声版）

イ 発行時期

令和7年10月末、令和8年3月末（音声版）（発行予定）

9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等

(1) 心身障がい者福祉タクシー券の交付（令和4年度より福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付に統合）

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係)

令和4年度から事業統合により、「福祉タクシー・自動車燃料助成券」の交付となりました。

ア 対象者

- (ア) 下肢・体幹・平衡・移動機能障がいのある1～3級の方
- (イ) 視覚障がいのある1・2級の方
- (ウ) 内部機能障がいのある1級の方
- (エ) 愛の手帳1・2度の方

イ 内容

東京23区、武蔵野市、三鷹市を営業区域としているタクシーの乗車料金の支払いに使用できるタクシー券を申請月に応じて交付しました（4月から7月は3冊：33,000円分、8月から11月は2冊：22,000円分、12月から3月は1冊：11,000円分）。

障－第38表 心身障がい者福祉タクシー券交付実績

項目／年度	2年度	3年度
交付者数(人)	9,431	9,279
交付数(冊)	31,456	30,679
利用率(%)	67.9	72.1
支出総額(円)	234,935,348	243,448,084

- ① 支出総額には、契約事業者への手数料（3%）を含む。
- ② 利用率は、支出総額を交付額（交付数×11,000円）で除して算出。

(2) 心身障がい者自動車燃料費助成（令和4年度より福祉タクシー・自動車燃料助成券、福祉自動車燃料助成券の交付に統合）

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

令和4年度から事業統合により、「福祉タクシー・自動車燃料助成券」、「福祉自動車燃料助成券」の交付となりました。

ア 対象者

(ア) 障がい者が運転免許証所持者の場合

- ① 体幹・平衡機能障がい、または内部機能障がいのある1～3級の方
- ② 下肢・移動機能障がいのある1～4級の方

(イ) 次の障がい者（児）の同一生計者が運転する場合

- ① 下肢・体幹・移動機能障がい、または視覚障がいのある1・2級の方
- ② 内部機能障がいのある1級の方
- ③ 愛の手帳1・2度の方

イ 内容

助成金額は年額24,000円（自動二輪車は12,000円）とし、年度途中の認定者については、月額2,000円（自動二輪車は1,000円）に年度末までの月数に乗じた額を助成しました。

※ 福祉タクシー券との併給不可。

障－第39表 心身障がい者自動車燃料費助成実績

項目／年度	2年度	3年度
認定者数（人）	2,843	2,815
助成総額（円）	62,021,000	61,925,000

(3) 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付（令和4年度より開始）【令和6年度拡充】

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

日常生活の利便と外出の機会を拡大し、障がい者の社会参加の一助とするため、外出困難な心身障がい者に対し、タクシー料金及び自動車燃料費の支払いに利用できる助成券を交付しています。

※ 令和6年度より助成上限額が42,000円になりました。

《タクシーの利用》区と契約している事業者のタクシーに障がい者本人が乗車

《ガソリンスタンドでの利用》指定ガソリンスタンドで区へ登録済みの車両に給油

ア 対象者

- (ア) 下肢・体幹・平衡・移動機能障がいのある1～3級の方
- (イ) 視覚障がいのある1・2級の方
- (ウ) 内部機能障がいのある1級の方
- (エ) 愛の手帳1・2度の方

イ 交付冊数

- (ア) 4月から7月に申請 … 3冊（42,000円分）
- (イ) 8月から11月に申請 … 2冊（28,000円分）
- (ウ) 12月から3月に申請 … 1冊（14,000円分）

(4) 福祉自動車燃料助成券の交付（令和4年度より開始）【令和6年度拡充】

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

日常生活の利便と外出の機会を拡大し、障がい者の社会参加の一助とするため、自動車（軽自動車、自動二輪車等を含む）または原動機付自転車の燃料費の支払いに利用できる助成券を交付しています。

※ 令和6年度より助成上限額が42,000円になりました。

ア 対象者 次のいずれかに該当し、ご自身で運転される方

(ア) 下肢・移動機能障がいのある4級の方

(イ) 内部機能障がいのある2・3級の方

イ 交付冊数

(ア) 自動車（軽自動車を含む）の場合

① 4月から7月に申請 … 3冊（42,000円分）

② 8月から11月に申請 … 2冊（28,000円分）

③ 12月から3月に申請 … 1冊（14,000円分）

(イ) 自動二輪車等、原動機付自転車の場合

① 4月から9月に申請 … 2冊（28,000円分）

② 10月から3月に申請 … 1冊（14,000円分）

障一第40表 福祉タクシー・自動車燃料助成券、福祉自動車燃料助成券交付実績

項目／年度		4年度	5年度	6年度
福祉タクシー・自動車燃料助成券	交付者数(人)	11,089	10,939	10,705
	交付数(冊)	36,710	35,931	35,528
福祉自動車燃料助成券	交付者数(人)	520	528	538
	交付数(冊)	1,641	1,722	1,755
利用率(%)		73.1	74.0	72.1
支出総額(円)		317,472,150	315,591,555	387,484,616

① 支出総額には、契約事業者への手数料（3%）を含む。

② 利用率は、支出総額から契約事業者への手数料を除いた額を交付額（4・5年度：交付数×11,000円、6年度：交付数×14,000円）で除して算出。

(5) 心身障がい者自動車運転免許取得助成

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

心身障がい者の生活圏拡大を図るため、運転免許取得に要する教習費用の一部を助成しています。

ア 対象者 次のいずれにも該当する方

(ア) 自動車教習所に入所を承認されている方

(イ) 身体障害者手帳3級以上（内部機能障がいは4級以上、下肢・体幹機能にかかる障がいは5級以上で歩行困難な方）、または愛の手帳1～4度の方

(ウ) 申請時に区内に引き続き3か月以上居住している方

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等

- (エ) 前年の所得税額400,000円以下の方
- (オ) 他制度で同様の助成を受けていない方

イ 助成額

164,800円（限度額）

障－第41表 心身障がい者自動車運転免許取得助成実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	13	6	9	10	8
助成総額（円）	2,101,200	927,000	1,400,800	1,565,600	1,215,400

(6) 身体障がい者用自動車改造費の助成

（障がい援護課各援護係）

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、自動車改造に要する経費の一部を助成します。

ア 対象者 次のいずれにも該当する18歳以上の身体障害者手帳を所持している方

- (ア) 上肢、下肢または体幹機能障がい1級～2級の方
- (イ) 自らが所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造する必要がある方
- (ウ) 一定の所得以下の世帯に属する方

イ 助成額

1台について133,900円（限度額）

障－第42表 身体障がい者用自動車改造費助成実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	8	2	3	1	4
助成総額（円）	1,005,781	267,800	401,700	133,900	535,600

10 就労促進事業

(1) 心身障がい者等の就労促進事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

ア 障がい者の店設置

一般就労が困難な障がい者に就労の機会を提供し、日々の業務を通じた訓練により民間企業等への就労促進を図るために、「障がい者の店」を設置しています。

(ア) 竹の塚障がい福祉館内売店「友愛の店」(昭和54年6月開店)

(イ) 区役所北館2階喫茶店「茶房ゆうあい」(平成8年10月開店)

(ウ) 梅田センター1階喫茶店「喫茶ゆうあい」

(平成15年5月障がい福祉センター1階に開店、平成28年4月現在地に移転)

(エ) 千住金属工業株式会社内「茶館妙好」(平成17年6月開店)

イ 竹の塚障がい福祉館受付業務の委託

竹の塚障がい福祉館の受付業務を、障がい者団体に委託し、障がい者の就労の機会を提供しています。

(2) マッサージ等施術実施事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

視覚障がい者に就労の機会を提供すると共に、高齢者の健康保持を図るため、視覚障がい者で鍼・きゅう・あん摩マッサージ指圧師の資格を有する方が所属する団体に本事業を委託し、73歳以上の区民を対象にマッサージ等を実施しています。

ア 対象者

区内在住の73歳以上の方

イ 実施場所

竹の塚障がい福祉館・足立区勤労福祉会館(綾瀬プルミエ内)

※ 足立区勤労福祉会館改修工事のため、令和4年度のみ綾瀬住区センターで実施。

ウ 利用者負担

無料

障－第43表 マッサージ等実施実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
視覚障がい者 延べ施術者数(人)	207	207	203	186	253
利用者数(人)	239	239	1,325	1,690	2,165
委託料(円)	4,598,045	4,589,309	4,638,867	4,595,844	5,706,900

11 法人等運営助成

(1) 社会福祉法人施設整備助成

(障がい福祉課障がい施設調整担当)

心身障がい者施設の整備と経営の安定化を図ることを目的に、社会福祉法人に対し、施設

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.1 法人等運営助成

の整備費を助成しています。

障－第4.4表 社会福祉法人施設整備助成実績

年度	社会福祉法人名	助成額
2年度	社会福祉法人あいのお福祉会（花畑あかしあ園）	123,209千円
3年度	該当なし	0千円
4年度	社会福祉法人ひふみ会（（仮称）陽光）	14,760千円
5年度	社会福祉法人ひふみ会（（仮称）陽光）	226,320千円
	学校法人三幸学園（（仮称）児童発達支援センター三幸）	48,206千円
6年度	学校法人三幸学園（（仮称）児童発達支援センター三幸）	318,478千円

(2) 障がい者通所施設等運営

(障がい福祉課障がい施設調整担当)

特別支援学校卒業生や在宅障がい者の日中活動の場を確保するため、指定管理者制度を活用し、専門的な知識を有する社会福祉法人への委託により、障がい者通所施設等を運営しています。

障－第4.5表 障がい者通所施設等運営実績

年度	施設名（法人名）	委託料
2年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	150,235千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのお福祉会、社会福祉法人あだちの里）	165,690千円
3年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	154,830千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのお福祉会、社会福祉法人あだちの里）	162,685千円
4年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	166,719千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのお福祉会、社会福祉法人あだちの里）	172,893千円
5年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	168,745千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのお福祉会、社会福祉法人あだちの里）	183,309千円
6年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	169,649千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのお福祉会、社会福祉法人あだちの里）	179,525千円

(3) 社会福祉法人運営助成

(障がい福祉課障がい施設調整担当)

社会福祉法人等が運営する障がい者施設運営費の一部を助成することにより、施設運営の安定化と障がい者が享受する障がい福祉サービスの質の向上を図っています。

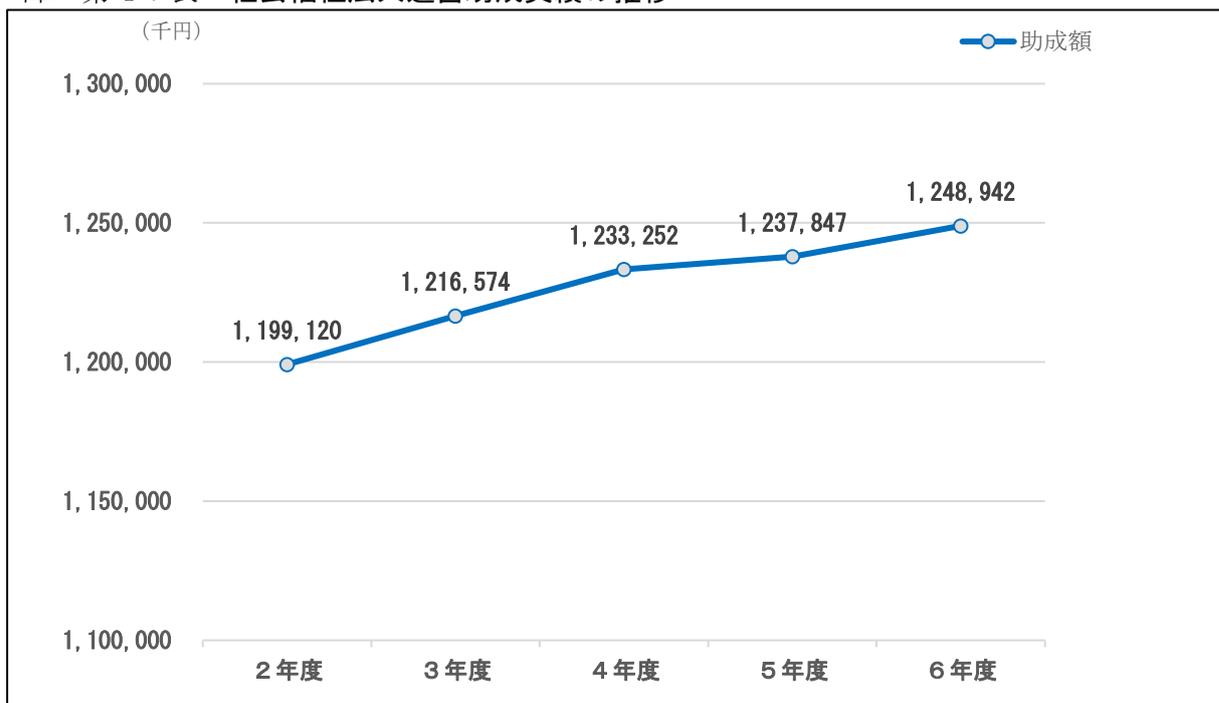
障－第46表 社会福祉法人運営助成実績

年度	助成事業名	対象数	助成額
2 年度	法人運営助成	8 法人 29 施設	802,962 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	5 法人 6 施設	5,476 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助	14 法人 31 施設	344,013 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助	1 法人 1 施設	31,979 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助	3 法人 5 施設	14,690 千円
	計	72 施設	1,199,120 千円
3 年度	法人運営助成	8 法人 30 施設	806,011 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	6 法人 6 施設	5,363 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助	14 法人 33 施設	360,198 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助	1 法人 1 施設	33,576 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助	3 法人 4 施設	11,426 千円
	計	74 施設	1,216,574 千円
4 年度	法人運営助成	8 法人 30 施設	802,021 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	6 法人 7 施設	6,125 千円
	区内グループホーム重度障がい者受け入れ補助	9 法人 23 施設	11,223 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助	14 法人 33 施設	366,237 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助	1 法人 1 施設	34,535 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助	3 法人 4 施設	13,111 千円
	計	98 施設	1,233,252 千円
5 年度	法人運営助成	8 法人 30 施設	798,270 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	9 法人 10 施設	10,286 千円
	区内グループホーム重度障がい者受け入れ補助	9 法人 22 施設	10,978 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助	14 法人 33 施設	367,368 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助	1 法人 1 施設	32,958 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助	3 法人 4 施設	17,987 千円
	計	100 施設	1,237,847 千円

障－第46表 社会福祉法人運営助成実績

年度	助成事業名	対象数	助成額
6 年度	法人運営助成	8 法人 31 施設	791,429 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	11 法人 14 施設	7,868 千円
	区内グループホーム重度障がい者受け入れ補助	8 法人 23 施設	11,340 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助	14 法人 34 施設	372,135 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助	1 法人 1 施設	33,860 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助	3 法人 4 施設	19,930 千円
	児童発達支援センター支援体制構築費用補助	1 法人 1 施設	6,380 千円
	障がい児支援体制整備促進事業補助	1 法人 1 施設	6,000 千円
	計	109 施設	1,248,942 千円

障－第47表 社会福祉法人運営助成実績の推移



1.2 福祉団体に対する支援

(1) 障がい福祉団体活動助成金交付事業

(障がい福祉課障がい福祉係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課)

障がい者及びその家族の福祉増進を図り、社会における障がいへの理解を促進することを目的に、区内で活動する障がい福祉団体（区内で主たる活動を行い、会員の過半数が区民で構成された団体）に対して、事業費の一部を助成しています。

障一第48表 障がい福祉団体活動助成実績

項目／年度	3年度	4年度	5年度	6年度
助成団体数	10	10	10	10
助成総額（円）	2,092,000	2,227,000	2,208,000	2,105,000

※ 令和元年度までは足立区社会福祉協議会が福祉団体助成事業として実施。

(2) 地域福祉推進事業運営費助成事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

障がい者、高齢者等の在宅福祉サービス等の普及・拡大を図ることを目的に、区内で福祉サービス等を実施する非営利の民間団体に対して、地域に根ざし安定した運営が確保されるよう、経費の一部を助成しています。

ア 助成対象事業

既存の公的制度や補助事業の対象となっていない、地域の実情にあった福祉ニーズに対応できる事業を対象としています。

- (ア) 移送サービス（一般交通機関の利用が困難な者に対し、福祉車両の運行により移動手段を確保する事業）
- (イ) 食事サービス（高齢者・障がい者のみの世帯等で食事の支度が困難な者に対し、毎日1食程度の配食を行う事業）
- (ウ) 障がい児者地域活動支援サービス（障がい児者の社会参加を促進するため、放課後や休日等に、地域交流活動を行う事業）

イ 助成団体

区との連携、活動の実績、助成事業の必要性等を勘案し選定します。

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.3 相談援助事業（障がい福祉センター事業）

1.3 相談援助事業（障がい福祉センター事業）

(1) 障がい者自立生活支援センター事業

（障がい福祉センター自立生活支援係）

在宅の障がい者のさまざまな相談、利用援助、自立支援等を総合的に行い、障がい者（児）とその家族の地域生活を支援し、社会参加への促進を図っています。例年相談件数の2～3割は新規相談です。

ア 対象者

地域生活支援を必要とする障がい者（児）とその家族

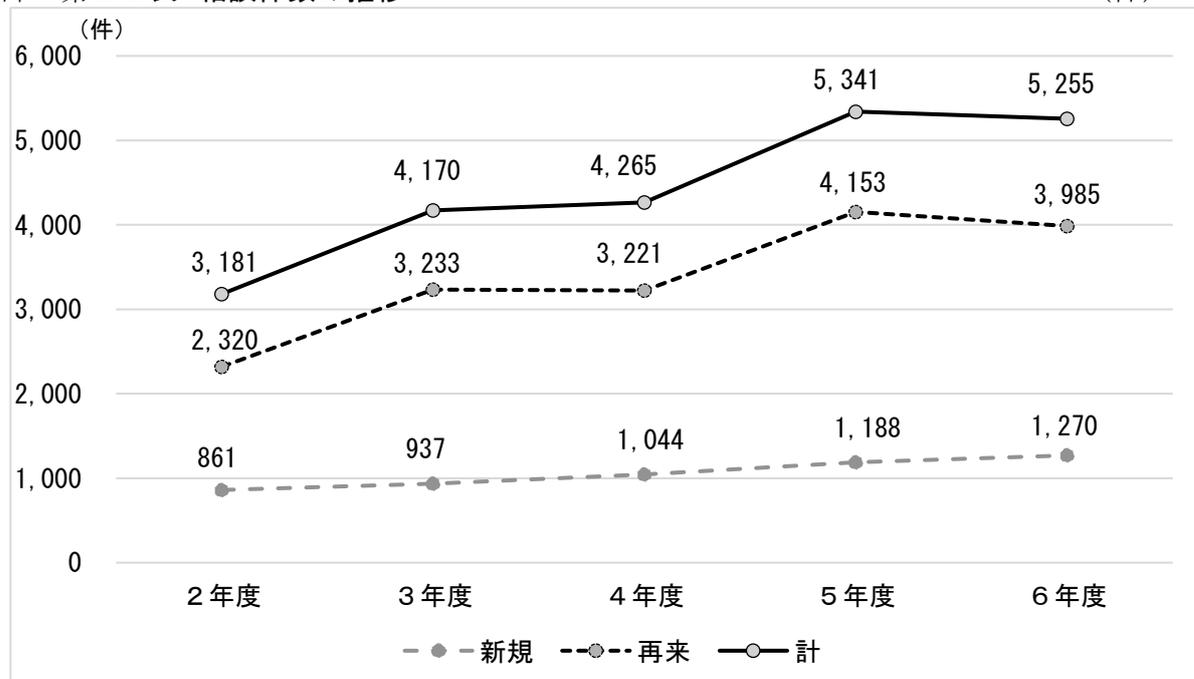
イ 内容

- (ア) 総合相談・ケアマネジメント
- (イ) サービス等利用計画作成
- (ウ) ピアサポート
- (エ) 補装具専門相談
- (オ) 補装具書類判定
- (カ) 精神科相談
- (キ) 精神科発達相談
- (ク) きこえの相談・耳鼻科相談
- (ケ) 視覚用具相談
- (コ) 福祉情報収集支援福祉用具展示コーナー
- (サ) 高次脳機能障がい者支援促進事業

障－第49表 相談件数 (件)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
新規	861	937	1,044	1,188	1,270
再来	2,320	3,233	3,221	4,153	3,985
計	3,181	4,170	4,265	5,341	5,255

障－第50表 相談件数の推移 (件)



第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
13 相談援助事業（障がい福祉センター事業）

障－第51表 相談内容（重複あり） (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
医療・発達	243	617	675	405	315
リハビリ	2,106	2,760	2,527	3,632	4,250
ピアサポート	47	130	249	188	93
自立生活	2,406	4,233	4,625	3,294	2,912
進路	201	334	262	218	458
苦情	14	4	7	10	1
虐待・権利擁護	0	0	3	6	4
その他	400	708	677	771	610
計	5,417	8,786	9,025	8,524	8,643

障－第52表 補装具判定・相談 (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
判定	実施回数	22	22	21	22	22
	件数	91	67	68	88	95
相談	実施回数	随時	随時	随時	随時	随時
	件数	635	501	518	587	603

障－第53表 ケアマネジメント件数 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
身体障がい	19	20	23	16	20
知的障がい	37	31	29	26	29
精神障がい	12	19	17	16	7
手帳未所持者	44	9	12	9	5
計	112	79	81	67	61

※ 障がいの重複あり

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
 1.3 相談援助事業（障がい福祉センター事業）

障－第54表 ピアサポート件数 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
肢体	13	18	15	24	20
視覚	9	13	16	16	11
聴覚	25	33	36	21	16
高次脳機能	0	9	12	13	14
計	47	73	79	74	61

障－第55表 きこえの相談件数 (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
来所	新規	119	150	167	225	212
	再来	61	85	62	81	96
出張きこえの相談		—	—	—	33	26
計		180	235	229	339	334

※ 「出張きこえの相談」は、地域包括支援センターなどで令和5年9月開始

1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

(1) 社会リハビリテーション室運営事業

(障がい福祉センター社会リハビリテーション係)

ア 障害者総合支援法に基づく自立訓練(機能訓練)事業所

18歳以上の身体障がい、難病等の方に対し、社会生活に必要な支援・訓練を行っています。通所による創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供し、生活の改善、身体機能の維持向上等を目指します。中途視覚障がい、中途聴覚障がいの方の訓練も行います。

定員 1日あたり 25人

イ 障害者総合支援法に基づく自立訓練(生活訓練)事業所

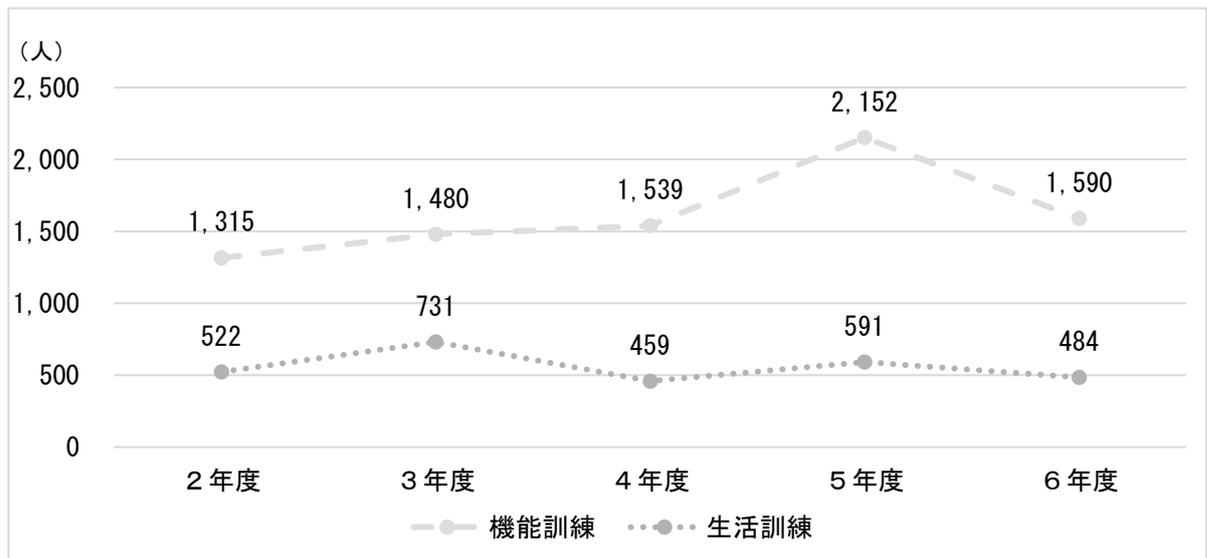
18歳以上の高次脳機能障がいの方に対し、社会生活に必要な支援・訓練を行っています。通所による作業療法等の各種サービスを提供し、生活能力の維持向上等を目指しています。

定員 1日あたり 8人

障－第56表 年間利用実績 (人)

項目/年度	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	機能訓練	生活訓練								
実人数	37	15	40	15	45	13	55	15	57	13
延べ人数	1,315	522	1,480	731	1,539	459	2,152	591	1,590	484

障－第57表 年間利用実績の推移 (延べ人数)



第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
 1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

障－第58表 利用者の年齢、身体障害者・精神障害者保健福祉手帳所持状況(障がいの重複あり) (人)

項目／年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		機能訓練	生活訓練								
年齢	10代	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1
	20代	2	0	4	0	2	0	1	0	2	0
	30代	3	0	4	0	5	2	4	3	3	1
	40代	9	2	8	2	9	2	15	2	9	1
	50代	16	10	15	7	18	3	26	6	33	9
	60代	5	3	8	4	9	6	6	4	7	1
	70以上	1	0	0	0	2	0	3	0	3	0
計		37	15	40	15	45	13	55	15	57	13
身体障がい	1級	11	0	12	0	16	0	17	0	22	1
	2級	12	1	10	1	12	0	25	0	20	0
	3級	4	0	8	0	6	1	2	1	2	0
	4級	8	0	8	0	6	0	3	0	2	0
	5級	1	0	2	0	1	0	2	0	1	0
	6級	1	0	0	1	2	0	2	0	1	1
	未所持	0	14	0	13	2	0	4	14	3	11
計		37	15	40	15	45	1	55	15	51	13
精神障がい	1級	0	1	0	0	0	1	0	2	1	2
	2級	1	1	0	4	1	2	1	1	0	0
	3級	0	1	0	5	0	2	0	6	0	4
	未所持	36	12	40	6	44	8	54	6	50	7
計		37	15	40	15	45	13	55	15	51	13

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
14 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

障－第59表 利用者の疾患別内訳

(人)

項目／年度	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	機能訓練	生活訓練								
脳血管障がい	16	10	21	12	31	11	36	12	30	12
脳腫瘍	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0
脳外傷	0	2	2	3	0	0	0	0	2	0
脊髄小脳変性症	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0
パーキンソン病	0	0	2	0	1	0	1	0	1	0
脊椎脊髄損傷	1	0	3	0	1	0	2	0	1	0
内部	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
視覚	2	0	2	0	2	0	5	0	8	0
聴覚	1	0	0	0	2	0	2	0	1	0
その他	17	3	10	0	6	1	5	2	7	1
計	37	15	40	15	45	13	55	15	53	13

障－第60表 退所先（重複あり）

(人)

項目／年度	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		
	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	
退所者実人数	17	7	27	11	16	4	25	9	26	8	
退所先	介護保険施設	5	1	6	2	7	1	5	0	8	0
	地域活動支援センター	6	0	2	1	1	0	6	0	8	0
	就労移行・就労継続	1	1	3	4	2	4	8	5	1	3
	医療機関リハビリ	0	1	1	0	1	0	0	1	4	0
	自主サークル	1	0	1	0	0	0	2	0	1	0
	職場復帰	2	3	1	4	2	0	4	3	0	3
	他の社会資源活用	4	1	2	0	1	0	6	1	4	0
	その他	1	0	12	1	4	0	1	0	2	2
計	20	7	28	12	18	5	32	10	28	8	

（2）就労促進定着支援事業

（障がい福祉センター就労促進訓練係）

障がい者の一般就労の機会を拡大します。また安心して働き続けられるように支援し、自立と社会参加の促進を目指しています。

求職相談のニーズが、新型コロナウイルスの5類移行後、急激に増えました。また、多様な働き方の広がりから、就労支援を受けずに就職し、定着支援から支援に入るケースも増えていきます。令和6年4月の法定雇用率の引き上げに伴い、より一層、障がい者雇用の促進と職業の安定を図っていく必要があるため、関係機関と連携し、本人主体の就労支援を進めていきます。

ア 雇用支援室（東京都区市町村障害者就労支援事業）（登録制）

（ア）就労面の支援

- | | | |
|----------|----------|-------------------|
| ① 職業相談 | ③ 職場実習支援 | ⑤ 職場定着支援 |
| ② 就職準備支援 | ④ 職場開拓 | ⑥ 離職時の調整および離職後の支援 |

（イ）生活面の支援

- ① 日常生活の支援
- ② 安心して職業生活を続けられるための支援
- ③ 豊かな社会生活を築くための支援
- ④ 将来設計や本人の自己決定支援

イ 就労促進訓練室（障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所）（定員20名）

すぐに就職することが困難な障がい者に対し、就労に必要な訓練・支援を行います。また、作業・生活・健康面等への支援により、就労（就職および定着）、社会参加、自立助長を図ります。

ウ 就労促進訓練室定着事業（障害者総合支援法に基づく就労定着支援事業所）

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を経て一般就労した障がい者に対し、職場定着に必要な相談や支援を行います。（平成30年4月指定）

障－第6.1表 雇用支援室の登録者数および就職状況 (人)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
登録者数	新規	求職相談	49	40	30	73	106
		定着相談	83	118	98	105	92
	年度末現在		1,920	2,078	2,186	2,382	2,552
就職状況	建設		0	3	0	1	2
	製造・電気ガス		1	2	4	4	9
	情報通信		0	2	3	2	6
	運輸		0	4	1	4	4
	卸売・小売		5	9	4	4	8
	金融・保険・不動産		1	3	1	4	3
	飲食・宿泊		0	4	3	1	5
	医療・福祉		0	4	5	7	7
	その他サービス		23	14	24	29	8
	計		30	45	45	56	52

障－第6.2表 就労促進訓練室の入退所状況 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年間入所者数	2	2	1	0	1
年間退所者数	2	4	2	1	1

障－第6.3表 就労促進訓練室の年度終了後の状況 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
企業就労	0	1	1	1	0
就労継続（A）	0	1	1	0	1
就労継続（B）	1	2	0	0	0
訓練継続	4	2	1	0	0
求職活動中	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0
計	6	6	3	1	1

(3) 生活体験室運営事業

(障がい福祉センター生活体験係)

18歳以上で知的障がいの方および身体障がい重複している方・重度の心身障がいの方に対して、個別支援計画に基づいた支援を行います。

ア 生活介護事業（障害者総合支援法に基づく生活介護事業所）（定員20名）

イ 東京都重症心身障害者通所（地域活用型）事業

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

障－第64表 利用者の性別・年齢構成 (人)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
性別	男性	14	13	13	12	12
	女性	6	7	6	5	2
	計	20	20	19	17	14
年齢構成	20歳未満	3	6	4	2	1
	20～29歳	9	7	9	10	9
	30～39歳	5	6	4	3	2
	40～49歳	3	1	2	2	2
	50～59歳	0	0	0	0	0
	60歳以上	0	0	0	0	0

障－第65表 利用者の障害者手帳保有状況（重複あり） (人)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
知的障がい	1度	2	3	2	2	1
	2度	12	10	10	10	7
	3度	1	2	2	1	2
	4度	3	3	3	2	2
身体障がい	1級	8	8	9	8	6
	2級	2	0	0	0	0
	3級	2	2	1	1	1
	4級	0	0	0	0	0
	5級	0	1	1	1	1
	6級	0	0	0	0	0

(4) 幼児発達支援室運営事業

(障がい福祉センター幼児療育係・幼児療育支援担当)

ア 幼児発達支援室（児童福祉法に基づく児童発達支援センター）

発達に課題（遅れや偏り）のある幼児に対して、発達を促すための指導、保護者に対する助言を行っています。

イ 事業内容

(ア) 通所指導

児童福祉法に基づく児童発達支援センター（定員 1日あたり30名）

2歳から就学前までの発達に課題（遅れや偏り）のある独歩可能な幼児が対象です。

(イ) 保育所等訪問支援事業

利用児が集団生活を営む保育所等を専門職員が訪問し、集団生活の適応のため、専門的な支援を行います。

(ウ) 外来指導

保育園、こども園および幼稚園児等を対象に1か月から2か月に1回程度の頻度で発達評価、個別指導、グループ指導および保護者相談を行います。

(エ) 地域支援事業

児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の職員を対象に専門の講師による研修を行います。また、専門職員が事業所に出向き、相談・助言を行います。

(オ) 千住分室の開室

増加する外来指導のニーズに対応するために、令和4年4月に千住分室を開室しました。

障－第66表 利用者の年齢別内訳および手帳保有状況

(人)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年 齢	0歳児	0	0	0	0	0
	1歳児	0	0	0	3	0
	2歳児	9	12	8	23	12
	3歳児	14	7	8	9	21
	4歳児	8	17	7	18	12
	5歳児	11	8	15	12	22
計		42	44	38	65	67
愛 の 手 帳	1度	0	0	0	0	0
	2度	5	7	5	1	0
	3度	7	6	11	11	13
	4度	7	2	6	5	7
	未所持	23	29	16	48	47
計		42	44	38	65	67

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
 1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

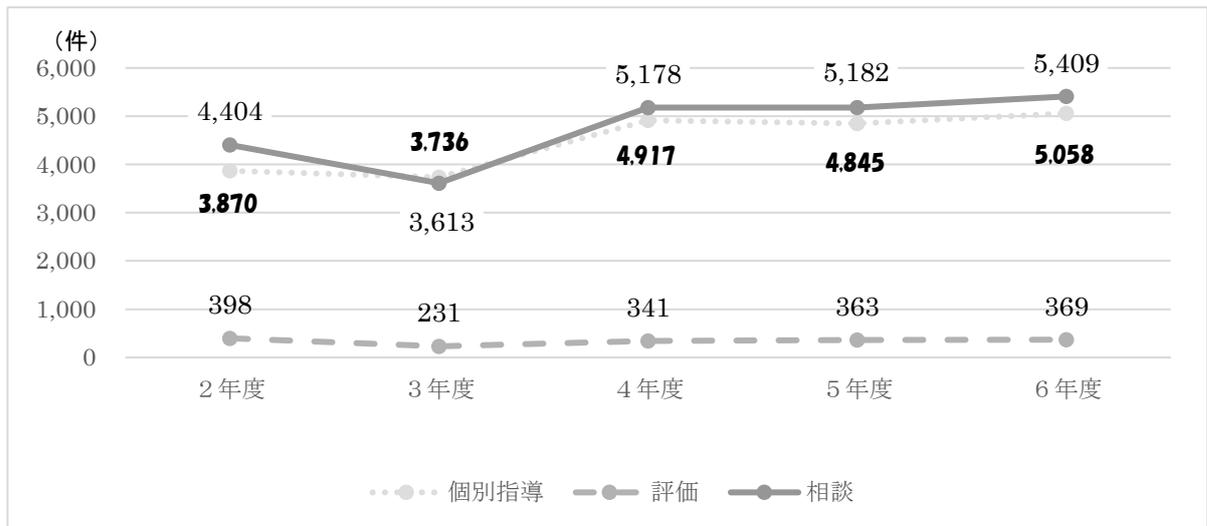
障－第67表 進路・移行先 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
通所継続	19	20	14	28	29
保育園	2	2	3	6	3
幼稚園	5	8	3	14	3
こども園	2	3	1	0	2
小学校	0	0	0	2	0
小学校（特別支援学級）	4	4	2	1	5
特別支援学校	7	4	12	9	13
入所施設・療育施設	0	2	3	0	0
その他	3	1	0	5	12
計	42	44	38	65	67

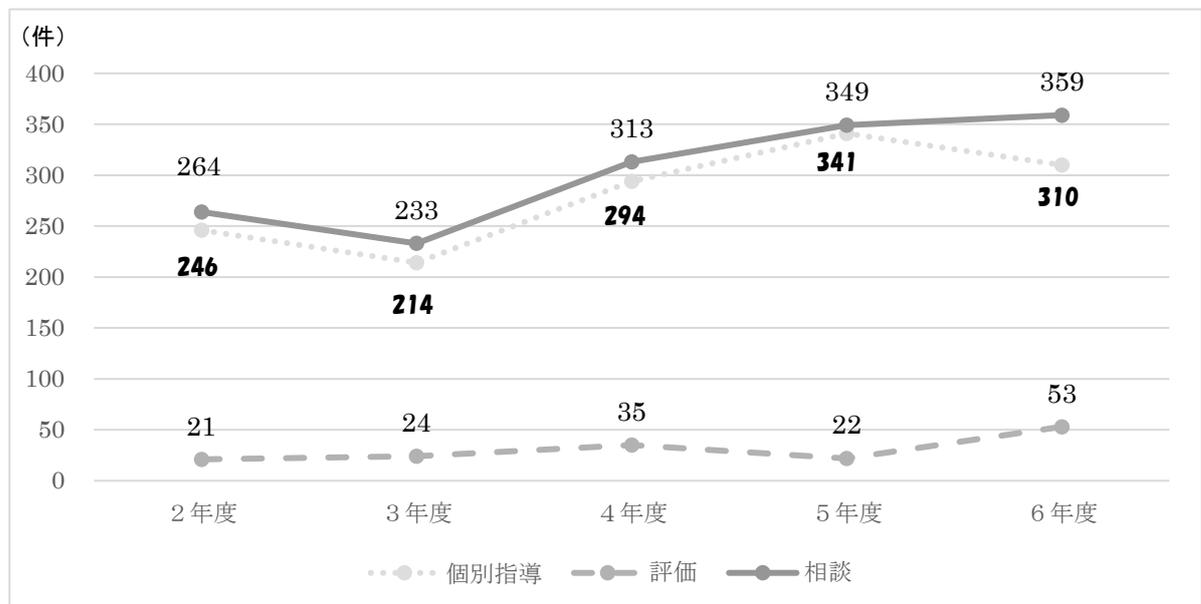
障－第68表 外来個別指導 (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
発達	個別指導	3,870	3,736	4,917	4,845	5,058
	評価	398	231	341	363	369
	相談	4,404	3,613	5,178	5,182	5,409
構音	個別指導	246	214	294	341	310
	評価	21	24	35	22	53
	相談	264	233	313	349	359

障－第69表 外来件数（発達）の推移 (件)



障－第70表 外来件数（構音）の推移 (件)



第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.5 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）

1.5 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）

(1) 啓発事業

障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、さまざまな事業をとおした啓発活動を実施しています。

障－第71表 啓発関連事業（生活技術支援グループを含む）（令和6年度実施分）

事業名		実施日	内容	参加者
区民講座	発達障がい	8月24日	講演 大人の発達障がいの理解と対応について	42名
	手話によるトークイベント	11月30日	講演 知ってほしい!「きこえない」ということ～応援しよう!デフリンピック～ 障がい者週間記念事業のイベントとして実施	150名
セミナー	呼吸器機能障がい	11月9日	呼吸器機能に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象に呼吸器の病気について学ぶ、呼吸リハビリテーション体操の実技	14名
	高次脳機能障がい (令和2年度より委託事業)	10月26日	高次脳機能障がいに関心のある方を対象に高次脳機能障がいの特性を学び、社会復帰等について考える	30名
	視覚障がい	8月2日	視覚に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象に「日頃の備えと災害時の初期行動」と題し視覚障がいに特化した災害対応について情報提供をおこなった	23名
	ストーマ	9月28日	オストメイト、その家族、支援者を対象に装具の使用法や日常生活を快適に過ごすための工夫を学ぶ	24名
	聴覚障がい	9月18日	聴覚に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象に難聴の理解や補聴器の使用法について学ぶ	34名
	失語症 (令和2年度より委託事業)	8月25日	失語症者、その家族、支援者を対象に失語症の基礎理解、対応方法や工夫・会話技術を学ぶ	20名
生活技術支援グループ	あんだんて	16回	障がいのある方を対象に、自立した社会生活を維持するための準備として、心と身体の両面において必要な基礎知識を得る	延29名
	自立生活セミナー	12回	障がいのある方を対象にスポーツ、レクリエーション、パステル画、音楽活動等をとおして社会生活力を高める	延22名
	社会生活向上グループ「ステップ」	毎週月曜	障がいのある方を対象に作業活動をとおしてルールを守るなど社会復帰を目指す	延78名

（2）障がい者週間記念事業

障害者基本法に定められている「障害者週間（12月3日～9日）」に合わせ、事業を実施しています。

足立区在住、在学、在勤の障がい者（児）の自立と社会参加の意欲向上とともに、一般区民に対し障がいへの理解と啓発を目的としています。

障がい者（児）による作品展示等のイベントを開催しています。開催に際し、障がい者団体、社会福祉法人、ボランティア連合会、国際障害者年を進める足立の会による実行委員会を結成し、足立区と共催し実施しています。

障－第72表 実施内容（令和6年度）

事業名	内容	発信状況
アート展	障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品を展示する「作品展」と、障がいのある方の自主製品の販売や障がい福祉団体などによる展示・体験を「お楽しみコーナー」として実施	場 所：足立区役所 中央館1階アトリウム 期 間：11月29日から12月5日 ※お楽しみコーナーは、11月30日から 作品数：346点 参加者：36団体、2個人（作品展） 15団体（販売・体験） 来場者：4,208人
セレモニー （式典） イベント ふれあい発表 会 ※5年ぶ り開催	ア 記念式典（来賓挨拶等） イ デフリンピック選手による手話 トーク ウ 障がい者6団体によるダンス、 楽器演奏、和太鼓、合唱等の発表	期 間：令和6年11月30日 場 所：足立区役所庁舎ホール 来場者：セレモニー・イベント 150名 ふれあい発表会 350名
展示作品のデ ザイングッズ 販売	作品展の出展作品をモチーフにしたTシャツやトートバッグ等のデザイングッズを、オンライン上で搭載し、区内事業者と協働しながら希望者は購入できるようにした。売上金の一部は作品制作者に支払われる	令和6年12月26日現在の販売数 16点
広報	上記の企画の周知のために実施 ア ポスター・チラシ イ あだち広報 ウ X（旧Twitter）・Facebook	配布枚数 ポスター： 約750枚 チラシ：約12,500枚 閲覧回数 第43回ADACHI障がい者アート展 ホームページ： 991回 第43回ADACHI障がい者アート展を 支える方へインタビュー：192回 足立区障がい者週間記念事業実行委員会 ランディングページ： 680回
グッズ配布	令和5年度に出展された作品を盛り込みデザインされたポストカードを制作し（全3種）配布	場 所：足立区役所 中央館1階アトリウム 期 間：11月29日から12月5日 配布枚数：約6,000枚

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.5 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）

(3) 通所バスの運行

自主通所が困難な障がい者に対し、通所手段を確保するため、通所バスを運行し当該施設の円滑な利用を図っています。

ア 対象者

- (ア) 車椅子を使用する者
- (イ) 身体的および住居等の状況から、公共交通機関の利用が困難な者
- (ウ) その他、センター所長が特に必要と認める者

イ 運行方法

民間事業者への運行委託により運行します。

障－第73表 運行実績

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年間運行延べ台数		9,224	9,916	10,067	9,900	10,784
乗車人数	座席利用	104,672	108,950	110,740	111,054	120,875
	車椅子利用	66,143	67,806	68,457	65,005	68,427
	計	170,815	176,756	179,197	176,059	189,302

(4) 公開療法

区内の知的障がいまたは身体との重複障がい者、重度の心身障がい者に対して、専門講師による療育（トランポリン・音楽ムーブメント・音楽療法）を行っています。

障－第74表 実施回数および利用者数

項目／年度	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	実施回数	延べ人数								
トランポリン	13	51	18	79	29	108	32	133	32	146
ムーブメント	11	94	16	154	22	205	24	242	24	228
音楽療法	15	59	22	90	29	127	35	128	38	189
計	39	204	56	323	80	440	91	503	94	563

(5) 障がい者介護養成事業の開催

知的障がい者の移動支援従業者を養成するための研修、および介護職員等が一部の医療的ケアを実施するための研修（喀痰吸引等研修、特定の者対象）、知的障がい理解のための公開講座を行っています。

障－第75表 講習会等への参加実績

(人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
移動支援従業者研修	0	0	0	9	13
喀痰吸引等研修	22	12	31	28	30
公開講座	58	0	63	59	55
計	80	12	94	96	98

(6) Jステップ支援事業（旧保護雇用助成事業）

一般就労が困難な知的障がい者と援助者をともに雇用することにより、知的障がい者の就労機会を拡大するとともに、企業就労への訓練の場となる保護雇用事業に対して助成しています。

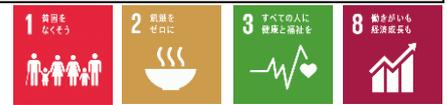
なお、この事業は、足立区社会福祉協議会が雇用主となり公共施設の清掃業務を実施しているものです。（事業開始：平成6年4月1日）

障－第76表 保護雇用助成状況

年度	実施者	就労場所数	就労者	援助者	助成額
2年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	26名	10名	13,460,000円
3年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	25名	10名	13,460,000円
4年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	25名	10名	13,460,000円
5年度	足立区社会福祉協議会	4カ所	24名	9名	12,370,000円
6年度	足立区社会福祉協議会	4カ所	23名	9名	12,920,000円

IV 低所得者福祉

低所得者福祉施策の概要



1 低所得者福祉施策の現状

生活保護受給世帯および人員は、令和7年4月中時点で18,602世帯、23,025人、保護率約3.3%で、区民の約31人に1人が被保護者となっています。長引く物価高騰の影響により、生活困窮者の増加を見込んでおりましたが、令和5年度、令和6年度と比較しても、世帯・人員共に大きな増加は見られませんでした。このような状況下、区では生活保護受給者の自立支援と適正化を目指し、稼働能力の活用による自立助長、医療扶助の適正給付、ケースワーク技術の向上などに取り組んでいます。

一方、生活保護に至る前の段階における生活困窮に係る相談件数は、一時急増した国の支援金（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）のピークアウトに伴い就労や生活に関する相談件数が減少し、新型コロナウイルス前の水準となりました。しかし依然として物価高騰等の影響もあり、生活に困窮する相談は多い水準にあります。一人でも多くの方々を支援につなげるため、通常開庁時の相談支援のほか夜間・休日の相談窓口開設、オンラインによる相談支援、出張総合相談会の実施、必要に応じたアウトリーチ（訪問）等、さまざまな相談支援体制を整え、相談者や家族・世帯に寄り添った支援を行っています。

2 令和6年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

低概一第1表

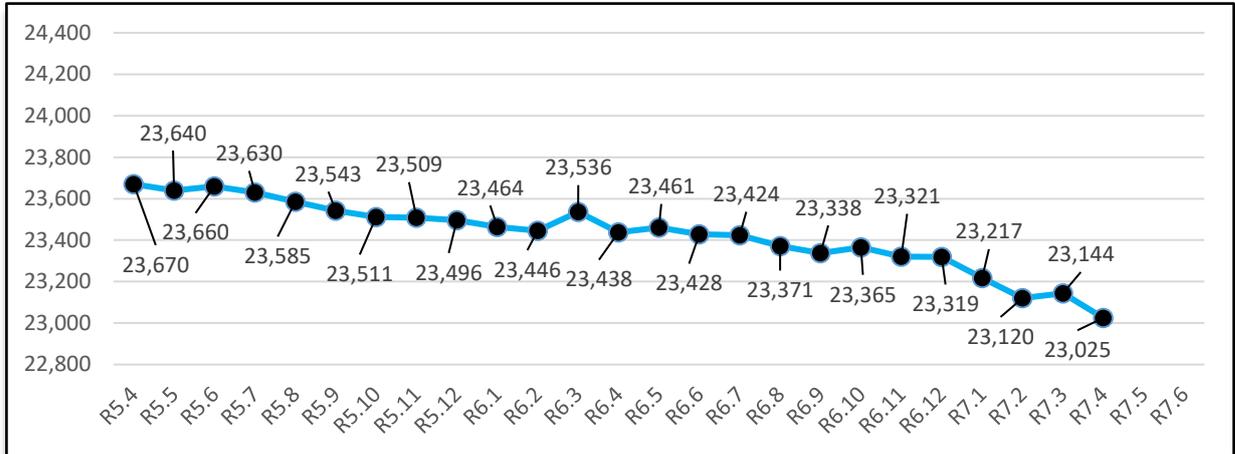
令和6年度重点	主な取り組み結果
ア 就労準備支援事業について、福祉まるごと相談課（旧くらしとしごとの相談センター）（生活困窮者対象）と足立福祉事務所（生活保護受給者対象）とで包括的就労支援事業として一体的に実施	生活困窮者と生活保護受給者の就労支援事業を一体的に行うことで切れ目のない細やかな支援を行った。 （ア）スケールメリットを活かした求人数、就労準備講座の充実 （イ）個々の状況にあった就労準備支援（生活リズム、面接や話し方、PC技能等、段階的に実施） （ウ）支援が滞っている利用者について、ケースワーカー、利用者を支援している委託事業者の担当者、双方の管理者でケースミーティングを実施
イ 進路選択支援を通じた子どもの貧困対策の強化	（ア）生活保護法の改正により、従来は進学希望者のみを対象としていた「進学準備給付金」が「進学・就職準備給付金」へと改められ、就職希望者も新たに支援対象に加わったことから、大学等への進学に加え、就職を希望する高校生に対しても新生活に向けた支援を開始 （イ）経済的課題を抱えるひとり親家庭や低所得世帯で、居場所を兼ねた学習支援事業を利用している子どもを対象に、進学へのチャレンジを後押しするため、大学等の受験料および模擬試験料の助成を開始

第2章 施策別事業概要－IV低所得者福祉
2 令和6年度の状況

(2) 生活保護受給者・世帯数の状況

長引く物価高騰は、区民生活にも大きな影響を与えていますが、生活保護受給者数および世帯数の増減で見ると、生活保護への影響は少ないと言えます。

低概－第2表 生活保護受給者数の推移 (人)



低概－第3表 生活保護受給世帯数の推移 (世帯)

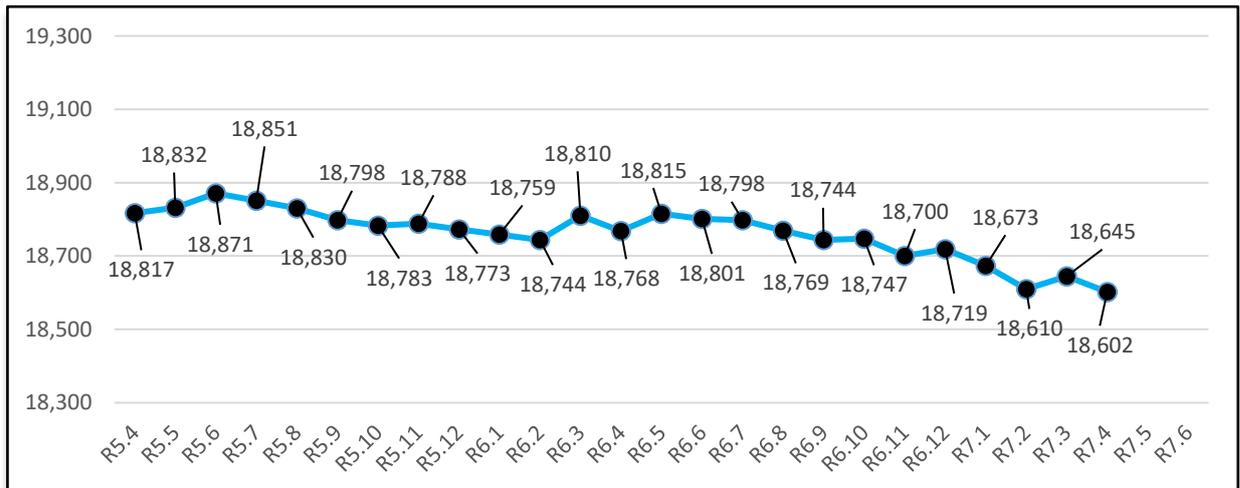
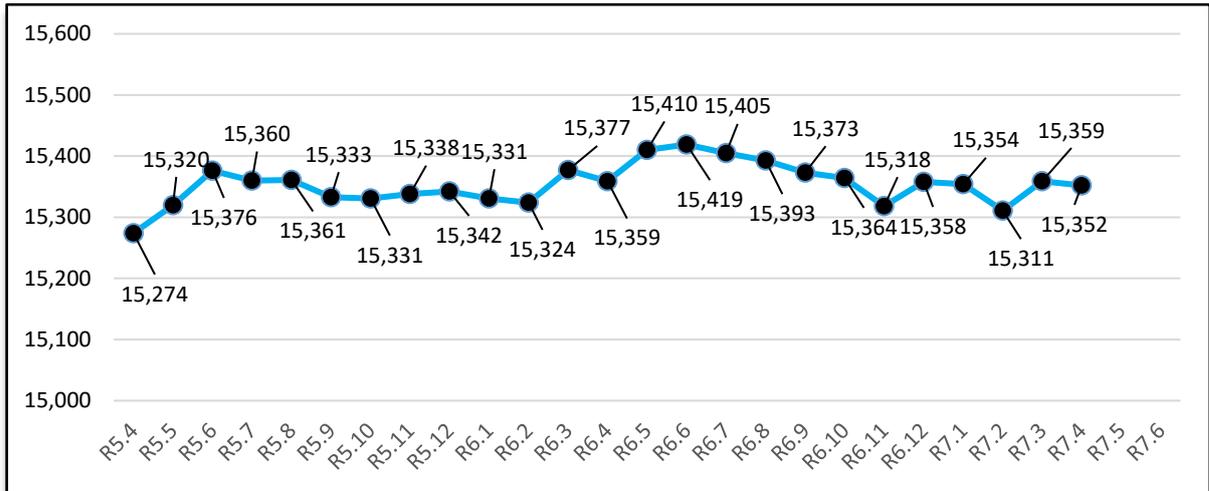
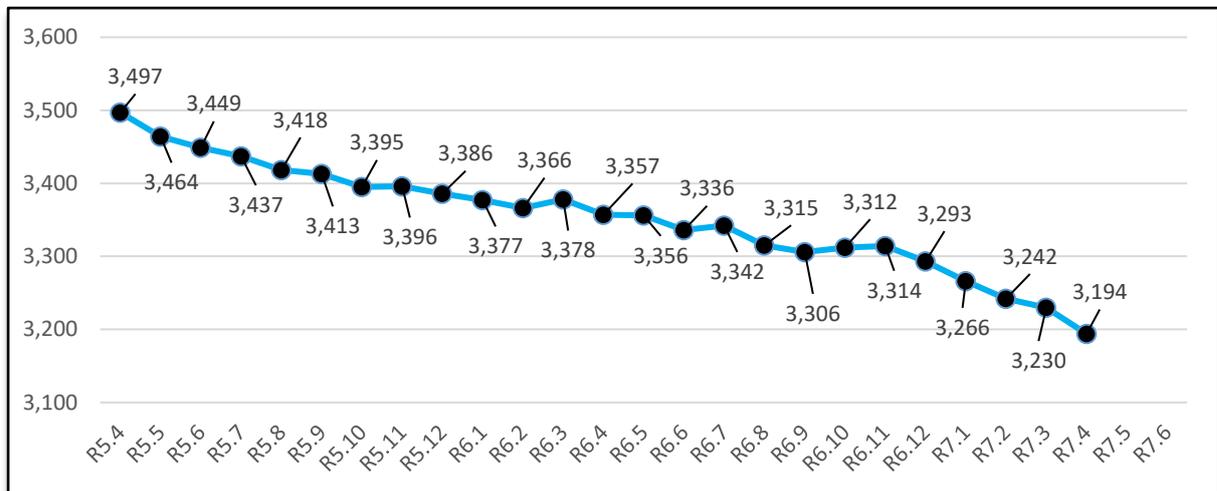


表2、表3より、生活保護受給者数および世帯数は減少しています。

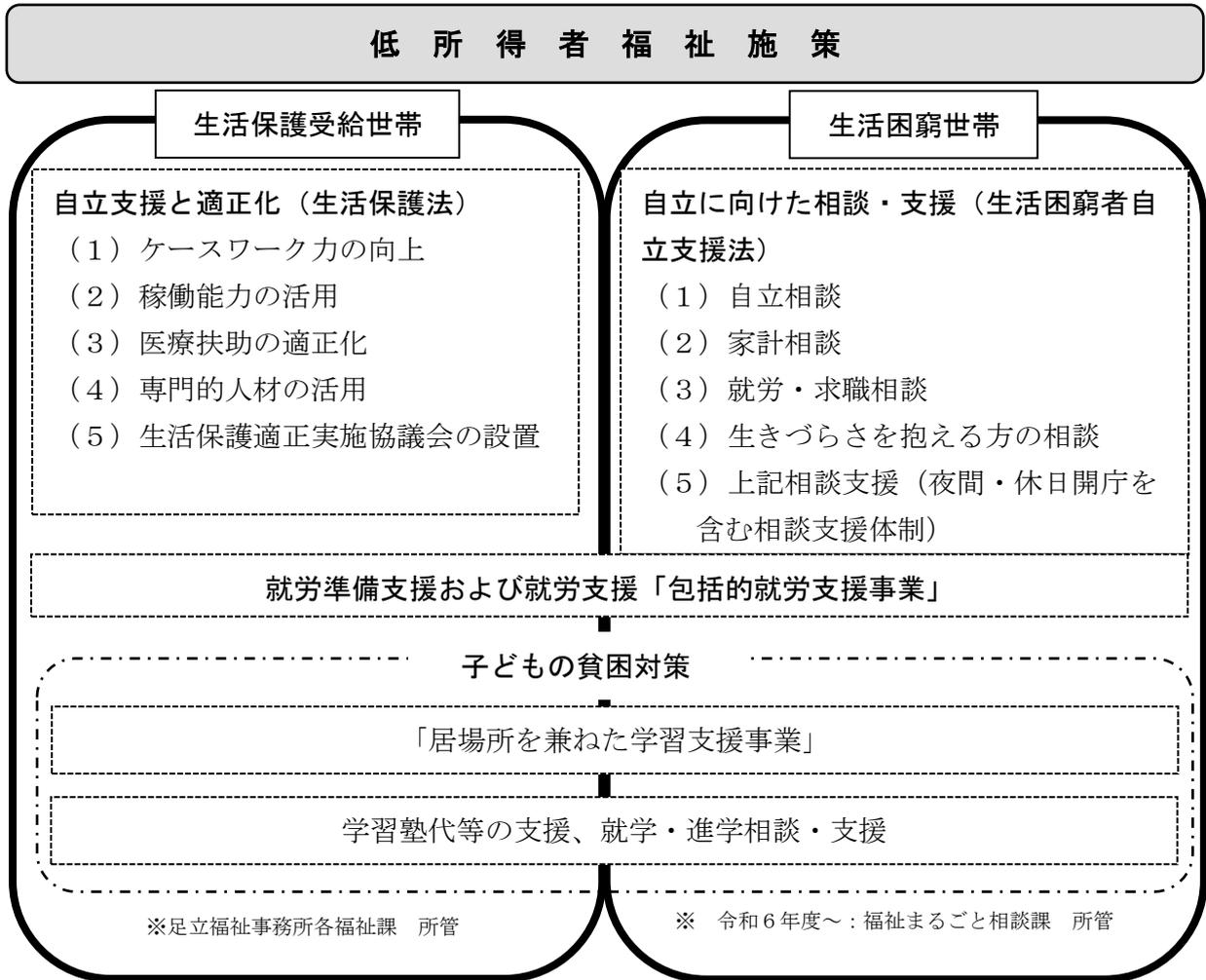
低概一第4表 生活保護受給世帯（単身世帯）数の推移 (世帯)



低概一第5表 生活保護受給世帯（2人以上の世帯）数の推移 (世帯)



一方、表4からは、単身の生活保護受給世帯数が横ばい傾向であり、表5からは2人以上の生活保護受給世帯が減少していることがわかります。これらのことから、経済的な支援に加えて緊急連絡先等の確保など、単身世帯特有の支援ニーズがさらに高まっています。



4 低所得者福祉施策の課題と方向性

(1) 生活保護受給者の自立支援と適正化の具体的な取り組み

生活保護受給者は、様々な生活上の困難を抱えています。そのため、稼働能力の活用や医療扶助の適正化、他法他施策の活用等を図り、生活保護の適正実施に取り組むと共に、職員のケースワークの知識・技術・能力などを向上させていく必要があります。

ア ケースワーク力の向上

足立福祉事務所全福祉課で世帯類型別の係編成を導入したことにより、高齢世帯、一般世帯それぞれの特性に合わせた専門性の向上を図っています。モデル実施している「有子世帯係」についても、良い面を他の福祉課へ横展開しながら、さらなるケースワーク力の向上に努めます。

イ 稼働能力の活用

就労支援の専門性とノウハウを持つ事業者に就労支援事業を委託し、就労準備支援から就労後の定着支援まで、利用者一人ひとりの状況に応じた支援を包括的に実施しています。

また、支援対象者を生活困窮者と生活保護受給者で一本化することにより、支援途中で生活保護開始（生活困窮者→生活保護受給者）または廃止（生活保護受給者→生活困窮者）となっても、切れ目のない支援を実施しています。

ウ 医療扶助の適正化

令和3年1月に健康管理支援事業が法定され、「健康管理支援プログラム」を策定しました。令和3年度から健康管理支援員を配置し、プログラムに基づいた疾病の重症化予防事業や受診行動適正化事業を計画的に実施していきます。

エ 専門的人材の活用

生活保護法では、他法他施策が生活保護に優先して行われます。介護扶助適正化専門員は介護保険や障がい者サービスの利用を円滑に行い、資産調査専門員は年金受給権調査等を専門的な視点から実施するなど、専門的な人材を活用しながら扶助費の適正化を推進していきます。

オ 生活保護適正実施協議会の設置

生活保護受給者の自立支援と生活保護の適正実施を推進するため、平成28年度から学識経験者、民生・児童委員、医師等を委員とする「生活保護適正実施協議会」を設置しています。協議会では、就労支援・不正受給・医療扶助などの観点から検討を行い、協議いただいています。

(2) 生活困窮者に対する相談、支援

福祉まるごと相談課では、経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が難しくなるおそれのある方に対して、自立相談、家計相談、就労準備など自立に向けた支援を行っています。

また、より多くの方々の相談に対応するため、オンライン相談をはじめ夜間・休日開庁日設けるなど、相談しやすい環境を整えています。さらには年代を問わず、ひきこもり状態など生きづらさを抱える方々への相談や支援を実施し、将来的な不安にも寄り添っていきます。

(3) 低所得者への就労支援

ハローワーク足立と連携した就労支援事業、NPO法人との協働による若年層の被保護者の日常・社会生活自立、専門的な事業者による包括的就労支援事業（就労支援、就労準備支援、独自求人への開拓、定着支援）を実施しています。

特に包括的就労支援事業については、これまで利用者の特性に合わせることを目的として、生活保護を受給されている方とそうでない方を、別々の事業者が支援していましたが、令和4年度以降は事業者を一本化し、生活保護受給の有無に関係なく、生活に困窮されている方全てを対象とした事業として、より細やかで切れ目のない支援を行うための体制を整えました。新体制の包括的就労支援事業では、これまで以上に綿密な事業者との連携を図り、さらなる利用者の自立助長を行っています。

(4) 低所得世帯の子どもに対する学習・生活支援の推進

貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯の子どもに対し「居場所を兼ねた学習支援事業」や学習塾代等の支援等を行っています。

ア 居場所を兼ねた学習支援事業

家庭環境によって自宅学習が困難な生活困窮世帯の中学生等を対象に、学習の場の提供だけでなく、家庭や学校以外に安心できる「第三の居場所」を提供する「居場所を兼ねた学習支援事業」を実施しています。

「居場所」では学習支援に加えて地域団体やNPO法人等の協力による食事提供や体験活動を行っているほか、世帯の状況に応じて「居場所サポート相談員」が家庭訪問を実施するなど、家庭全体に対するアプローチも行っています。

第2章 施策別事業概要－IV低所得者福祉

4 低所得者福祉施策の課題と方向性

また、高校進学後の就職相談や大学・専門学校への進学相談、生活全般にわたる悩み相談などに対し各関係機関と連携して継続的に本人に寄り添うことにより、将来の自立に向けた支援を実施しています。加えて大学等の受験料および模擬試験料に対する助成を通じて、進学に向けたチャレンジを後押しする取り組みも実施しています。

イ 学習塾代等の支援

生活保護世帯の小学生から高校生への通塾代、大学等進学支援費を補助し、高校や大学等への進学に向けた支援を行っています。令和5年度から、学力向上や進学に資する通信教育等も助成対象となりました。また、生活保護を受給していない困窮世帯に対しては、都の社会福祉協議会が実施する「受験生チャレンジ」貸付制度の活用を促し、支援を行っています。

ウ 生活保護法等の改正に伴う高校卒業後の大学等の進学および就職後の新生活支援

生活保護法の改正に伴い、「進学準備給付金」が「進学・就職準備給付金」に改められ、生活保護世帯の子どもたちに対する大学等への進学や安定した就職に向けた支援制度が見直されました。福祉事務所では、高校卒業後の進学や就職に伴う新生活を支援することにより、貧困の連鎖を防ぎ、子どもたちの自立した将来の実現を後押ししています。

(5) ホームレスへの支援

平成12年度から東京都と特別区は「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を締結し、共同事業として、自立支援センター（※）を設置し、緊急一時保護事業と就労による自立を支援する自立支援事業を実施するとともに、河川や公園を巡回し、ホームレスに面接相談を行う巡回相談事業を実施しています。

また、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法に基づく都区共同事業として、自立相談支援事業および一時生活支援事業を実施しています。ホームレスの人数は減少傾向ですが、長期化・高齢化の傾向にあるため、今後も、関係機関との連携を通じて本事業の活用を図り、ホームレス対策を推進していきます。

※自立支援センターは、第5ブロック（足立区・墨田区・江東区・葛飾区・江戸川区）において持ち回りで設置しており、令和6年3月からは江戸川区内に「江戸川寮」が開設されています。

5 低所得者福祉施策の展望

物価高騰による生活や家計への影響など、低所得者の方々を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いています。こうした中、一人でも多くの方の相談を受けとめる体制を整えるとともに、活用できる様々な制度などの情報を正しく伝え、それぞれの状況に応じた支援を適切に行っていきます。

令和4年度からは、「くらしとしごとの相談センター」と「福祉事務所」が、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、生活困窮者の生活保障と自立の促進に向けた事業展開を一体的に実施してきました。

令和6年度からは、「くらしとしごとの相談センター」を再編し、「福祉まるごと相談課」を創設、高齢者・障がい者・子どもといった対象者の属性・年齢・内容を問わず「誰でも・何でも」受けとめる相談支援（まるごと相談）を実施しています。

また、窓口への来庁が困難な方等には、福祉まるごと相談課の職員による積極的・継続的なアウトリーチにより、潜在的な支援ニーズにも寄り添った支援を実施していきます。

就労支援においては、相談者への寄り添い型支援を基本として、ハローワーク、NPO法人、就労支援委託事業者など、関係機関との密接な協働を通じて、自立した生活に向けて支援していきます。

低所得者福祉施策の事業概要

1 宿泊所・宿所提供施設等の共同管理

（足立福祉事務所生活支援推進課）

生活保護法に基づく更生施設および宿所提供施設、ならびに社会福祉法に基づく宿泊所の設置および管理に関する事務について、その有機的かつ効率的利用を図るため、昭和42年4月1日から特別区人事・厚生事務組合において共同処理しています。令和7年4月現在、各施設数は更生施設8所、宿所提供施設9所および宿泊所4所（宿所提供施設及び宿泊所のうちそれぞれ1所は改装工事のため事業休止中）となっています。当区では、これに要する経費を分担金として拠出しています。

2 生活保護法による扶助

（足立福祉事務所各福祉課）

足立区の被保護者数は、東京都の平均を大幅に上回り、令和7年4月現在、区部では一番高い保護率です。

保護の開始理由は、世帯主の傷病による場合が18%を占めています。また、世帯類型別では、傷病障がい世帯が18%、高齢世帯が37%となっています。

低－第1表 最近の生活扶助基準額の推移

改定日	生活扶助基準額 (円)	前年比増 (%)	改定日	生活扶助基準額 (円)	前年比増 (%)
平成30年4月1日	163,113	0.00	令和3年4月1日	161,314	0.00
平成30年10月1日	158,913	-2.57	令和4年4月1日	161,314	0.00
平成31年4月1日	158,913	0.00	令和5年4月1日	161,314	0.00
令和元年10月1日	159,972	0.67	令和5年10月1日	164,860	2.19
令和2年4月1日	159,972	0.00	令和6年4月1日	164,860	0.00
令和2年10月1日	161,314	0.84	令和7年4月1日	164,860	0.00

(1) 厚生労働省告示による。

(2) 生活扶助基準額は3人世帯（夫33歳・妻29歳・子4歳）とした。

(3) 基準額には冬季加算（VI区×5/12）を含む。

低－第2表 足立区の生活保護の状況

項目／年		3年	4年	5年	6年	7年
足立区	被保護世帯(世帯)	18,976	18,913	18,817	18,768	18,602
	被保護人員(人)	24,191	23,967	23,670	23,438	23,025
	保護率(%)	35.4	34.6	34.1	33.6	32.7
東京都	被保護世帯(世帯)	231,428	230,841	230,787	230,322	228,519
	被保護人員(人)	280,976	278,175	276,304	274,139	270,114
	保護率(%)	20.1	19.9	19.6	19.4	19.0

(1) 各年4月中被保護者調査月次調査による。

(2) 被保護者調査月次調査による月中の数字は、月間中の廃止世帯、人員が含まれるため、月末・月初現在の実数とは一致しない。

低－第3表 扶助別および外国人被保護世帯と人員

項目		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	外国人(実数)
世帯(世帯)	中部第一	3,188	3,179	107	847	3,516	0	47	13	211
	中部第二	3,002	3,009	141	780	3,256	0	66	14	193
	千住	1,352	1,378	16	473	1,532	0	17	15	45
	東部	2,845	2,921	104	745	3,070	0	45	17	123
	西部	2,782	2,776	119	901	3,015	0	53	18	146
	北部	3,108	3,161	108	894	3,412	0	39	14	166
	計	16,277	16,424	595	4,640	17,801	0	267	91	884
人員(人)	中部第一	3,852	3,823	157	876	4,196	0	53	13	267
	中部第二	3,900	3,890	214	822	4,156	0	73	14	310
	千住	1,520	1,546	21	493	1,718	0	19	15	48
	東部	3,509	3,547	159	771	3,700	0	50	17	180
	西部	3,612	3,571	170	947	3,786	0	61	18	248
	北部	3,895	3,928	153	936	4,201	0	41	14	252
	計	20,288	20,305	874	4,845	21,757	0	297	91	1,305

※ 令和7年4月中被保護者調査月次調査による。

第2章 施策別事業概要－IV低所得者福祉
2 生活保護法による扶助

低－第4表 世帯平均人員 (人)

項目／年	3年	4年	5年	6年	7年
被保護世帯平均人員	1.27	1.27	1.26	1.25	1.24
一般世帯平均人員	1.96	1.91	1.88	1.85	1.83

- (1) 各年4月中被保護者調査月次調査による。
(2) 一般世帯平均人員は各年4月1日の数字。

低－第5表 世帯人員別構成比 (%)

項目／年	3年	4年	5年	6年	7年
1人世帯	80.2	80.8	81.6	82.2	82.9
2人世帯	14.9	14.4	13.8	13.5	13.0
3人世帯	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6
4人世帯	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0
5人世帯以上	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5

※ 各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第6表 教育扶助受給人員の推移 (人)

項目／年		3年	4年	5年	6年	7年
小学校	教育扶助受給人員	657	645	588	546	497
	区内児童総数	30,431	29,916	29,356	28,755	28,248
中学校	教育扶助受給人員	439	411	410	380	350
	区内生徒総数	13,548	13,499	13,319	13,181	13,104

- (1) 各年4月中被保護者調査月次調査による。
(2) 区内児童総数、区内生徒総数は各年5月1日の数字。

低－第7表 被保護者労働力類型 (世帯)

項目／年		3年	4年	5年	6年	7年
働いている者がいない世帯		16,486	16,487	16,475	16,464	16,398
世帯員が働いている世帯		399	370	364	354	350
世帯主が 働いている世帯	常用勤労者	1,850	1,805	1,772	1,761	1,657
	日雇労働者	155	135	105	88	92
	内職者	40	41	35	30	34
	その他	9	9	20	19	15
計		18,939	18,847	18,771	18,716	18,546

※ 各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第8表 被保護者世帯類型 (世帯)

項目／年	3年	4年	5年	6年	7年
傷病障がい者世帯	4,402	4,723	4,683	4,583	4,427
高齢世帯	10,560	10,484	10,322	10,175	10,029
母子世帯	879	852	791	761	706
その他世帯	3,098	2,788	2,975	3,197	3,384
計	18,939	18,847	18,771	18,716	18,546

※ 各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第9表 保護の申請・開始・廃止の状況

区分	令和6年度中														月平均 世帯 (世帯)	月平均 人員 (人)
	世帯(世帯)							人員(人)								
	中部 第一	中部 第二	千 住	東 部	西 部	北 部	計	中部 第一	中部 第二	千 住	東 部	西 部	北 部	計		
申請	446	410	170	442	364	414	2,246	-	-	-	-	-	-	-	187.2	-
取下却下	33	29	17	47	17	51	194	-	-	-	-	-	-	-	16.2	-
開始	414	383	159	402	353	367	2,078	503	508	180	490	480	504	2,665	173.2	222.1
廃止	420	425	219	392	336	435	2,227	500	507	232	467	414	520	2,640	185.6	220.0
増減	-6	-42	-60	10	17	-68	-149	3	1	-52	23	66	-16	25	-12.4	2.1

- (1) 被保護者調査月次調査による。
(2) 申請件数は、前年度に申請があり当年度に開始、取下却下したものを含む。また、当年度に申請があったが未決定のもの(翌年度に開始、取下却下したもの)を除く。
(3) 取下却下は、境界層該当者の申請却下を含む。

第2章 施策別事業概要－IV低所得者福祉
2 生活保護法による扶助

低－第10表 理由別保護開始世帯数 (世帯)

項目／年	3年	4年	5年	6年	7年
世帯主の傷病	33	33	34	41	31
世帯員の傷病	1	4	0	2	1
働いていた者の別離・死亡・不在	1	4	1	4	9
勤労収入の減少・喪失	42	34	41	52	46
年金・仕送り等の減・喪失	5	2	4	6	5
その他	72	64	59	85	81
計	154	141	139	190	173

※ 各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第11表 理由別保護廃止世帯数 (世帯)

項目／年	3年	4年	5年	6年	7年
傷病治癒	0	0	0	0	0
死亡・失踪	60	69	58	55	79
勤労収入の増加	16	27	21	30	23
働き手の転入	0	0	0	1	0
年金・仕送りの増加	6	8	6	9	2
親類・縁者の引取り	6	6	6	4	5
施設入所	1	4	6	2	9
その他	23	26	18	17	22
計	112	140	115	118	140

※ 各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第12表 最近5か年の生活保護費

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
扶助費 総額	金額(千円)	45,187,825	45,239,912	44,959,454	45,519,809	45,871,355
	対前年比(%)	98	100	99	101	101
うち 医療 扶助額	金額(千円)	21,064,975	21,313,483	21,080,868	21,930,945	22,479,815
	対前年比(%)	97	101	99	104	103
	総額に占める割合(%)	47	47	47	48	49

低－第13表 被保護者の高校進学率 (％)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
高校進学率		93.8	94.3	94.2	90.4	90.4
内訳	全日制	78.2	77.0	72.2	75.8	70.7
	定時制	15.3	13.9	18.2	16.4	21.2
	通信制	6.5	9.1	9.6	7.8	8.1
	単位制	0	0	0	0	0

※ 平成27年度から取り組み開始。

3 生活保護世帯に対する被保護者自立促進事業

(足立福祉事務所各福祉課)

生活保護法の適用を受けている世帯に対し、被保護者の自立促進を図るため、就労支援、地域生活移行支援および次世代育成支援等にかかる経費を東京都の補助金（補助率＝10／10）を活用して支給しています。たとえば、就労支援の項目では、求職活動に必要なスーツ等の購入経費の支給などがあります。

低－第14表 支給実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	2,925	3,304	2,922	2,859	2,624
金額（円）	53,708,899	60,279,656	54,810,018	53,097,634	52,542,143

(うち、学習環境整備支援の支給実績)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人数（人）	281	295	265	258	242
金額（円）	30,712,235	34,457,998	29,522,153	28,060,820	25,876,367

※ 学習環境整備支援の支給実績は、より実態を分かりやすくするため、人数で記載。

4 住居確保給付金支給事業

(足立福祉事務所各福祉課)

経済的に困窮している住居喪失(見込)離職者に対し、常用就職に向けた求職活動や事業再生のための活動を条件に、生活保護の住宅扶助特別基準額に相当する額を上限に住居確保給付金を支給し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行っています。

低－第15表 住居確保給付金支給事業支給実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
新規決定件数(件)	1,241	292	149	62	51
延べ金額（円）	271,539,641	153,557,420	54,341,777	19,620,800	13,637,200

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響から2年度は一時的に著増し、その後、落ち着きつつある。

第2章 施策別事業概要－IV低所得者福祉

5 包括的相談支援（まるごと相談）事業【令和6年度新規】

5 包括的相談支援（まるごと相談）事業【令和6年度新規】

（福祉まるごと相談課包括的相談支援係・西部拠点担当）

福祉まるごと相談課では、生活困窮者をはじめさまざまな困難を抱えた方からの相談を受け、対象者が経済的・社会的に自立できるよう、本人の状況に応じた包括的・継続的な寄り添い支援を行っています。また、就労、家計、家族関係、こころや健康の悩み等複数かつ複雑な相談に対し、総合的にワンストップで対応するための「雇用・生活・こころと法律の総合相談会」を、ハローワークや保健師、弁護士等専門家との連携のもと実施しています。

低一第16表 内容別延べ相談件数 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
仕事・就労	3,364	3,888	2,963	2,379	2,309
生活困窮	6,853	5,316	4,470	3,490	5,092
健康・こころの悩み	1,780	1,664	1,665	1,726	2,025
家族・人間関係	1,849	1,596	1,450	1,129	1,873
ひきこもり・不登校	246	303	208	267	359
その他	417	1,125	852	374	599
計	14,509	13,892	11,608	9,365	12,257

6 生活困窮者に対する就労準備支援事業

（福祉まるごと相談課包括的相談支援係・西部拠点担当）

決まった時間に起床・就寝できない、他人との関わりに不安がある等の理由ですぐに就労することが困難な方を対象に、就労に至る前の基礎能力を身につけるための準備支援を行っています。これまでの就労支援の枠組みでは十分に支援が行き届いていなかった日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向けた支援を利用者の個々に応じて実施するとともに、実際の職場での体験の機会を設けています。平成30年度からの就労準備支援施設「ジョブサポートあだち」では職業紹介も行っています。

低一第17表 支援実績 (人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者	177	173	168	183	158
就労決定者	93	92	81	78	50

7 居場所を兼ねた学習支援事業

(生活支援推進課子どもの学習・生活支援係)

夜間、親が仕事のため子どもだけで過ごしている、兄弟姉妹が多く家に勉強するスペースがない等、家庭での学習が困難な中学生を主に対象として、家庭に代わる学習の場所と安心して過ごせる居場所を提供しています。

平成27年度に拠点施設を区内北部地域に開設し、平成28年度には区内東部地域と中部地域、平成29年度は区内西部地域に開設し、現在計4カ所を実施しています。

また、主に高校生の中退防止に向けた継続支援のためのランチ(分室)を2カ所設置しています。

低－第18表 支援実績

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
施設数 (カ所)	拠点	4	4	4	4	4
	ランチ	3	3	2	2	2
登録者(人)		325	345	356	361	369
高校等進学率(%)		100.0	98.0	100.0	99.0	100.0

8 受験生チャレンジ支援貸付事業

(足立福祉事務所各福祉課)

高等学校または大学等へ入学を希望する者を養育する低所得者に対し、学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室を受講する費用および高等学校・大学等を受験する費用を貸し付けています。足立福祉事務所各福祉課では、貸付に関する相談、受付を行っています。

低－第19表 延べ相談件数

(件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数	1,393	1,714	2,596	2,960	2,430

V 地 域 福 祉

地域福祉施策の事業概要

1 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の活動



(福祉管理課民生係)

足立区の民生委員・児童委員の定数は559名(うち主任児童委員50名)で、担当地域を受け持ちながら地区民生・児童委員協議会の活動を行っています。地区民生・児童委員協議会は25地区あり、各地区は7つの合同地区協議会に所属するとともに、区全体を統括する足立区民生・児童委員協議会を設置しています。

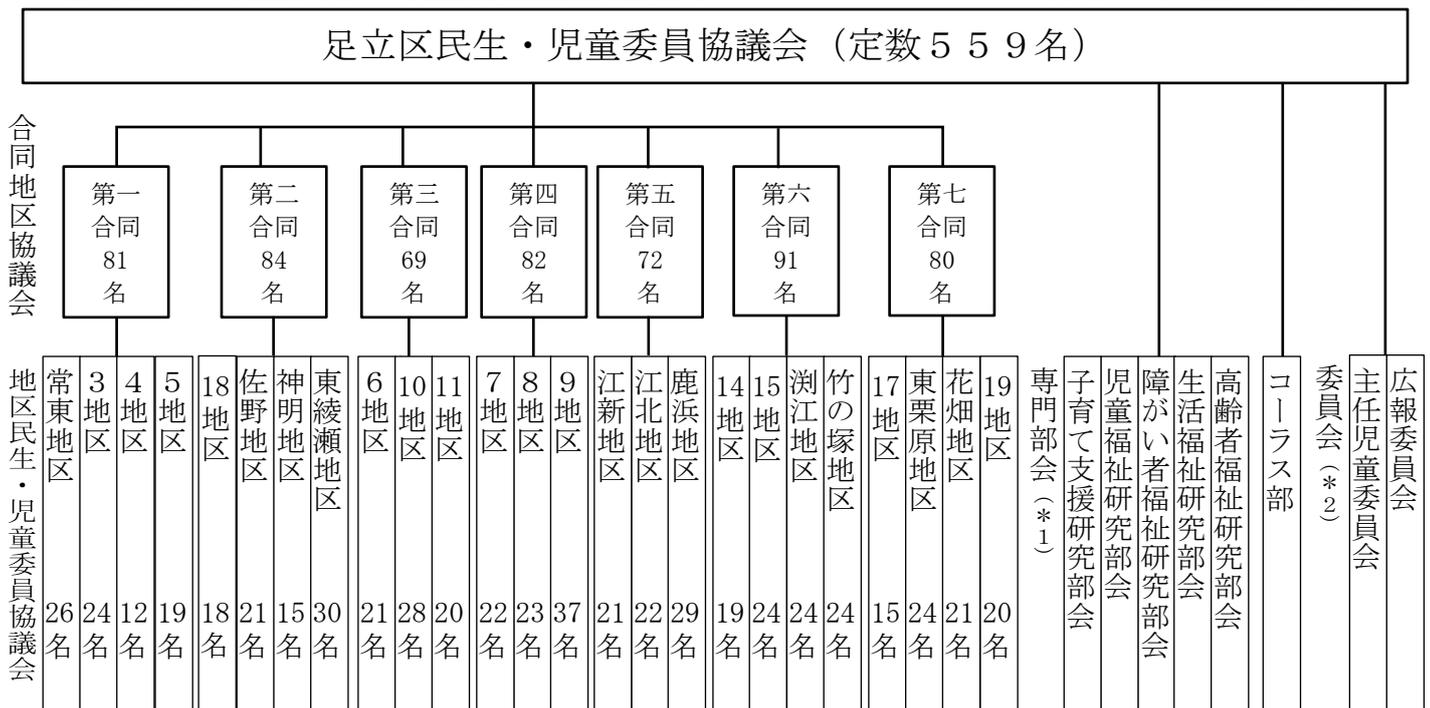
また、円滑な民生委員活動を図ることを目的として、足立区民生・児童委員協議会に5つの専門部会*1と2つの委員会*2を設置し、各地区から選出された民生委員・児童委員が専門的に取り組んでいます。

地一第1表 区内民生委員・児童委員数 (令和7年6月1日現在) (名)

合同地区協議会	地区民生・児童委員協議会 (法定地区)	定数	現員		
			男	女	計
第一合同	常東、3、4、5	81(8)	18(0)	52(8)	70(8)
第二合同	18、佐野、神明、東綾瀬	84(8)	25(3)	49(4)	74(7)
第三合同	6、10、11	69(6)	15(2)	49(4)	64(6)
第四合同	7、8、9	82(6)	26(2)	46(3)	72(5)
第五合同	江新、江北、鹿浜	72(6)	23(3)	45(2)	68(5)
第六合同	14、15、湊江、竹の塚	91(8)	19(2)	59(4)	78(6)
第七合同	17、東栗原、花畑、19	80(8)	24(3)	44(3)	68(6)
計	25法定地区	559(50)	150(15)	344(28)	494(43)

※ ()は主任児童委員数(内数)

地一第1図 足立区民生・児童委員協議会組織図 (令和7年6月1日現在)



第2章 施策別事業概要－V 地域福祉

1 民生委員・児童委員

地－第2図 合同・地区別地域担当図

※ ○囲みの数字は合同地区を表します



(2) 民生委員・児童委員の役割

(福祉管理課民生係)

ア 地域のアンテナ的役割

地域で生活している民生委員・児童委員だからこそ、日常的な調査活動を通じて、地域の実情を把握している。

イ 世話役的役割

求められた時は、親身になって個別の相談や助言ができる。

ウ 告知板的役割

住民からの問い合わせに応じ、積極的に福祉的施策等を地域内に知らせる。区は、定期的に民生委員・児童委員へ福祉サービスの情報を提供している。

エ パイプ的役割

住民の側に立って、行政や関係機関との間を、連絡、調整する。

オ 潤滑油的役割

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。

カ 支援的役割

住民が求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。

キ 代弁者的役割

福祉施策の実施運用に関して、住民の立場から建設的意見を提出する。

(3) 民生委員の職務

(福祉管理課民生係)

- ア 住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておく。
- イ 援助を必要とする者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う。
- ウ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用できるために、必要な情報の提供その他の援助を行う。
- エ 社会福祉事業の経営者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援する。
- オ 足立福祉事務所各福祉課等関係機関の業務に協力する。
- カ 以上の職務を行うほか、必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

(4) 児童委員の職務

(福祉管理課民生係)

児童委員は、児童の福祉のために活動する民間奉仕者として、児童相談所の児童福祉司や足立福祉事務所各福祉課の社会福祉主事とともに、児童福祉行政の第一線の相談指導機関として極めて重要な責務を負っています。

児童委員は、関係行政機関等から調査を依頼された場合において、主任児童委員と連携して的確かつ迅速に実情を把握し、依頼者に対し報告を行います。

これらの調査は、ケースの必要に応じ、児童の素質、生活歴、健康状況、家庭環境等について行われます。

(5) 主任児童委員の職務

(福祉管理課民生係)

民生委員・児童委員の中で、特に18歳以下の児童に関する諸問題を専任します。

こども支援センターげんき、児童相談所などの関係機関や担当区域の児童委員と協力しながら対応しています。

(6) 民生委員・児童委員の任期

(福祉管理課民生係)

委員の任期は3年で、任期の起点は改選年次の12月1日です。今任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日までです。

第2章 施策別事業概要－V 地域福祉

1 民生委員・児童委員

地一第2表 民生・児童委員の相談・指導・活動回数 (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
分野別	高齢者に関すること	2,597	2,574	2,903	3,052	3,083
	障がい者に関すること	285	218	311	354	338
	子どもに関すること	1,643	1,626	1,804	1,879	2,055
	その他	1,023	1,139	1,115	1,143	1,754
	計	5,548	5,557	6,133	6,428	7,230
内容別	在宅福祉	199	151	199	205	269
	介護保険	137	159	189	187	254
	健康・保健医療	339	428	324	296	338
	子育て・母子保健	217	238	296	231	261
	子どもの地域生活	608	682	768	872	909
	子どもの教育・学校生活	690	631	635	703	765
	生活費	130	142	152	194	153
	年金・保険	24	27	42	33	38
	仕事	73	59	61	75	71
	家族関係	193	260	253	275	314
	住居	107	111	119	127	135
	生活環境	371	326	420	408	459
	日常的な支援	1,325	1,242	1,444	1,373	1,555
	その他	1,135	1,101	1,231	1,449	1,709
	計	5,548	5,557	6,133	6,428	7,230
調査・実態把握		2,397	957	1,290	1,470	1,830
会議への参加協力・行事・事業		3,347	3,786	6,025	8,379	9,342
自主活動・地域福祉活動		6,145	6,143	7,260	8,067	8,742
民児協運営・研修		11,238	13,407	15,340	15,187	14,733
証明事務		418	571	702	673	1,065
要保護児童の発見の通告・仲介		62	68	65	43	62
訪問回数		17,146	14,609	18,735	19,811	19,976
内訳	訪問・連絡活動	8,045	6,289	8,751	9,843	11,793
	その他	9,101	8,320	9,984	9,968	8,183
連絡調整回数		58,497	64,113	71,561	71,688	73,841
内訳	委員相互	31,388	33,948	41,015	41,783	43,095
	関係機関	27,109	30,165	30,546	29,905	30,746
活動日数		51,061	55,501	59,931	62,825	65,382

(7) 民生委員推薦会

(福祉管理課民生係)

各地区に設置する民生委員推薦準備会から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を審査し、都知事に推薦します。

ア 組織

- (ア) 推薦会委員の定数は15名以内とする。
- (イ) 推薦会委員は、区議会議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係のある者、区の社会福祉団体の代表者、教育関係者、関係行政機関の職員、学識経験者とし、各分野2名以内で構成する。
- (ウ) 任期は3年とし、任期の起点は改選年次の10月1日とする。

イ 運営

- (ア) 推薦会は、地域団体または職域団体等によってその意思決定に影響を与えられるべきではなく、あくまで自主的に運営されなくてはならない。
- (イ) 推薦会の開会は、委員の半数以上の出席を必要とし、議事は、出席委員の過半数で決定する。委員長は議事に関して可否同数の際の裁決権を持ちますが、表決権は有しない。
- (ウ) 会議は非公開とする。従って、委員、幹事および書記は議事に関して秘密を守らなければならない。

ウ 民生委員推薦準備会

推薦会が、区の広範な区域から適格な民生委員・児童委員候補者を選出することは極めて困難である状況から、推薦会の下部機関として民生委員推薦準備会を設置する。

- (ア) 準備会の設置区域は、民生委員合同地区協議会の区域を単位として、7合同地区とする。
- (イ) 準備会の組織および運営等については、推薦会に準ずるものとする。
- (ウ) 地区準備会委員は、10名以内とする（ただし、地区民生・児童委員協議会会長を委嘱する場合は、14名以内とする）。

(8) 民生委員・児童委員の日（PR事業）

(福祉管理課民生係)

平成24年度から、毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」にあわせて、安心して相談ができる存在としての民生委員・児童委員の活動内容を広く区民に周知するとともに、地域住民との信頼関係を築くことを目的に、東京都民生児童委員連合会と連携してPR事業を実施しています。

地－第3表 令和7年度 PR事業実施内容

日程	令和7年5月12日（月）から17日（土）まで
内容	1 民生委員・児童委員の活動を紹介するパネル展示
	2 民生委員・児童委員による相談コーナー
	3 町会・自治会掲示板や区内施設等にポスター掲示
	4 区ホームページ等における民生委員・児童委員の活動・PR事業の紹介およびパネルデータの掲載
	5 あだち広報（5月10日号）による民生・児童委員活動の紹介
	※ 区内図書館で民生委員・児童委員の取り組みについて特集展示を実施

第2章 施策別事業概要－V 地域福祉

2 相談員による支援

(9) 民生委員・児童委員協力員の活動

(福祉管理課民生係)

東京都では独自に民生・児童委員協力員制度を設けています。足立区の定数は75名です。

ア 協力員の役割

足立区民生・児童委員協議会会長やその業務を担当する民生委員の指導を受けて、民生委員活動の一部を補助する。

イ 協力員の職務

足立区民生・児童委員協議会の意見および地域の実情を踏まえ、東京都と協議の上で、区が決定する。

ウ 協力員の任期

原則1年（再任可）

2 相談員による支援

(1) 相談員の配置状況

足立福祉事務所各福祉課には各種法律に基づき、以下の相談員が配置されており、総合相談係の職員が任命されています。

地－第4表

職名	職務内容
女性相談支援員	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に基づき、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行います。
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行います。
家庭相談員	厚生事務次官通知「家庭児童相談室の設置運営について」に基づき、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、相談及び指導を行います。

(2) 女性相談支援員の活動

(足立福祉事務所各福祉課)

社会環境の変化に伴い、女性の抱える諸問題も多岐にわたっています。こうした状況の中で、女性相談支援員は困難な問題を抱えた女性に対し、さまざまな相談・支援を行っています。

地一第5表 相談件数 (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
売春防止法第5条違反		0	0	0	0	2
売春強要		0	0	0	0	0
人間関係	離婚の問題	78	39	70	66	59
	夫等の暴力	124	89	130	132	152
	生活の本拠地を一にする交際相手からの暴力	16	14	14	18	9
	その他	15	8	9	9	7
親族関係	親の暴力	20	17	29	33	61
	子の暴力	17	19	14	19	14
	その他	44	30	42	24	36
男女関係	ストーカー被害	11	8	13	11	7
	その他	4	7	0	3	6
その他	恋人等の暴力	8	6	5	0	7
	その他	2	3	0	3	0
経済関係	生活困窮	408	301	333	352	302
	その他	10	11	5	5	22
医療（健康）関係	妊娠・出産	79	127	126	78	51
	その他	146	53	71	66	77
住宅関係		136	63	76	58	84
施設入所		63	64	90	73	41
その他		119	85	99	122	132
計		1,300	944	1,126	1,072	1,069

ア 社会福祉統計502表による。

イ 相談件数は電話と面接相談によるもの。

(3) 母子・父子自立支援員の活動

(足立福祉事務所各福祉課)

家庭環境の変化に伴い、ひとり親家庭の相談の内容も多岐にわたっています。こうした状況の中で、母子・父子自立支援員は、子育て、生活、就労、経済など、多方面にわたる課題の解決と自立に向けてさまざまな相談・支援を行っています。

地－第6表 相談件数 (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
生 活 一 搬	住宅	90	67	58	71	37
	医療	81	61	31	36	8
	家庭	294	275	282	464	359
	就職	9	34	19	7	1
	結婚	0	3	1	1	0
	その他	169	180	96	150	66
児 童	養育	65	68	56	133	68
	教育	34	28	24	18	2
	非行	0	0	1	0	0
	就職	0	2	3	0	0
	その他	2	20	13	12	4
生 活 援 護	母子および父子福祉資金等	312	365	232	233	224
	公的年金	3	2	6	2	0
	児童扶養手当	10	9	14	20	5
	生活保護	142	148	155	134	82
	税	0	1	0	1	0
	その他	43	40	42	45	60
そ の 他	売店設置 (法第25条)	0	0	0	0	0
	たばこ販売 (法第26条)	0	0	0	0	0
	母子世帯向公営住宅 (法第27条・第31条の8)	5	1	0	0	0
	ひとり親家庭休養ホームの利用	2	0	0	0	0
	母子生活支援施設 (児童福祉法第38条)	74	62	51	77	88
計		1,335	1,366	1,084	1,404	1,004

ア 社会福祉統計330表による。

イ 件数は面接相談によるもの。

(4) 家庭相談員の活動

(足立福祉事務所各福祉課)

社会環境の著しい変化に伴い、家庭問題は複雑・多様化しています。こうした状況の中で家庭相談員は、相談者に対して問題解決の一助となるよう、さまざまな相談・支援を行っています。

(5) 中国帰国者等（中国残留邦人等）の生活支援

(高齢者地域包括ケア推進課中国帰国者等支援担当)

中国・樺太等から永住帰国した中国帰国者等と、その配偶者および同伴帰国した二世、三世に対し、高齢者地域包括ケア推進課に支援・相談員を配置して、次の生活支援を行っています。

- ア 一定の要件に該当する中国帰国者等の方々に対して、老齢基礎年金の満額支給の案内
- イ アの対象者とその配偶者で、世帯収入が一定基準に満たない方に支援給付費を支給
- ウ 地域での安定した生活への支援として、医療機関受診時の通訳派遣や日本語学習等費用助成、「帰国者だより」（年4回）の発行。

3 貸付・給付相談

(1) 旧軍人等の援護

(福祉管理課民生係)

旧軍人等の戦争犠牲者に対して、戦傷病者戦没者遺族等援護法その他の法律に基づき、次の年金・給付金等の相談や請求受付等を行っています。また、旧軍人・軍属等および戦没者に対する叙位・叙勲の伝達を行っています。

- ア 弔慰金
- イ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
- ウ 戦没者の父母等に対する特別給付金
- エ 戦没者等の妻に対する特別給付金
- オ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
- カ 引揚者給付金
- キ 引揚者等に対する特別交付金

(2) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付

(福祉管理課民生係)

「災害弔慰金の支給等に関する法律」により定められた制度で、同法をもとに、実施条例を制定し、施行しています。

この制度は、一定の条件を備えた自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、精神または身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給し、また、一定以上の被害を受けた世帯主に対して災害援護資金の貸付を行い、個人災害にかかる慰謝および救済を行うことを目的としています。

3 貸付・給付相談

ア 災害弔慰金

政令で定められた災害により死亡した住民の遺族に対し、生計維持者500万円、その他の者250万円の弔慰金を支給するもので、遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫および祖父母です。（支給制限あり）

※ 支給実績 平成27年度…1件250万円、28年度…1件500万円、令和6年度…1件250万円

イ 災害障害見舞金

政令で定められた災害により、精神または身体に法で定める程度の障がいを残す被害を受けた住民に対し、生計維持者250万円、その他の者125万円の災害障害見舞金を支給します。（支給制限あり）

ウ 災害援護資金

政令で定められた災害により、条例で定める程度の負傷を負った世帯主および条例で定める相当程度の住居または家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、その被害、損害の種類の程度に応じて、150万円、170万円、250万円、270万円、または350万円を限度とする貸付を行うもので、償還期間10年（据置期間3年を含む）、据置期間経過後利率、保証人有の場合は無利子、保証人無の場合は年1%（延滞の場合は延滞金年5%）です。（平成31年4月1日以降の災害発生分から利率変更）

なお、世帯人数に応じた所得制限があり、政令によりその額が定められています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、特別法が施行されたことにより、特例措置で貸付を実施しています（令和8年3月31日まで受付）。

[東日本大震災特例措置の概要]

(ア) 償還期間を13年に延長

(イ) 据置期間を6年に延長

(ウ) 利率を保証人有の場合は無利子、保証人無の場合は年1.5%に変更

※ 貸付実績 平成23年度…2件720万円、平成25年度…1件320万円

(3) 母子および父子福祉資金の貸付

(福祉管理課債権係・足立福祉事務所各福祉課)

配偶者のいない、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、事業開始資金・修学資金等を貸付けることにより、その経済的な自立支援と扶養している児童の福祉の増進を目的としています。

地－第7表 母子および父子福祉資金貸付状況

項目/年度 件数・金額 資金の種類	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学	171	124,170,002	144	103,432,314	106	76,822,316	91	62,678,944	73	52,940,250
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業	1	408,000	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活	1	1,269,000	0	0	0	0	0	0	1	685,200
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度	24	6,011,635	25	5,011,015	14	4,317,450	12	3,223,227	17	4,186,643
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	197	131,858,637	169	108,443,329	120	81,139,766	103	65,902,171	91	57,812,093

地－第8表 母子および父子福祉資金貸付償還状況

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
貸付件数	197	169	120	103	91
貸付額 (円)	131,858,637	108,443,329	81,139,766	65,902,171	57,812,093
償還期限到来分 (円)	336,778,423	329,396,407	327,262,869	313,001,678	296,857,407
償還額 (円)	235,714,513	231,383,060	232,700,071	223,013,527	214,425,696
償還率 (%)	70.0	70.2	71.1	71.2	72.2

(4) 生業資金の貸付

(福祉管理課債権係)

一般金融機関から融資を受けることが困難な区民に対し、独立の生計を立てるために必要な資金(限度額200万円)を貸付け、その生活の安定を図ることを目的としています。

(平成24年3月末で新規貸付を廃止)

(5) 応急小口資金の貸付

(福祉管理課債権係)

災害、疾病等により応急に必要とする費用の調達が困難な区民に対し、小口資金（限度額一般15万円、特例30万円）を貸付けることにより生計の安定を図ることを目的としています。申込資格は足立区内に3か月以上居住、かつ、借受後の償還が確実な世帯主または生計維持者で、連帯保証人を必要とします。

返済は、貸付月の翌々月から20か月（特例30か月）以内の均等月賦償還です。金利は、無利子です。

なお、平成27年11月から、子どもの就学費用については一定の条件により連帯保証人を不要にするなど、一部条件を緩和しました。

地－第9表 応急小口資金貸付償還状況

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
貸付 件数	子どもの就学費用	17	9	8	7	7
	その他	0	1	0	1	0
	計	17	10	8	8	7
貸付総額（円）		1,903,000	1,053,000	894,000	873,000	977,000
償還期限到来分（円）		2,979,794	2,143,704	1,398,900	973,550	1,002,700
償還額（円）		2,704,144	1,900,954	1,384,300	962,050	943,450
償還率（％）		90.7	88.7	99.0	98.8	94.1

(6) 交通機関運賃の割引および都営交通無料乗車券の交付

(足立福祉事務所各福祉課、親子支援課、障がい援護課、高齢者地域包括ケア推進課)

心身障がい者(児)などの経済的負担を軽減し、自立を促進することを目的として、本人や介護人に対し、交通機関等の割引制度があります。

- ア JR旅客運賃の割引
- イ JR通勤定期乗車券の割引
- ウ 私鉄旅客運賃の割引
- エ 航空運賃の割引
- オ 民営バス・コミュニティバスの割引
- カ 有料道路通行料金の割引
- キ 都営交通の無料乗車券の交付と割引
- ク タクシー運賃の割引
- ケ フェリー旅客運賃の割引

地一第10表 都営交通無料乗車券交付件数 (件)

項目/交付窓口	中部 第一	中部 第二	障がい 援護	高齢 ケア	千住	東部	西部	北部	親子	合計
身体障がい者	8	11	1,155	0	344	334	420	428	0	2,700
知的障がい者	2	4	375	0	79	107	155	148	0	870
戦傷病者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原爆被爆者	0	0	3	0	0	0	4	0	0	7
生活保護者	1,220	966	0	0	427	288	1,100	908	0	4,909
児童扶養手当受給世帯	2	8	0	0	91	77	372	171	1,154	1,875
中国残留邦人等支援給付受給者	0	0	0	18	0	0	0	0	0	18
被救護者	41	0	0	0	0	0	25	7	0	73
計	1,273	989	1,533	18	941	806	2,076	1,662	1,154	10,452

※ 令和6年4月1日～令和7年3月31日取扱分

第2章 施策別事業概要－V 地域福祉

4 福祉団体に対する支援

(7) 行旅死亡人等取扱事務

(福祉管理課民生係)

行旅病人及行旅死亡人取扱法または墓地、埋葬等に関する法律により、身元不明の死亡人、行旅死亡人および引き取り人のいない死亡人等について火葬のうえ遺骨を保管しています。

地－第11表 行旅死亡人取扱の実施状況 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
行旅病人及行旅死亡人取扱法	30	36	19	35	20
墓地、埋葬等に関する法律	74	102	133	123	132
(身元判明分内数)	(23)	(28)	(16)	(27)	(13)

4 福祉団体に対する支援

(1) 足立区保護観察協会の活動支援

(福祉管理課民生係)

足立区保護観察協会は、区内における犯罪の予防および更生保護事業の充実を図ることを目的とした団体です。区内で活動する更生保護団体（足立区保護司会、更生保護女性会、BBS会等）の運営助成のほか、法務省主唱の「社会を明るくする運動」では、関係団体・機関と協力し各種イベントを実施するなど、青少年の健全育成や犯罪・非行をしてしまった人の立ち直りへの理解について広く呼びかけています。

地－第12表 第74回“社会を明るくする運動”実施結果

項目／結果	実施回数 (回)	参加人数 (人)	内容等
推進委員会会議	3	129	【構成団体】区、教育委員会、保護司会、保護観察協会、社会福祉協議会、更生保護女性会、桐友会、BBS会
街頭活動等	1303	7418	駅頭広報、声かけ運動、見守りパトロール、清掃美化活動
講演会等	54	2116	区民の集い、親と子ふれあい将棋、ミニ集会、更生保護施設訪問、座談会
非行防止教室等	7	73	中学校合同研修、非行・薬物防止教室
各種行事等	101	9605	標語・作文コンテスト、あだち区民まつり、スポーツ大会、ゆかた着付け訪問

(2) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会運営費助成および管理運営

(福祉管理課調整担当)

社会福祉法人足立区社会福祉協議会に対し、運営および活動の安定を図るため職員人件費と基幹地域包括支援センターおよび社協ヘルパーステーションの施設運営費を助成しています。また、地域包括支援センター関原の施設管理を委託しています。

(3) ボランティア施設の管理運営

(福祉管理課調整担当)

ボランティアや地域住民のボランティア活動の拠点として、総合ボランティアセンター、西綾瀬ボランティアセンターを設置し、施設の管理運営を足立区社会福祉協議会に委託しています。

ア 総合ボランティアセンター（平成6年4月1日開設）

所在地：日ノ出町27-3-102（UR日ノ出町団地3号棟の1階部分）

電話：03-3870-0061

施設規模 専有面積 783.04㎡

イ 西綾瀬ボランティアセンター（昭和62年4月8日開設）※ 令和7年3月31日廃止

所在地：西綾瀬4-5-6 電話：03-3880-8510

施設規模 敷地 534.47㎡ 建物 281.71㎡

1階：135㎡ 2階：135㎡ PH：11.71㎡

5 社会福祉法人の認可等および指導監査事務

(福祉管理課法人指導係)

主たる事務所が足立区の区域内にあり、その行う事業が区の区域内を越えない社会福祉法人に対して、社会福祉法に基づき所轄庁として認可等事務および指導監査事務を行っています。

また、所轄する社会福祉法人が運営する障がい者施設に対して、障がい福祉課等と連携して障害者総合支援法および児童福祉法に基づく施設検査を実施しています。

【所轄社会福祉法人数】31法人

【所轄する社会福祉法人が運営する障がい者施設数】58事業所（36施設）

※ 数値はともに令和7年4月1日現在

6 避難行動要支援者支援事業

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

(福祉管理課個別避難計画推進担当)

災害対策基本法に基づき、発災時における避難行動要支援者の安否確認の対象者を把握することを目的として「避難行動要支援者名簿」を作成し、警察署、消防署、各区民事務所、足立福祉事務所各福祉課、生活支援推進課、災害対策課、民生・児童委員、消防団に毎年配付しています。

名簿の対象者は次のとおりです。

ア 介護保険制度の要介護状態区分において要介護3～5の方

イ 身体障害者手帳1～2級の方

ウ 身体障害者手帳3級で福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付を受けている方

エ 愛の手帳1～2度の方

オ 障害者総合支援法の障害支援区分認定4～6の方

※ 発災時に民生・児童委員が名簿対象者の安否確認を行い、その後の救護、避難支援につなげていきます。

【避難行動要支援者名簿登載者数】22,710名（令和7年4月1日現在）

(2) 災害時安否確認申出書による情報の収集

(福祉管理課個別避難計画推進担当)

避難行動要支援者名簿に掲載されている方を対象に「災害時安否確認申出書」を発送し、住居形態、居住階、避難時の支援者の有無、自力での歩行の可否などの情報を収集し、避難支援の優先度の判断に繋がります。

また、3年に一度全件発送し、全件発送後の2年間は、1年ごとに新規に対象となった方、対象の要件に変更のあった方に発送し、情報の更新を行っています。

(3) 個別避難計画書の作成

(福祉管理課個別避難計画推進担当)

令和元年東日本台風（台風第19号）での対応を踏まえ、令和元年11月に水防体制再構築本部（令和4年4月～：水防体制推進本部）を、令和2年10月に部会再編により要支援者対策部会を設置し、水害時の対応について全庁的な検討を断続的に進めています。

部会では、主に避難行動要支援者への避難支援及び主な避難先となる福祉避難所について検討しており、対象者ごとに、いつ・誰が・どこに・どうやって避難を支援するのかを、具体的に記載した計画書を作成します。

真に支援が必要な方から計画を作成するため、浸水リスクや支援者の有無等から優先区分を5段階（A～E）で設定しました。計画書の作成にあたっては、避難行動要支援者と日頃から繋がりが深い福祉専門職（介護支援専門員等）の協力を得ながら、区が主体となり、優先区分が高いA・Bの方から順次進めています。また、優先区分C～Eの方には、計画書を送付して自主作成することで避難に対する意識の向上を進めています。

地－第13表 個別避難計画優先度表

区分	類型	介護・障がいの度合い
A	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先に移動できない ウ 避難する際に支援者がいない エ 介護、障がい度合が右記に該当	(ア) 要介護度4～5 (イ) 愛の手帳1～2度 (ウ) 障害支援区分5～6
	ア 浸水リスクが高い地域に居住する医療的ケア児	
B	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先に移動できない ウ 避難する際に支援者がいない エ 介護、障がい度合が右記に該当	(ア) 要介護度3 (イ) 身体障害者手帳1～2級 (ウ) 身体障害者手帳3級(※) (エ) 障害支援区分4
C	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先に移動できない ウ 避難する際に支援者がいる	(ア) 要介護度3～5 (イ) 身体障害者手帳1～2級 (ウ) 身体障害者手帳3級(※) (エ) 愛の手帳1～2度 (オ) 障害支援区分4～6
D	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先へ移動することができる場合	
E	ア 自宅が浸水しない イ 浸水するが自宅で避難できる場所がある場合	

※ 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付を受けている方のみ対象

【優先区分 分類の流れ】

- ア 避難行動要支援者として該当する方に「災害時安否確認申出書」を発送
↓
イ 避難行動要支援者から「災害時安否確認申出書」の返信・回答
↓
ウ 以下に基づき計画書を作成する優先区分5段階（A～E）に分類
（ア）自宅の浸水リスク
（イ）自力避難の可否
（ウ）支援者の有無
（エ）介護・障がいの度合い

7 再犯防止の推進

(1) 足立区再犯防止推進計画の策定

(福祉管理課調整担当)

平成28年12月に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、国及び東京都の「再犯防止推進計画」を勘案し、同法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「足立区再犯防止推進計画」を令和4年度末に策定しました。

計画における将来像と取組方針は次のとおりです。

ア 目指す将来像

「誰ひとり孤立することなく、共に暮らし続けられる ひと・まち 足立」

イ 将来像を実現するための取組方針

- (ア) 個々の特性や現状に応じた居住先の確保と就労支援
- (イ) 保健医療、福祉サービス、相談支援の継続的实施
- (ウ) 学校等と連携した非行の防止と修学支援等の実施
- (エ) 犯罪のない安全で安心な地域づくりの推進
- (オ) 関係機関、民間協力者等との連携強化、広報・啓発活動の推進

ウ 足立区再犯防止推進協議会

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第1条に規定する目的を達成するため、足立区における再犯の防止等に関する施策の推進に関して意見交換等を行うことを目的として、足立区再犯防止推進協議会を設置しました。

年1回、協議会を開催し、区内外の関係機関による意見交換と、事業連携についての協議を行っています。

VI 足立区

社会福祉協議会

足立区社会福祉協議会の概要



1 社会福祉協議会の概況

(1) 沿革

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づいて地域福祉の推進を図ることを目的に様々な福祉活動を展開しています。足立区社会福祉協議会は、昭和30年3月に任意団体として設立し、昭和40年6月に社会福祉法人として認可されました。地域の皆さまに支えられ、住民主体の地域福祉推進団体として足立区の地域福祉の中核的な役割を担っています。

(2) 役員・財源等

役員は、区内の民生委員・児童委員、町会・自治会、社会福祉関係団体等の代表者、福祉関係者により構成されています。

また、会員は、区民、社会福祉施設および社会福祉関係団体等です。運営財源は、会員会費および寄附金、事業収入ならびに区からの補助金、受託金から成り立っています。

(3) 活動目的

地域社会を基盤とする福祉サービスの総合的な取り組みとして「地域福祉」「在宅福祉」が近年特に強調されています。少子高齢社会の進展により、福祉に対する要望が増大、多様化していく中で「地域福祉」「在宅福祉」の考えのもと、様々な事業を実施しています。

(4) 令和6年度の取り組み

足立区社会福祉協議会では、行動計画である社協・発展強化計画に基づき事業に取り組んでいます。令和6年度は第4次計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画、第3次足立区地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）の達成に向け、各種事業の推進に一層取り組みました。

2 組織

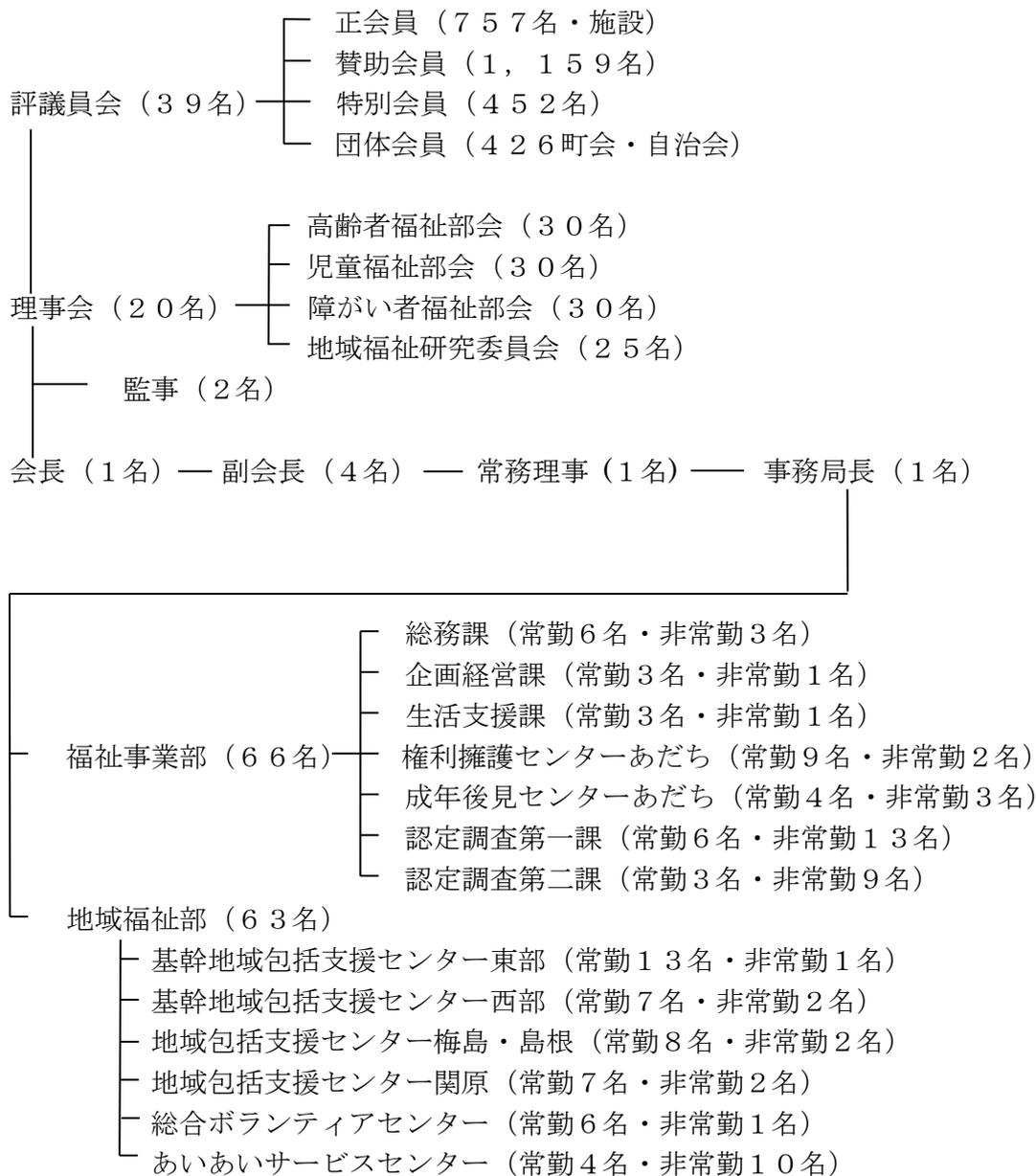
2 組織

(1) 法人の設立

ア 設立年月日 昭和30年3月19日

イ 法人認可日 昭和40年6月30日

(2) 法人組織図 (令和7年4月1日現在)



※ 役員、評議員、部会員、委員は定数、会員数は令和7年3月31日現在値、職員数は令和7年度の組織定数を記載しています。なお、職員には組織定数のほか、生活支援課で非常勤2名、援助者9名、作業員22名、あいあいサービスセンターでパートヘルパー21名、権利擁護センターあだちで生活支援員42名、企画経営課でパート1名を雇用しています。

(職員総数227名)

3 財政

(1) 令和6年度収支決算総括表（資金収支）

社概一第1表

(円)

会計別	収入	支出
社会福祉事業会計	879,317,963	888,296,046
公益事業会計	468,926,702	465,288,135
計	1,348,244,665	1,353,584,181

(2) 令和6年度法人全体収支決算概要（事業活動収支）

ア 事業活動収入内訳（勘定科目別）

社概一第2表

勘定科目名	決算額 (円)	比率 (%)
1 会費収益	8,698,200	0.8%
2 寄附金収益	7,136,629	0.7%
3 経常経費補助金収益	690,842,958	63.1%
4 受託金収益	103,438,491	9.4%
5 事業収益	38,502,477	3.5%
6 介護保険事業収益	205,697,250	18.8%
7 障害福祉サービス等事業収益	32,848,895	3.0%
8 基金受取利息配当金収益	4,580,039	0.4%
9 その他の収益	1,801,892	0.2%
10 受取利息配当金収益	1,912,600	0.2%
11 施設整備等補助金収益	0	0.0%
12 その他のサービス活動外収益	247,000	0.0%
計	1,095,706,431	100.0%

※ 小数点第二位以下四捨五入のため、勘定科目ごとの比率を足し上げても計は100.0%にならない。

イ 事業活動支出内訳（事業別）

社概一第3表

事業名		決算額（円）	比率（％）
1	法人運営事業	538,940,291	47.9%
2	地域福祉事業	40,037,253	3.6%
3	ボランティア活動推進事業	4,891,531	0.4%
4	助成事業	4,125,750	0.4%
5	生活福祉資金貸付事業	43,445,968	3.9%
6	福祉サービス利用援助事業	24,266,834	2.2%
7	障がい福祉サービス事業	31,959,876	2.8%
8	歳末たすけあい運動事業	1,064,349	0.1%
9	基幹地域包括支援センター事業	231,465,085	20.6%
10	地域包括支援センター関原事業	69,695,842	6.2%
11	受託事業	76,655,406	6.8%
12	障がい者保護雇用清掃事業	57,490,608	5.1%
計		1,124,038,793	100.0%

(3) 令和6年度事業活動支出内訳（勘定科目別）

社概一第4表

勘定科目名		決算額（円）	比率（％）
1	人件費	939,502,581	83.6%
2	事業費	70,895,584	6.3%
3	事務費	102,608,511	9.1%
4	分担金費用	1,250,000	0.1%
5	助成金費用	6,160,993	0.5%
6	負担金費用	41,000	0.0%
7	減価償却費	3,686,818	0.3%
8	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 229,130	0.0%
9	徴収不能額	0	0.0%
10	その他のサービス活動外費用	0	0.0%
11	基金組入額	122,436	0.0%
12	固定資産売却損・処分損	0	0.0%
13	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	0.0%
14	その他の特別損失	0	0.0%
計		1,124,038,793	100.0%

※ 小数点第二位以下四捨五入のため、勘定科目ごとの比率を足し上げても計は100.0%にならない。あ

足立区社会福祉協議会の事業概要

1 寄附者・会員の拡充

(総務課)

個人や企業等から金員や物品の寄附を受け、社会福祉事業等に活用します。

社一第1表 実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
寄附収入(円)	26,369,258	8,794,751	59,228,967	8,131,272	6,642,629
寄附物品(件)	2	5	4	7	3
会費収入(円)	8,684,289	7,928,889	8,438,200	8,231,300	8,698,200

2 赤い羽根共同募金事業

(総務課)

共同募金運動の一環として、足立区民生・児童委員協議会と協働して「赤い羽根共同募金」を実施します。

次年度に東京都共同募金会から配分金を受け、事業費に充当します。

社一第2表 募金実績

(円)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
募金	603,792	586,808	558,585	963,253	1,028,474

(1) 昭和59年まで区で実施、昭和60年から社会福祉協議会に移管

(2) 令和2～4年度は例年実施している足立区民生・児童委員協議会との協働による街頭募金は中止。民生・児童委員による募金を計上。

3 広報紙への掲載・発行等

(企画経営課)

(1) 公社ニューストキメキ掲載

年に12回(毎月1日発行)、各種イベントや講座の情報等を掲載し、事業の普及啓発を図ります。

(2) あだち社協の発行

事業のPRや活動紹介、イベント等の案内を掲載した広報紙を発行します。

回覧や掲示板での周知にご協力いただいている町会・自治会からの要望にお応えするため、希望に応じてA4サイズのダイジェスト版も選択できるようにしています。

4 「ささえあいブログ」の発信

社一第3表 あだち社協発行部数・回数

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
発行回数（回）		4	4	4	4	3
発行部数 （部）	タブロイド版	105,500	105,500	87,500	87,500	66,000
	ダイジェスト版	-	-	18,000	18,000	13,900
	計	105,500	105,500	105,500	105,500	79,900

(3) SNS（フェイスブック）による情報発信

地域の方とのコミュニケーションツールとして、イベントや講座、研修などの情報を発信するほか、地域の情報を広く発信しています。

社一第4表 フェイスブック投稿数・フォロワー数

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
投稿数（件）	114	145	111	137	175
フォロワー数（人）	398	456	511	570	621

※ 平成29年10月よりフェイスブックの運用を開始

4 「ささえあいブログ」の発信

（基幹地域包括支援センター東部）

社協ホームページに掲載している「ささえあいブログ」で、地域の活動の様子を発信しています。

社一第5表 ささえあいレポート発信数 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
レポート発信数	28	44	42	58	79

5 福祉出前講座

（基幹地域包括支援センター梅島・島根、東部、地域包括支援センター関原、権利擁護センターあだち）

区民や関係機関が求める様々な福祉に関する情報を提供したり、地域の課題に気づき、区民とともに考える機会を提供するため、出前講座の提供をしています。

社一第6表 出前講座実施回数

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
基幹地域包括 支援センター	実施回数（回）	2	0	1	1	2
	参加延人数（人）	30	0	32	31	53
地域包括支援 センター関原	実施回数（回）	16	2	2	2	3
	参加延人数（人）	650	29	126	64	44

社一第7表 高齢者あんしん生活支援事業（おいじたく講座）

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数（回）	6	4	5	6	6
参加延人数（人）	135	72	78	131	93

ア 平成16年度から権利擁護センターあだちで実施

イ 高齢者あんしん生活支援事業については210頁を参照

社一第8表 その他の出前講座（基幹地域包括支援センター東部等）

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
出前講座（回）	40	23	34	59	43
参加延人数（人）	728	636	1168	1482	957

ウ 基幹地域包括支援センターは、令和6年度より基幹型が西部（個別支援）と東部（地域支援）へ名称変更となった。（地域型の梅島・島根課は変更なし）

エ 第6表、第7表の実績と一部重複あり。

6 緊急援護事業

（総務課）

緊急に援護を必要とするが、生活保護法に該当しない方に足立福祉事務所各福祉課を通して、交通費を支給しています。また、緊急的に入院し、保護を要する状態にある住所不定者および母子生活支援施設等に緊急入所した世帯へ、日用品セットの購入費の一部を支給しています。

社一第9表 支給実績

（円）

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
交通費	729,074	804,163	753,998	819,570	793,420
日用品セット購入費	35,000	10,000	25,000	20,000	20,000
支給額合計	764,074	814,163	778,998	839,570	813,420

※ 昭和53年度から実施

7 ふれあいサロン支援事業

（基幹地域包括支援センター東部）

地域の高齢者や障がい者等の孤立防止や居場所づくりのため、区民が自主的・自発的に交流するサロン活動を支援し、支えあう地域づくりを推進しています。

第2章 施策別事業概要－VI足立区社会福祉協議会
8 多世代地域交流事業

(1) 立ち上げ支援

サロン活動の立ち上げに際し、個別相談、ノウハウの提供、開催チラシの印刷補助等の支援を行います。

(2) 継続支援

サロン活動の継続と充実のため、登録サロンに対し、個別相談、活動助成金、交流・研修会等の支援を行います。

社一第10表 登録数・開催回数・参加者数

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録団体数（カ所）	142	137	127	130	130
開催回数（延べ回数）	358	575	1,486	2,250	2,491
参加者数（延べ人数）	4,932	8,612	20,940	32,512	38,076

8 多世代地域交流事業

（基幹地域包括支援センター東部）

区の子どもの貧困対策への貢献事業として、平成27年度にモデル事業として開始しました。その後、地域の多様な主体が実施する交流の場を支援する事業として子どもたちと多世代の参加者同士が交流する場づくりの推進に努めています。

社一第11表 団体数・開催回数・参加者数

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
活動団体数（カ所）	2	0	1	4	4
開催回数（延べ回数）	0	0	1	4	5
参加者数（延べ人数）	0	0	10	607	457

9 シルバーステッキ支給事業

（生活支援課）

シルバーステッキを交付することにより、高齢者の歩行を助け、安全を図っています。

(1) 対象者

区内在住の65歳以上で歩行に不安のある方

(2) 申請・交付

生活支援課、足立福祉事務所中部第一・中部第二・千住・東部・西部・北部福祉課、区高齢者地域包括ケア推進課、地域包括支援センター関原

社一第12表 実績

（本）

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
支給本数	1,255	1,483	1,489	1,380	1,443

※ 昭和55年度から実施（区高齢福祉課は平成29年1月から実施）

10 おはよう訪問事業

(生活支援課)

ひとり暮らし高齢者の家庭を毎日訪問することにより、対象高齢者の安否を確認しています。同時に、緊急事態の発生に対処できるようその状況を日常的に把握し、かつ孤独感の緩和に役立て、ひとり暮らし高齢者の福祉の向上を目指し実施しています。

(1) 対象者

- ア 区内に居住する70歳以上のひとり暮らしの方
- イ 半径500m以内に親族(2親等以内)が居住していない方
- ウ 原則、手渡しで乳酸菌飲料を受け取ることができる方
- エ 継続的な就労がない方
- オ 足立区の緊急通報システム、高齢者見守りサービスを利用していない方
- ※ シルバーピア、介護保険サービス、親族の訪問等により、日々の安否確認がされている方は対象外とする。

(2) 実施方法

訪問員(乳酸菌飲料等販売業者)が毎日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)訪問し、乳酸菌飲料を直接対象者に配ります。

社一第13表 訪問実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象者(延べ人数)	12,449	11,542	11,763	12,102	12,437
訪問回数(回)	227,555	222,995	228,871	232,688	240,985

※ 昭和62年度から実施

11 車いす貸出事業

(生活支援課)

寄附された車いすを足立区内の一時的に必要な区民やボランティア・ボランティアグループ等に貸出します。

(1) 対象者

区内在住の車いすの必要な方で他制度での貸出・支給の対象にならない方

(2) 貸出期間

原則1か月以内

(3) 申請・貸出

生活支援課、総合ボランティアセンター、地域包括支援センター関原、あいあいサービスセンター、足立福祉事務所中部第一・中部第二・千住・東部・西部・北部福祉課、江南区民事務所、(有)福祉の家、(株)あおばライフケア、ダスキンヘルスレント足立ステーション、パナソニックエイジフリーショップ足立、まごの手本店

第2章 施策別事業概要－VI足立区社会福祉協議会

1.1 車いす貸出事業

社－第14表 貸出実績（公共施設窓口）

(件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
生活支援課	360	539	471	548	616
総合ボランティアセンター	68	87	134	174	183
地域包括支援センター関原	80	125	104	152	148
あいあいサービスセンター				3	31
中部第一福祉課	14	4	0	13	9
中部第二福祉課	6	19	15	24	25
千住福祉課	111	124	119	125	98
東部福祉課	118	147	166	203	201
西部福祉課	149	172	130	152	196
北部福祉課	117	161	158	161	167
江南区民事務所	16	14	17	20	26
計	1,039	1,392	1,314	1,575	1,700

(ア) 平成9年度から実施（中部第一、中部第二福祉課は平成28年8月から実施）

(イ) あいあいサービスセンターは令和6年2月から実施

社－第15表 貸出実績（協力機関）

(件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(有)福祉の家				0	16
(株)あおばライフケア				1	11
ダスキンヘルスレント足立 ステーション				0	20
パナソニックエイジフリー ショップ足立				0	23
まごの手本店				0	23
計				1	93

※ 令和6年2月から民間福祉用具事業者での貸出を開始

12 ファミリー・サポート・センターの運営

(あいあいサービスセンター)

保育施設等への送迎や会員宅でのお預かり等、地域で子育ての援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（提供会員）による会員制の区民相互援助活動を支援しています。

(1) 対象

ア 利用会員

6か月以上12歳以下（小学生）の子どもの保護者で育児援助の必要な区内在住または在勤の方

イ 提供会員

区内在住の方で、育児援助活動に理解と熱意があり、責任をもってお子様をお預かりいただける方

(2) 会員登録

ア 利用会員

説明会に参加して制度の理解を得た上で会員登録する。

イ 提供会員

センター所定の研修を受講して会員登録する。

(3) 利用活動時間

午前6時から午後10時

(4) 利用料金・謝礼額

平日の午前6時から午前8時および午後6時から午後10時は1時間あたり800円。

午前8時から午後6時は1時間あたり500円。

土・日・祝日・年末年始は、午前6時から午後10時まで一律で1時間あたり800円。

送迎のみ（1時間以内）は1回あたり500円。

(5) 内容

ア 保育施設等への送迎・保育施設等の開始前または終了後の育児援助

イ 残業または外出時の育児援助

ウ 援助場所は原則提供会員宅

社一第16表 会員数の推移（登録会員数）

(人)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
提供会員	260	205	200	191	198
利用会員	2,400	2,281	2,194	2,121	2,043

社－第17表 説明会・講習会

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
提供会員 登録説明会	実施回数（回）	4	6	10	8	7
	登録者数（人）	13	22	36	34	31
提供会員 登録時研修	実施回数（回）	2	2	2	2	2
	参加者数（人）	16	15	32	28	26
利用会員 登録説明会	実施回数（回）	12	12	15	13	13
	登録者数（人）	176	169	189	218	206
研修・交流会	実施回数（回）	10	10	10	12	12
	参加者数（人）	120	193	246	241	230

社－第18表 活動実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保育園、幼稚園等の登園前の預かりおよび送り（回）	640	558	774	875	1,180
保育園、幼稚園等の迎えおよび帰宅後の預かり（回）	878	1,111	1,493	1,348	1,534
放課後の援助（回）	316	380	152	115	141
学童保育帰宅後の援助（回）	333	377	205	495	616
子どもの病気後（安定期）の援助	0	0	0	0	0
保育園等施設が休みの時の援助（回）	81	136	142	67	60
子どもの習い事等の場合の援助（回）	826	952	1,074	1,327	1,416
保護者の病気や急用等の場合の援助（回）	144	406	402	417	221
その他（回）	854	1,512	989	720	1,042
計（回）	4,072	5,432	5,231	5,364	6,210
延活動時間数（時間）	5,066	7,121	7,085	6,479	7,671

※ 平成10年度から受託（こども家庭支援課）

1.3 ひとり親貸付事業

（生活支援課）

足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業（以下、訓練促進給付金）を活用して養成機関に在学し、国家資格の取得を目指すひとり親家庭の親、または、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けているひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を貸付け、自立の促進を図っています。

(1) 対象者

訓練促進給付金の支給対象者、または自立支援プログラムの対象者

※ 条件により返済免除

(2) 貸付金種類

ア 入学準備金：500,000円以内

イ 就職準備金：200,000円以内

ウ 住宅支援資金：月額40,000円以内（12カ月まで）

社一第19表 申請受理件数・手数料請求件数 (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
入学準備金	申請受理	2	3	0	0	0
	決定件数	2	3	0	0	0
就職準備金	申請受理	5	5	2	4	4
	決定件数	5	5	2	4	4
住宅支援資金	申請受理		0	7	4	3
	決定件数		0	7	3	3

※ 平成28年度12月から受託（東京都社会福祉協議会）

14 あったかサポート

(あいあいサービスセンター)

日常生活に支障のある高齢者や障がい者等（利用会員）が在宅生活を安心して過ごせるよう、趣旨に賛同する住民（協力会員）の参加と協力により、有償（会員制）の家事援助を行っています。また、協力会員の活動に必要な技術・知識の向上を目的に、各種講座を実施しています。

(1) 対象

ア 利用会員

区内在住の、在宅で日常生活に支障のある65歳以上の方や、障がいのある方、病弱の方

イ 協力会員

18歳以上の方で、社会福祉および本事業に理解と熱意をもって協力していただける方

(2) 会員登録

ア 利用会員

担当相談員が訪問し、状況・要望を確認した上で会員登録する。

(入会事務費1,000円、2年ごとの更新時500円)

イ 協力会員

登録説明会等に参加し、活動に賛同した方を会員登録する。

(3) 利用活動時間

午前8時から午後8時

(4) 利用料金・謝礼額

1時間700円。以後30分単位で料金350円を加算。協力会員の訪問時や、外出の付き添いの際に必要な交通費は利用会員負担。

(5) 利用料金の徴収と謝礼額の支払方法

1か月分の利用料と利用事務費(1時間あたり30円、1時間以上の利用は30分ごとに15円加算)を翌月20日(土日祝日の場合は翌営業日)に利用会員の指定口座より引落とし、協力会員にはその1か月分の謝礼を翌々月15日(土日祝日の場合は前営業日)に指定口座へ振込みします。

(6) 講座実施状況(令和6年度実施)

あったかサポート協力会員、ちょこっとサポート隊員を対象に実施します。

ア 協力会員登録説明会：18回開催(登録者数92人)

イ サポート隊員登録説明会：21回開催(登録者数99人)

ウ 会員研修会：3回開催(延べ参加者数31人)

社一第20表 会員数の推移

(人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
協力会員数	238	181	229	234	303
利用会員数	143	108	114	141	153

社一第21表 サービス提供時間数

(時間)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
サービス提供時間	4,404	4,306.5	4,249.5	4,312	3,961.5

※ 平成10年度から補助(高齢福祉課)

15 ちょこっとサポート

(あいあいサービスセンター)

日常生活にお困りの方などが安心して生活できるように、地域の方の協力を得て、概ね1時間程度でできるちょっとした困りごとの手助けを行っています。

(1) 対象者

区内在住の、在宅で日常生活に支障のある65歳以上の方や障がいのある方、病弱の方

(2) 利用料

30分400円。以後30分単位で料金400円を加算。

社－第22表 登録・派遣実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
サポート隊員登録者数(人)	143	121	157	178	266
派遣件数(件)	43	49	50	303	734

ア 平成19年度から補助(高齢福祉課)

イ 平成29年度から対象者を拡大し、作業内容により時間単位・利用料を改正した。

ウ 令和5年度からサポート内容の拡充および公的サービス等の利用開始までの短期間のサポートを対象にした。

16 ボランティア活動への助成

(総合ボランティアセンター)

(1) ボランティアグループの活動に対する助成

ボランティア活動資金の一部を助成することにより、地域におけるボランティア活動の充実強化を目指しています。

社－第23表 助成実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数(件)	4	2	5	6	5
金額(円)	214,000	55,000	256,400	255,400	248,000

(2) 足立区ボランティア連合会に対する助成

足立区ボランティア連合会に対し、事業費の一部、広報紙の発行費およびボランティア保険加入費を助成しています。助成金額700,000円。

17 ボランティアまつり

(総合ボランティアセンター)

ボランティアグループの活動発表、説明を実践者が行い、ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するため、足立区ボランティアまつり実行委員会と協働し、ボランティアまつりを開催しています。

社－第24表 開催実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加団体(団体数)	0	0	0	28	31
来場者数(人)	0	0	0	約1,500	約1,800

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

第2章 施策別事業概要－VI足立区社会福祉協議会

18 コーディネート事業

18 コーディネート事業

(総合ボランティアセンター)

ボランティアの派遣要請とボランティア活動希望者等とのコーディネート（相談、依頼、調整）を行います。

社－第25表 コーディネート実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談件数（件）	345	825	151	120	229
調整件数（件）	820	1,476	3,123	9,146	7,507
要請件数（件）	96	101	125	189	195
参加者数（人）	117	429	405	507	383

※ 件数はボランティア活動に関する内容とし、その他の相談は除く。

19 ボランティアセンターの管理運営

(総合ボランティアセンター)

ボランティア活動の拠点として、ボランティアセンターの運営を行っています。

(1) 足立区総合ボランティアセンター（平成6年4月1日開設）

ア 所在地

足立区日ノ出町27-3-102

(電話：03-3870-0061、FAX：03-3870-5900)

イ 施設利用

月曜日から土曜日の午前9時から午後9時（年末年始を除く）

日・祝日の午前9時から午後5時（年末年始を除く）

原則、社会福祉協議会に登録したグループおよび個人

ウ 相談日

月曜日から土曜日の午前9時から午後5時（祝日、年末年始を除く）

エ 業務内容

(ア) ボランティア活動に関する相談と情報提供

(イ) ボランティア等福祉人材コーディネート

(ウ) ボランティア相互、他機関との連絡調整

(エ) 機材、図書、資料等の貸し出し

(オ) 講座、講演会の開催

(カ) グループ研修や活動に対する支援

オ 施設貸出

会議室A・B、録音室、OA室

(2) 足立区西綾瀬ボランティアセンター（昭和62年4月8日開設）※ 令和7年3月31日廃止

ア 所在地

足立区西綾瀬4-5-6

(電話：3880-8510、FAX：3880-3640)

イ 施設利用

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時(祝日、年末年始を除く)

※ 原則、社会福祉協議会に登録したグループおよび個人

ウ 施設貸出

会議室1階、調理室、会議室2階和室・洋室

社一第26表 管理実績 (円)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経費	17,176,745	19,506,558	18,799,415	18,835,610	19,702,031

※ 平成18年度から指定管理・福祉管理課

20 災害ボランティア養成事業

(総合ボランティアセンター)

災害時に効果的な対応ができる人材の育成と地域で支えあうネットワーク形成のため講座を開講しました。

社一第27表 開講実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
回数(回)	3	3	4	3	4
受講者数(人)	52	51	62	52	72

21 音訳・点訳ボランティア養成事業

(総合ボランティアセンター)

(1) 音訳ボランティア養成講習会

視覚障がい者への音訳サービスを通じて地域福祉の増進を図るため、音訳技術の習得とボランティアのマナーに関する講習を行っています。

ア 対象者：区内在住・在学・在勤で修了後にボランティア活動へ参加できる方

社一第28表 音訳ボランティア養成講習会実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
回数(回)	0	0	25	25	0
定員(人)	0	0	20	20	0
応募数(人)	0	0	30	16	0
受講者数(人)	0	0	20	14	0
修了者数(人)	0	0	19	12	0

(ア) 平成28年度以降は点訳講習会と隔年での開催とした。

(イ) 令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止した。

(ウ) 令和4年度は、3年度の開催中止に伴い、臨時で開催した。

（2）点訳ボランティア養成講習会

点訳サービスを通じて視覚障がい者に対する理解の促進および地域福祉の推進を図るため、点訳技術の指導を行っています。

ア 対象者

区内在住・在学・在勤で修了後ボランティア活動に参加できる方

社一第29表 点訳ボランティア養成講習会実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
回数（回）	0	0	15	0	15
定員（人）	0	0	30	0	30
応募数（人）	0	0	14	0	19
受講者数（人）	0	0	11	0	19
修了者数（人）	0	0	10	0	18

（ア）平成28年度以降は音訳講習会と隔年での開催とした。

（イ）令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止した。

2.2 災害ボランティアネットワーク会議（企画運営支援）

（総合ボランティアセンター）

足立区地域防災計画に基づき、区が設置する災害ボランティアセンターの円滑な運営支援に向けて、関係機関や地域団体等と幅広いネットワークを構築し、事前の準備や役割分担、想定される様々な課題等について検討を行い、災害時の体制を整備します。

2.3 ボランティアスクール

（総合ボランティアセンター）

地域福祉向上の担い手として、地域で活躍するボランティアの協力を得て、新たなボランティアを育成します。同時に、ボランティア活動への理解を深めるとともに、ボランティアのあり方を正しく理解し、現状を把握した上での活動参加を促進しています。

社一第30表 開講実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
回数（回）	2	5	5	4	4
受講者数（人）	19	64	104	34	71

2.4 夏！ボランティア体験事業

（総合ボランティアセンター）

夏休み期間中に社会福祉施設等でボランティア活動を体験し、地域福祉を推進するボランティアの育成を目指して実施しています。

（1）実施時期

8月

（2）対象

中学生以上

(3) 事業内容

社会福祉施設等でのボランティア活動

社－第31表 参加者数・申込数

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
参加者数（延べ人数）	0	0	0	126	110
申込数（人）	0	0	0	72	81

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

25 総合学習支援事業

（総合ボランティアセンター）

学校との連携・協働により「総合的な学習の時間」を通して、福祉教育やボランティア教育の推進を図ります。

社－第32表 件数・学校数

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数	4	5	7	18	29
学校数	3	3	4	8	16

※ 平成15年度から実施

26 福祉団体行事等助成事業

（総務課）

区内の社会福祉施設及び福祉団体等が実施する行事等の事業経費の一部を補助することにより、児童・心身障がい者（児）・高齢者及びその家族の福祉増進を図ることを目的とし助成しています。

(1) 令和6年度助成団体

児 童：足立区民間保育園連合会

障がい者：足立区原爆被害者の会、足立区肢体障害者福祉協会、こころの健康フェスティバル実行委員会

高 齢 者：足立新生苑

社－第33表 助成実績

項目／年度	4年度	5年度	6年度
児童福祉団体数	1	1	1
障がい者団体数	2	3	3
高齢者団体数	1	1	1
金額（円）	2,540,000	2,940,000	2,820,000

※ 令和4年度から実施

2.7 生活福祉資金貸付事業

(生活支援課)

(1) 教育支援資金・福祉資金

他からの借入れが困難な低所得者・障がい者・高齢者世帯で、返済の見込みがあると審査・判断された方へ貸付を行い、世帯の自立更生を図ることを目的としています。

ア 対象者

- (ア) 区内在住
- (イ) 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
- (ウ) 金融機関、公的貸付制度から借入れが困難な世帯
- (エ) 原則として連帯保証人（年齢・所得制限あり）が必要

イ 貸付金種類

- (ア) 福祉費
- (イ) 教育支援資金
- (ウ) 緊急小口資金

社－第34表 貸付決定件数・金額

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	20	19	21	47	44
金額（円）	24,422,000	18,037,500	26,400,000	54,376,000	53,685,000

※ 昭和30年度から受託（東京都社会福祉協議会）

(2) 総合支援資金

生活再建に向けた取組みをされる方のために、継続的な相談支援と生活費および一時的な資金の貸付を行っています。

- ア 生活支援費
- イ 住宅入居費
- ウ 一時生活再建費
- エ 臨時特例つなぎ資金

社－第35表 貸付決定件数・金額

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
件数（件）	0	0	0	2	0
金額（円）	0	0	0	1,000,000	0

※ 平成21年度10月から受託（東京都社会福祉協議会）

(3) 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保とした生活資金を貸付しています。貸付限度額は居住用不動産のうち土地評価額のおおむね7割相当額で、貸付月額は、1か月あたり30万円以内で個別に設定します。

- ア 借入申込者が単独で所有(同居の配偶者との共有を含む)する不動産に居住していること
(マンション等集合住宅は対象外・評価額1,500万円程度以上)
- イ 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと
- ウ 配偶者または親以外の同居人がいないこと
- エ 世帯の構成員が原則として65歳以上であること
- オ 借入世帯が区民税非課税程度の低所得世帯であること

(4) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

自宅を所有する要保護高齢者世帯を対象として、自宅を担保に生活資金を貸付し、世帯の自立を支援するとともに生活保護の適正化を図ります。貸付条件は次のとおりです。

- ア 借入申込者および同居の配偶者が65歳以上であり、要保護状態にあること
- イ 対象不動産が評価額500万円以上の不動産(集合住宅も含む)であること
- ウ 単独で所有し、住宅ローン等の担保になっていないこと

社一第36表 貸付決定件数・金額

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
不動産担保型	件数(件)	0	0	3	0	4
	金額(円)	0	0	144,340,000	0	151,550,000
要保護世帯向け	件数(件)	1	0	5	3	3
	金額(円)	8,960,000	0	53,011,000	37,450,000	20,482,000
計	件数(件)	1	0	8	3	7
	金額(円)	8,960,000	0	197,351,000	37,450,000	172,032,000

(ア) 不動産担保型生活資金は平成15年度から受託(東京都社会福祉協議会)

(イ) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金は平成19年6月から受託(東京都社会福祉協議会)

28 地域福祉権利擁護事業

(権利擁護センターあだち)

在宅生活をされている認知症の症状や物忘れのある高齢者の方、知的障がいや精神障がいのある方などで判断能力が十分でない方に対し、本人の希望や状況等に応じて、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの提供をしています。

(1) 専門員活動

- ア 相談・受付
- イ 調査・調整(契約能力を調査・事前調整)
- ウ 支援計画書作成

エ 契約締結

オ 東京都社会福祉協議会へ報告

社一第37表 事業実績 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談受付件数	637	882	758	835	1,027
契約締結件数	8	28	23	14	17
継続契約件数	48	68	77	76	65

※ 平成12年度から受託（東京都社会福祉協議会）

2.9 高齢者あんしん生活支援事業

(権利擁護センターあだち)

区内に身寄りのないひとり暮らしの高齢者が、安心して老後の生活を送ることができるように、事前の契約によって将来起こりうる判断能力の低下や緊急入院等に備えた支援サービスを提供しています。また、高齢者自らが所有する資産を活用し、予想される将来の困難な状況に対処するための予防手段として出前講座等を開催し、広く周知しています。

社一第38表 事業実績 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談受付件数	196	224	318	347	592
契約締結件数	6	8	8	12	13
継続契約件数	61	60	62	71	67

※ 平成16年度から実施

3.0 福祉サービス苦情等解決に関する事業

(基幹地域包括支援センター西部)

- (1) 高齢者・障がい者の福祉サービスに対する苦情等の受付に関する業務相談員が電話、窓口または訪問で受け付けた苦情等に対してあっ旋・助言・情報提供等を行っています。緊急の対応が必要な場合には、福祉サービス苦情等解決委員会に即時報告しています。その他、苦情事例を分析し、医療介護連携課、介護保険課等と情報を共有しています。

社一第39表 相談・苦情受付件数 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談受付件数	308	362	334	336	382
苦情受付件数	10	11	23	22	20

※ 平成12年度から受託（医療介護連携課）

(2) 足立区福祉サービス苦情等解決委員会の運営

委員会の案内や議事に必要な資料作成等、委員会運営に必要な事務を行います。

ア 平成12年度から受託（医療介護連携課）

イ 足立区福祉サービス苦情等解決委員会については第2章－Ⅱ高齢者福祉93～94頁を参照

3.1 法人後見事業

(成年後見センターあだち)

成年後見制度推進機関として今後の後見需要拡大への対応およびあだち区民後見人への支援等を目的に平成30年4月より法人後見を実施しています。

社一第40表 法人後見受任件数 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
継続受任件数	3	3	4	3	4

※ 平成30年度から補助（医療介護連携課）

3.2 同行援護事業（ガイドヘルパー派遣事業）

(あいあいサービスセンター)

視覚に障がいのある方で、利用決定された方を対象に契約に基づき移動の支援を行うガイドヘルパーを派遣し、社会参加の促進を図っています。

社一第41表 ガイドヘルパー派遣実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ガイドヘルパー（人）	32	28	27	26	22
利用実人数（人）	60	57	50	43	41
派遣回数（回）	3,101	2,615	2,214	2,083	1,887

3.3 手話通訳者派遣事業

(総合ボランティアセンター)

聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者の社会生活を支援するため、手話通訳者の派遣を行っています。

(1) 対象者

区内在住の聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

(2) 活動謝礼金

1時間まで2,500円、2時間まで4,000円（後1時間以降毎2,000円）

3.4 歳末たすけあい運動事業

社一第4.2表 派遣実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録通訳者（人）	81	78	74	78	72
派遣回数（回）	1,202	1,456	1,730	1,857	2,095

※ 昭和61年度から受託、平成元年度から独自、平成18年度下半期から補助、平成28年度から受託（障がい福祉課）

3.4 歳末たすけあい運動事業

（総務課）

共同募金運動の一環として「歳末たすけあい運動」を実施し、募金収入をもとに、遺児への見舞品贈呈を行います。また、地域福祉推進のための事業を展開しています。

社一第4.3表 募金実績

（円）

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
募金	8,662,967	8,013,001	7,541,658	8,358,420	9,616,719

3.5 遺児見舞事業

（総務課）

歳末たすけあい事業の一環として、児童福祉の増進を図るため、18歳未満の遺児に対し、見舞品を支給します。

社一第4.4表 支給実績

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
遺児	人数（人）	50	48	42	31	48
	金額（円）	500,000	480,000	421,496	311,144	481,760

※ 昭和60年度から実施

3.6 基幹地域包括支援センター事業

（基幹地域包括支援センター西部、東部）

基幹型として、他の地域包括支援センターの虐待等困難ケース対応支援、地域ケア会議の開催支援、関係機関と連携をしています。また、地域包括ケアシステムと連動した地域の連携づくりを行うために、区より委託を受けた地域支え合い推進員が中心となり、地域資源の開発、人材育成、ネットワーク構築などを行っています。

社一第45表 基幹型相談件数 (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
基幹地域包括支援センター	西部	4,410	3,435	4,062	3,244	2,899
	東部	3,991	5,341	5,328	5,414	5,557

※ 基幹地域包括支援センターは、令和6年度より基幹型が西部（個別支援）・東部（地域支援）へ名称変更となった。（地域型の梅島・島根課は変更なし）

3.7 地域包括支援センター事業

（基幹地域包括支援センター梅島・島根、地域包括支援センター関原）

地域の高齢者の総合相談窓口として、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的および継続的な支援を行っています。

社一第46表 相談業務実績 (件)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
基幹地域包括支援センター	相談件数	3,991	5,034	4,322	6,648	6,972
地域包括支援センター関原	相談件数	3,623	3,786	4,376	5,900	8,464

(1) 地域包括支援センター関原は平成8年度、基幹地域包括支援センターは平成11年度から受託(高齢者地域包括ケア推進課)

(2) 地域包括支援センター関原は平成17年度から施設管理を受託開始、平成30年度より高齢者地域包括ケア推進課から高齢福祉課に委託元変更

(3) 基幹地域包括支援センターの相談件数は地域型のみの実績を掲載

社一第47表 地域ケアネットワーク（多業種を交えた地域資源の連携を目的とする会議）

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数（回）	1	2	2	11	15
参加延人数（人）	31	36	52	126	150

※ 令和5年度までは基幹地域包括支援センター及び地域包括支援センター関原を含む地域包括支援センター中部ブロック（あだち、中央本町、本木関原、基幹、関原）での合同開催のため、合算値を掲載

令和6年度は別々に開催し、基幹と関原の合算値を掲載

3.8 介護予防支援事業

（基幹地域包括支援センター梅島・島根、地域包括支援センター関原）

指定居宅介護予防支援事業者として、介護予防サービス計画等を作成し自立した生活が送れるように支援しています。

社一第48表 介護予防支援事業 (件)

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
基幹地域包括支援センター	介護予防サービス計画等	2,204	2,073	1,996	2,084	2,069
地域包括支援センター関原	介護予防サービス計画等	1,969	1,940	1,840	1,937	2,020

39 絆のあんしんネットワーク

(基幹地域包括支援センター梅島・島根、地域包括支援センター関原)

地域の高齢者や家族が抱える問題を早期に発見し、適切に対応することで高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

社一第49表 絆のあんしんネットワーク連絡会

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
基幹地域包括支援センター	実施回数(回)	3	2	3	4	4
	参加延人数(人)	57	49	81	101	113
地域包括支援センター関原	実施回数(回)	3	2	3	4	4
	参加延人数(人)	53	49	148	185	132

※ 平成26年度から受託(絆づくり担当課)

40 成年後見制度支援事業

(成年後見センターあだち)

成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、制度利用が必要な方への相談および手続き支援を行っています。

社一第50表 事業実績 (件)

項目/年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
相談受付件数		1,801	1,638	1,784	1,942	2,086
申立支援件数	区長	65	52	74	73	213
	本人	360	265	213	304	274
	親族	468	243	282	311	401
	計	893	560	569	688	888

(1) 平成12年度から受託(医療介護連携課)

(2) 令和2年度より相談受付件数の積算方法を変更。

社一第5.1表 講演会・小規模講座・相談会の開催実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
講演会・小規模講座（回）	14	8	12	18	12
参加延人数（人）	254	139	240	425	245
相談会（回）	6	17	20	22	20
参加延人数（人）	41	50	50	57	60

- (1) 平成15年度から受託（医療介護連携課）
 (2) 大規模講演会は平成28年度で終了、29年度より小規模講座を実施。
 (3) 高齢者・障がい者を対象に、令和2年度より「弁護士による法律相談」、令和3年度より「司法書士による成年後見制度、相続相談」を実施。

4.1 介護職員研修事業

（基幹地域包括支援センター西部）

訪問介護員やサービス提供責任者、施設職員の業務の質の向上を図るため研修を開催しています。

社一第5.2表 事業実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施回数（回）	30	30	30	30	30
修了者延人数（人）	298	302	451	475	913

※ 平成12年度から受託。平成26年度から施設職員研修の受託により、訪問介護員フォローアップ研修事業から事業名が変更され、施設職員も対象に加えている。（医療介護連携課）

4.2 地域包括支援センター職員研修会

（基幹地域包括支援センター西部、東部）

基幹型として区内の地域包括支援センター職員支援のため、研修を行っています。

社一第5.3表 開催実績

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
西部	集合 研修	実施回数	5	7	8	7	7
		参加人数	173	225	249	240	222
	出張 研修	実施回数	3	3	5	7	6
		実施 センター数	3	3	5	7	6
東部	集合 研修	実施回数	2	2	2	2	2
		参加人数	59	84	89	88	78

※ 基幹地域包括支援センターは、令和6年度より基幹型が西部（個別支援）・東部（地域支援）へ名称変更となった。（地域型の梅島・島根課は変更なし）

第2章 施策別事業概要－VI足立区社会福祉協議会

4.3 要介護認定訪問調査事業(指定市町村事務受託法人としての調査)

4.3 要介護認定訪問調査事業(指定市町村事務受託法人としての調査)

(認定調査第一課、第二課)

認定調査員による心身の状況調査(認定調査)を区から受託して実施しています。公平かつ公正な認定調査に努めています。

社一第54表 調査件数 (件)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
調査件数	8,566	9,041	9,015	10,382	9,784

※ 平成18年度から受託(介護保険課)、契約件数9,500件

4.4 障がい者保護雇用清掃事業

(総務課)

知的障がい者を作業員として、作業員を補助する援助者と共に雇用し、区内公共施設等の清掃事業を行っています。清掃事業を通じて、障がい者の自立と雇用促進を図っています。

平成6年度、平成7年度はモデル事業として実施。平成8年度から本格的に事業実施。事業開始以来これまで作業員4名が一般就労へ移行しました。

(1) 清掃施設

総合ボランティアセンター、足立市街地開発株式会社、足立区役所(足立保健所)、生涯学習センター、障がい福祉センター

社一第55表 雇用実績

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
作業員(人)	26	25	25	24	22
援助者(人)	10	10	10	9	9
清掃箇所(カ所)	7	7	7	5	6

※ 平成6年度から補助(障がい福祉センター)

VII 物価高騰対策

物価高騰対策の事業概要

1 物価高騰対策事業一覧

施策名	年度	事業名	内容	該当頁
児童福祉	4年度から6年度	(1) 足立区教育・保育施設等物価高騰支援事業	保育施設・私立幼稚園等の物価高騰対策として、令和4～5年度までは、光熱水費（主に電気・ガス）、ガソリン代を支給。令和6年度は、支援品目を具体的に示さず、総合的支援として実施。 アンケート結果による影響額および定員区分に基づき補助基準額を設定。	225 頁
	5年度	(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、ひとり親世帯に支給しました。	226 頁
		(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、住民税均等割が非課税の子育て世帯等に支給しました。	226 頁
高齢者福祉および障がい者福祉	4年度から6年度	(1) 物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業	物価高騰の影響の大きい光熱水費、ガソリン代等の経費に対し、特別給付金を支給しました。	227 頁
低所得者福祉	4年度	(1) あだち生活・暮らし臨時給付金	物価高騰緊急支援として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付しました。	227 頁
	5年度および6年度	(2) あだち物価高騰支援臨時給付金	物価高騰緊急支援として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付しました。	228 頁

2 児童福祉施策

2 児童福祉施策

(1) 足立区教育・保育施設等物価高騰支援事業

(子ども政策課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課)

保育施設・私立幼稚園等の物価高騰対策として、園へのアンケート結果による影響額を基に、令和4～5年度は施設規模に応じた光熱水費（主に電気・ガス）、ガソリン代（送迎バス1台あたり）を支給しました。令和6年度は、支援品目（光熱水費、ガソリン代など）を限定しない総合的支援として実施しました。

※1 光熱水費の基準額 施設規模に応じ段階的に設定（52千円～1,172千円）

※2 ガソリン代の基準額 送迎バス1台あたり32千円

※3 総合的支援の基準額 施設規模に応じ段階的に設定（50千円～281千円）

ア 保育施設

物－第1表

項目/年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数、 台数	金額 (千円)	施設数、 台数	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
光熱水費	294 施設	79,175	335 施設	89,537	—	—
ガソリン代	2 台	52	12 台	384	—	—
総合的支援	—	—	—	—	323 施設	27,982

※ 令和6年度から支援項目を総合的支援に変更

イ 私立幼稚園・認定こども園

物－第2表

項目/年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数、 台数	金額 (千円)	施設数、 台数	金額 (千円)	施設数	金額 (千円)
光熱水費	50 施設	32,151	50 施設	32,214	—	—
ガソリン代	95 台	2,470	97 台	3,104	—	—
総合的支援	—	—	—	—	49 施設	7,257

※ 令和6年度から支援項目を総合的支援に変更

(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）【国事業】
（親子支援課、生活・暮らし臨時給付金担当課）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業としてひとり親世帯に対し特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

次のいずれかに当てはまる方

【申請不要】（受給拒否する場合は届出必要）

(ア) 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方

(イ) 令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者

【申請必要】

(ウ) 公的年金等の受給により令和5年3月分の児童扶養手当を受けていない方

(エ) 令和5年5月分以降、新規で児童扶養手当を受給した方及び児童扶養手当未支給者のうち、食費等の物価高騰の影響により家計（収入）が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が児童扶養手当受給者と同等の水準となったひとり親世帯の方

イ 支給額

対象児童1人について50,000円

ウ 申請期間

令和5年7月3日～令和6年2月29日

エ 支給児童数

8,511人

オ 支給総額

4億2,555万円

(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）【国事業】

（親子支援課、生活・暮らし臨時給付金担当課）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業として住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対して特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

次のいずれかに当てはまる方

【申請不要】（受給拒否する場合は届出必要）

(ア) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯）の支給対象者であった方

【申請必要】

(イ) 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児については20歳未満）の養育者であって、令和5年度住民税非課税の方

第2章 施策別事業概要－Ⅶ物価高騰対策

3 高齢者福祉および障がい者福祉施策

(ウ) 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児については20歳未満）の養育者であって、食費等の物価高騰の影響により家計（収入）が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が住民税非課税相当となった方

※ 令和5年3月以降、令和6年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

イ 支給額

対象児童1人について50,000円

ウ 申請期間

令和5年7月3日～令和6年2月29日

エ 支給児童数

8,265人

オ 支給総額

4億1,325万円

3 高齢者福祉および障がい者福祉施策

(1) 物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業【都事業】【区事業】

(介護保険課、障がい福祉課)

介護・障がい福祉サービス等事業者に対して、物価高騰の影響が大きい光熱水費、ガソリン代、食材費等の経費について、特別給付金として支給しました。

※ 支給金額は、サービス種別および定員数に応じて、1事業所につき令和6年度は9万6千円から133万2千円を支給しました。

物一第3表 支給実績

項目/年度	4年度		5年度（上半期）		5年度（下半期）		6年度	
	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等
事業所数 (カ所)	821	371	832	375	846	382	858	411
支給金額 (千円)	177,108	59,158	212,200	69,030	143,710	48,050	219,663	72,501
執行率 (%)	89.9	95.4	91.5	95.4	92.4	98.1	92.1	95.8

4 低所得者福祉

(1) あだち生活・暮らし臨時給付金【国事業】

(生活・暮らし臨時給付金担当課)

国の「物価・賃金・生活総合対策本部」の決定に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施しました。

ア 対象者

(ア) 基準日（令和4年9月30日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(イ) 予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、いずれか1か月の収入を1.2倍した額が、住民税非課税水準である世帯（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準）

※ 支給は上記いずれか1回限り。

イ 給付内容

支給対象1世帯あたり50,000円

ウ 案内・申請期間

令和4年11月11日～令和5年1月31日

エ 支給世帯数

86,207世帯

オ 支給総額

43億1,035万円

(2) あだち物価高騰支援臨時給付金【国事業】

(生活・暮らし臨時給付金担当課)

国の「物価・賃金・生活総合対策本部」の決定等に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増や賃金上昇が物価高に追いついていない状況を踏まえ、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する臨時給付金事業を実施しました。

ア 対象者

(ア) 基準日（令和5年5月15日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(イ) 基準日（令和5年5月15日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（上記（ア）世帯を除く）

(ウ) 予期せず令和5年1月から令和5年10月までの家計が急変し、いずれか1か月の収入を1.2倍した額が、住民税非課税水準である世帯（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準）

※ 上記（ア）（イ）（ウ）の支給はいずれか1回限り。

(エ) 基準日（令和5年12月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(オ) 基準日（令和5年12月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員が令和5年度住民税所得割非課税かつ、少なくとも1人が住民税均等割課税である世帯

※ 上記（エ）（オ）の支給はいずれか1回限り。

(カ) 基準日（令和5年12月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯

4 低所得者福祉

で、上記（エ）（オ）の対象として給付金を受給した世帯のうち、世帯内に生計を同一にする平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯（基準日翌日以降新たに出生した児童含む）

（キ）基準日（令和6年6月3日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯（上記（エ）（オ）世帯を除く）

（ク）基準日（令和6年6月3日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員が令和6年度住民税所得割非課税かつ、少なくとも1人が住民税均等割課税である世帯（上記（エ）（オ）世帯を除く）

※ 上記（キ）（ク）の支給はいずれか1回限り。

（ケ）基準日（令和6年6月3日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、上記（キ）（ク）の対象として給付金を受給した世帯のうち、世帯内に生計を同一にする平成18年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯（基準日翌日以降新たに出生した児童含む）

（コ）基準日（令和6年12月13日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯

（サ）基準日（令和6年12月13日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員が令和6年度住民税所得割非課税かつ、少なくとも1人が住民税均等割課税である世帯

※ 上記（コ）（サ）の支給はいずれか1回限り。

（シ）基準日（令和6年12月13日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、上記（コ）（サ）の対象として給付金を受給した世帯のうち、世帯内に生計を同一にする平成18年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯（基準日翌日以降新たに出生した児童含む）

イ 給付内容

（ア）上記ア（ア）（イ）（ウ）支給対象1世帯あたり30,000円

（イ）上記ア（エ）支給対象1世帯あたり70,000円

（ウ）上記ア（オ）支給対象1世帯あたり100,000円

（エ）上記ア（カ）支給対象児童1人あたり50,000円

（オ）上記ア（キ）（ク）支給対象1世帯あたり100,000円

（カ）上記ア（ケ）支給対象児童1人あたり50,000円

（キ）上記ア（コ）（サ）支給対象1世帯あたり30,000円

（ク）上記ア（シ）支給対象児童1人あたり20,000円

ウ 案内・申請期間

（ア）上記ア（ア）（イ）（ウ）令和5年6月12日～令和5年10月31日

（イ）上記ア（エ）令和6年1月15日～令和6年5月31日

（ウ）上記ア（オ）令和6年2月26日～令和6年5月31日

（エ）上記ア（カ）令和6年3月11日～令和6年5月31日

（オ）上記ア（キ）（ク）（ケ）令和6年7月1日～令和6年10月31日

(カ) 上記ア (コ) (サ) (シ) 令和7年1月21日～令和7年5月30日

エ 支給世帯数

- (ア) 上記ア (ア) (イ) (ウ) 100,417世帯
- (イ) 上記ア (エ) 90,537世帯
- (ウ) 上記ア (オ) 7,812世帯
- (エ) 上記ア (カ) 6,617世帯 (10,944人)
- (オ) 上記ア (キ) (ク) 11,670世帯
- (カ) 上記ア (ケ) 1,235世帯 (2,028人)
- (キ) 上記ア (コ) (サ) 95,339世帯
- (ク) 上記ア (シ) 6,151世帯 (10,316人)

オ 支給総額

150億1,339万円

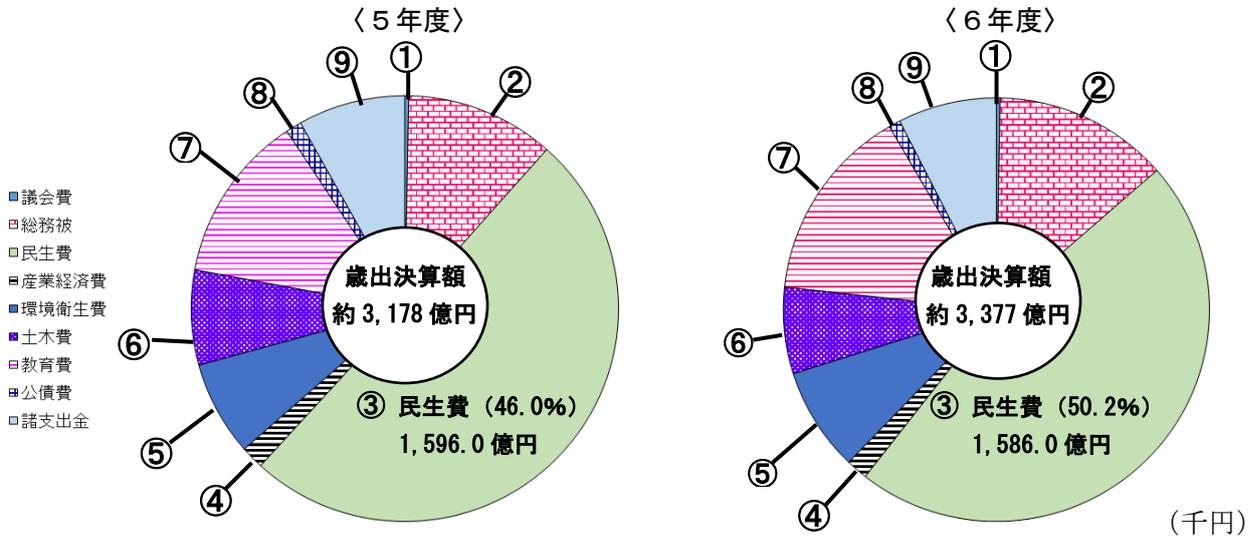
資料

区の福祉決算、組織等

1 福祉決算

【足立区目的別歳出決算内訳（一般会計）】

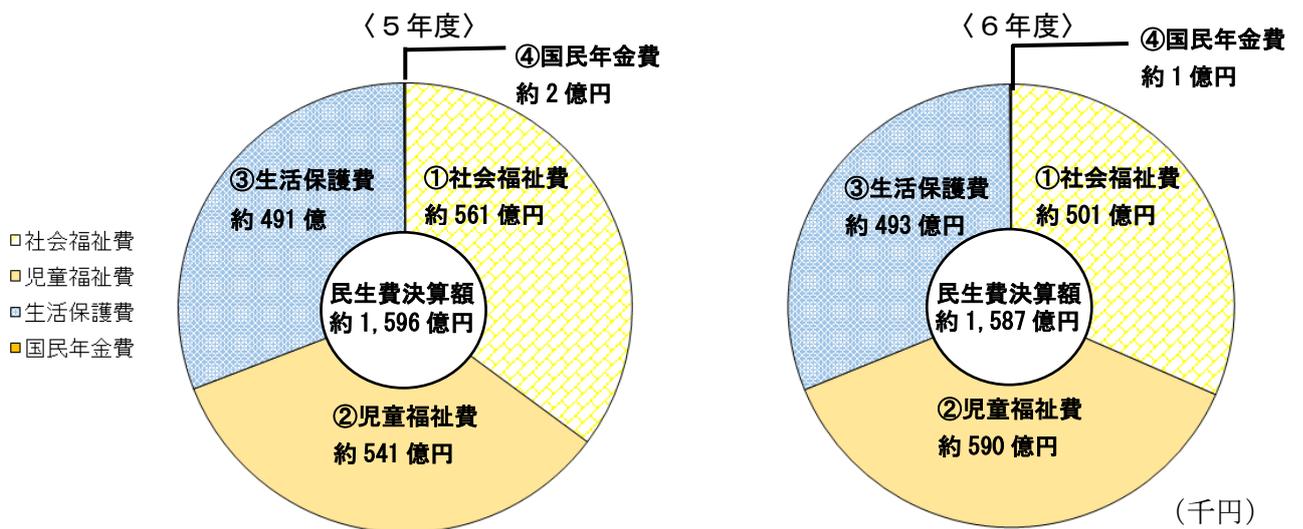
資一第1表



	①議会費 (0.3%)	②総務費 (11.3%)	③民生費 (46.0%)	④産業経済費 (1.7%)	⑤環境衛生費 (7.2%)
5年度	942,586	35,808,304	159,649,758	5,509,539	22,836,955
	⑥土木費 (7.2%)	⑦教育費 (12.8%)	⑧公債費 (1.2%)	⑨諸支出金 (7.3%)	計 (100%)
	22,906,977	40,536,752	3,789,068	25,802,492	317,782,432
6年度	①議会費 (0.3%)	②総務費 (13.3%)	③民生費 (50.2%)	④産業経済費 (1.6%)	⑤環境衛生費 (7.9%)
	926,900	44,914,183	158,680,734	5,515,403	26,744,628
	⑥土木費 (6.6%)	⑦教育費 (14.9%)	⑧公債費 (0.9%)	⑨諸支出金 (7.5%)	計 (100%)
	22,242,610	50,398,052	2,956,046	25,321,404	337,699,960

【足立区民生費歳出決算内訳（一般会計）】

資一第2表



	①社会福祉費	②児童福祉費	③生活保護費	④国民年金費	計
5年度	56,169,684	54,172,819	49,153,908	153,347	159,649,758
	35.2%	33.9%	30.8%	0.1%	100%
6年度	50,100,590	59,091,760	49,338,947	149,437	158,680,734
	31.6%	37.2%	31.1%	0.1%	100%

※ 割合は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合があります。

資料 区の福祉決算、組織等

2 福祉部・子ども家庭部・社会福祉協議会の組織

2 福祉部・子ども家庭部・社会福祉協議会の組織（令和6年4月1日現在）

資-第3表

福祉部

福祉管理課	管理係、調整担当係長(2)、個別避難計画推進担当係長、福祉システム係、システム標準化担当係長、債権係、民生係、法人指導係〔ボランティアセンター〕
福祉まるごと相談課	包括的相談支援係、東部拠点担当係長、西部拠点係、多機関協働担当係長、ひきこもり支援担当係長
親子支援課	事業係、ひとり親手当・医療係、児童手当係、子ども医療費給付係
生活・暮らし臨時給付金担当課長	生活・暮らし臨時給付金担当係長(2)
障がい福祉課	障がい福祉係、障がい施設調整担当係長、障がい施策推進担当係長、障がい経理係、障がい審査係、虐待防止・事業者指導担当係長、障がい給付係、調整担当係長〔障がい福祉サービス事業所（通所）(2)、障がい福祉サービス事業所（共同生活援助）(2)、障がい者等貸出施設〕
障がい援護課	援護管理係、援護業務改善担当係長、基幹相談・権利擁護係、中部援護第一係、中部援護第二係、千住援護係、千住援護調整担当係長、東部援護係、東部援護調整担当係長、西部援護係、西部援護調整担当係長、北部援護係、北部援護調整担当係長
特命担当課長	
障がい福祉センター	庶務係、自立生活支援係、社会リハビリテーション係、就労促進訓練係、生活体験係、重度療育担当係長、幼児療育係、幼児療育担当係長、幼児療育支援担当係長
高齢者施策推進室（高齢者施策推進室長）	
高齢者地域包括ケア推進課	調整係、高齢計画調整担当係長、はつらつ高齢者支援係、認知症施策推進担当係長、高齢者栄養施策推進担当係長、在宅支援係、地域包括支援センター係、施設係、特養整備担当係長、中国帰国者等支援担当係長〔軽費老人ホーム、在宅サービスセンター〕
医療介護連携課	医療介護連携推進係、介護人材確保・育成支援担当係長、高齢援護第一係、高齢援護第二係、権利擁護推進係
介護保険課	介護保険係、介護保険調整担当係長(2)、介護保険システム担当係長、資格保険料係、介護認定係、保険給付係、介護事業者支援係、事業者指導係
足立福祉事務所	
生活支援推進課	庶務係、適正化推進係、業務支援担当係長、収納管理担当係長、情報管理担当係長、子どもの学習・生活支援係
高齢援護担当課長	高齢援護担当係長(2)
障がい者支援担当課長	障がい援護担当係長(11)
特命担当課長	
中部第一福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係
中部第二福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係
千住福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係
東部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係
西部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係
北部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係

子ども家庭部

子ども政策課	管理係、子ども施策推進担当係長(4)、子ども・子育て支援制度担当係長、保育人事計画担当係長、行政不服審査担当係長、子育て応援係
子ども施設指導・支援課	指導調整係、指導調整担当係長、指導・支援担当係長(6)、保健衛生担当係長、給食・食育支援担当係長、就学前教育推進担当係長(9)
保育・入園課	保育調整係、保育施策担当係長(2)、区立保育施設係、区立保育施設建替係担当係長、入園第一係、入園第二係、入園第三係、システム標準化担当係長
鹿浜こども園	副園長
私立保育園課	事業調整係、私立保育園第一係、私立保育園第二係、私立保育園調整担当係長、公設民営担当係長
幼稚園・地域保育課	幼保調整係、私立幼稚園第一係、私立幼稚園第二係、地域保育係、認証・認可外保育係、地域保育支援担当係長
学童保育課	学童施設調整係、学童待機児対策担当係長、学童運営係、学童調査・支援係〔学童保育室(93)〕
こども家庭相談室（こども家庭相談室長）	
こども家庭相談課	相談管理係、家庭支援第一係、家庭支援第二係、家庭支援第三係、要保護児童対策調整担当係長

(社福) 足立区社会福祉協議会

常務理事

事務局

福祉事業部	総務課、企画経営課、生活支援課、権利擁護センターあだち、成年後見センターあだち、認定調査第一課、認定調査第二課
地域福祉部	基幹地域包括支援センター東部、基幹地域包括支援センター西部、地域包括支援センター梅島・島根、地域包括支援センター関原、総合ボランティアセンター、あいあいサービスセンター

3 足立区地域保健福祉推進協議会

足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として足立区地域保健福祉推進協議会を設置しています。

(1) 協議会の役割

区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申を行います。

- ア 高齢者保健福祉の推進に関する事。
- イ 地域保健医療の推進に関する事。
- ウ 介護保険事業の推進に関する事。
- エ 児童福祉の推進に関する事。
- オ 障がい者福祉の推進に関する事。
- カ 健康づくりの推進に関する事。
- キ 足立区地域保健福祉計画に関する事。
- ク 上記のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項。

(2) 協議会委員

区長から委嘱または任命を受けた、大学教授・弁護士等の学識経験者（8名以内）、区内関係団体等の構成員（31名以内）、区議会議員（5名以内）、区職員（8名以内）で構成しています。

(3) 専門部会

協議会には専門的な審議を行うため、以下4つの部会を設置しています。

- ア 介護保険・障がい福祉専門部会
- イ 健康あだち21専門部会
- ウ 子ども支援専門部会（子ども・子育て支援法に規定する「子ども・子育て会議」を兼ねる）
- エ 地域保健福祉計画策定部会

資一第4表 地域保健福祉推進協議会・専門部会開催数 (回)

会議名／年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地域保健福祉推進協議会	4	3	3	4	3
介護保険・障がい福祉専門部会	5	3	3	5	3
健康あだち21専門部会	2	2	2	2	2
子ども支援専門部会	3	3	3	3	4
地域保健福祉計画策定部会	—	—	2	6	1

※ 地域保健福祉計画策定部会は令和4年度より開催

資料 区の福祉決算、組織等

4 臨時福祉給付金の支給

4 臨時福祉給付金の支給

(1) 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給

(福祉管理課)

平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を緩和するために、臨時的な給付措置を行う。(平成26年度から実施、平成29年度で事業廃止)

ア 対象者

基準日(各年1月1日、ただし、経済対策分は平成28年1月1日が基準日)時点で足立区に住民登録があり、各年度で区民税(均等割)が課税されない方。ただし、区民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等や、生活保護受給者などは対象外。

イ 支給額

(ア) 平成26年度：対象者1人につき10,000円

(※ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置)などの受給者には5,000円を加算する。)

(イ) 平成27年度：対象者1人につき6,000円

(基礎年金受給者等への加算なし)

(ウ) 平成28年度：対象者1人につき3,000円

(基礎年金受給者等への加算なし)

(エ) 経済対策分：対象者1人につき15,000円(平成29年度実施)

(基礎年金受給者等への加算なし)

資-第5表 臨時福祉給付金支給実績

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者1人あたり支給額(円)	10,000 (加算あり:15,000)	6,000	3,000	15,000
支給件数(件)	96,721	99,780	94,392	99,598
支給人数(人)	108,190 (内加算あり55,649)	111,399	104,350	109,594
総支給額(円)	1,360,145,000	668,394,000	313,050,000	1,643,910,000

(2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給

(福祉管理課)

消費税率引き上げに際し、子育て世帯への負担の影響等を踏まえ、児童手当の受給者等へ臨時特例的な給付措置を行う。(平成26、平成27年度実施)

資－第6表 子育て世帯臨時特例給付金実施概要

年度		26年度	27年度
対象者	住民登録基準日	平成26年1月1日に足立区に住民登録がある方	平成27年5月31日
	児童手当等	平成26年1月分受給者（特例給付を含む。）で、平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方	平成27年6月分受給者（特例給付を除く。）
	その他	対象児童が臨時福祉給付金の対象となる場合や生活保護受給者などは対象外	上記要件なし
支給額		対象児童1人につき 10,000円	対象児童1人につき 3,000円

資－第7表 子育て世帯臨時特例給付金支給実績

年度	26年度	27年度
対象児童1人あたり 支給額（円）	10,000	3,000
支給件数（件）	38,952	44,273
支給対象児童数（人）	62,626	70,578
総支給額（円）	626,260,000	211,734,000

(3) 低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給

(福祉管理課)

賃金引き上げの恩恵がおよびにくい低年金受給者の支援や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る目的等から、低所得の高齢者を対象に給付金を支給する。(平成28年度実施)

ア 対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、平成28年度中に65歳以上となる方。平成27年度の区民税（均等割）が課税されない方。ただし、平成27年度の区民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等や、生活保護受給者などは対象外。

イ 支給額

対象者1人につき30,000円

ウ 支給人数

61,365人

エ 支給総額

1,840,950,000円

4 臨時福祉給付金の支給

(4) 低所得の障害基礎年金・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給
(福祉管理課)

賃金引き上げの恩恵がおよびにくい低年金受給者を支援する目的等から給付金を支給する。

(平成28年度実施)

ア 対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、以下(※)のいずれかの年金について、平成28年5月分の受給がある方。(平成28年6月に、4月分・5月分を支給)ただし、上記(3)の給付金の受給者を除く。

※ 支給対象となる年金：障害基礎年金、遺族基礎年金、昭和61年3月以前に受給権が発生した、いわゆる旧法の障害年金(障害等級1級または2級、船員保険の職務上の障害年金は1～5級)

イ 支給額

対象者1人につき30,000円

ウ 支給人数

2,792人

エ 支給総額

83,760,000円

5 足立福祉事務所・各福祉課の管轄区域および区分図

5 足立福祉事務所・各福祉課の管轄区域および区分図

資一第8表 各福祉課の管轄区域

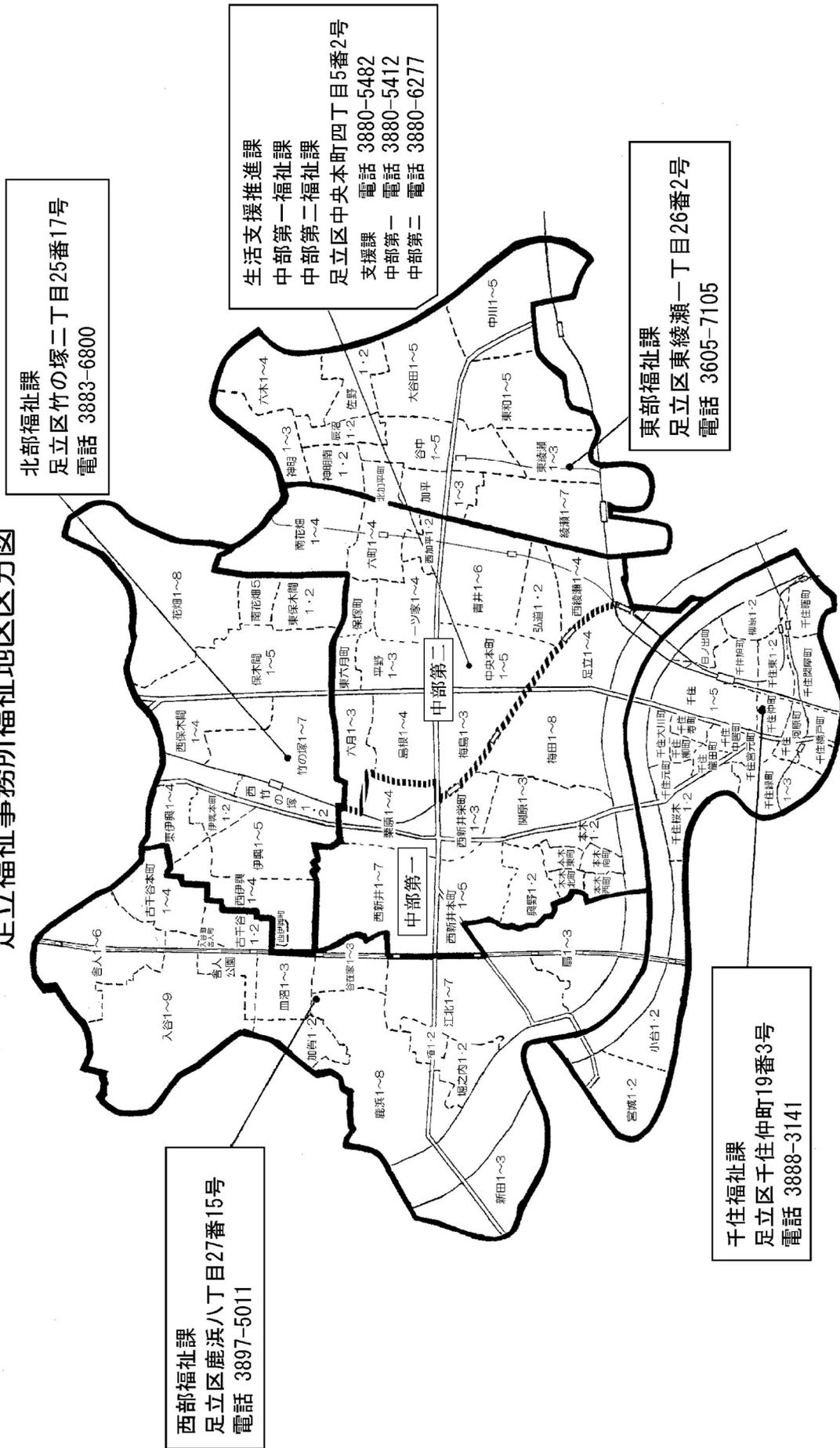
(令和7年4月現在)

名称	住所	所管区域
福中部社第一課	足立区中央本町四丁目5番2号	足立一丁目から四丁目、梅田一丁目から八丁目、興野一丁目から二丁目、栗原一丁目から四丁目、関原一丁目から三丁目、西新井一丁目から七丁目、西新井栄町一丁目から三丁目、西新井本町一丁目から五丁目、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、本木一丁目から二丁目
福中部社第二課		青井一丁目から六丁目、梅島一丁目から三丁目、弘道一丁目から二丁目、島根一丁目から四丁目、中央本町一丁目から五丁目、西綾瀬一丁目から四丁目、西加平一丁目から二丁目、一ツ家一丁目から四丁目、平野一丁目から三丁目、東六月町、保塚町、南花畑一丁目から四丁目、六月一丁目から三丁目、六町一丁目から四丁目
福千社課住	足立区千住仲町19番3号	小台一丁目から二丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目から二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目から二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住仲町、千住中居町、千住橋戸町、千住緑町一丁目から三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、千住一丁目から五丁目、日ノ出町、宮城一丁目から二丁目、柳原一丁目から二丁目
福東社課部	足立区東綾瀬一丁目26番2号	綾瀬一丁目から七丁目、大谷田一丁目から五丁目、加平一丁目から三丁目、北加平町、佐野一丁目から二丁目、神明一丁目から三丁目、神明南一丁目から二丁目、辰沼一丁目から二丁目、東和一丁目から五丁目、中川一丁目から五丁目、東綾瀬一丁目から三丁目、六木一丁目から四丁目、谷中一丁目から五丁目
福西社課部	足立区鹿浜八丁目27番15号	入谷一丁目から九丁目、入谷町、扇一丁目から三丁目、加賀一丁目から二丁目、江北一丁目から七丁目、古千谷一丁目から二丁目、古千谷本町一丁目から四丁目、皿沼一丁目から三丁目、鹿浜一丁目から八丁目、新田一丁目から三丁目、椿一丁目から二丁目、舎人一丁目から六丁目、舎人町、舎人公園、堀之内一丁目から二丁目、谷在家一丁目から三丁目
福北社課部	足立区竹の塚二丁目25番17号	伊興一丁目から五丁目、伊興本町一丁目から二丁目、竹の塚一丁目から七丁目、西伊興一丁目から四丁目、西伊興町、西竹の塚一丁目から二丁目、西保木間一丁目から四丁目、花畑一丁目から八丁目、東伊興一丁目から四丁目、東保木間一丁目から二丁目、保木間一丁目から五丁目、南花畑五丁目

5 足立福祉事務所・各福祉課の管轄区域および区分図

資一第1図 足立福祉事務所福祉地区区分図

足立福祉事務所福祉地区区分図



6 足立区地域包括支援センター一覧および担当地域

6 足立区地域包括支援センター一覧および担当地域

資一第9表 地域包括支援センター一覧

(令和7年5月現在)

名称	所在地	電話	担当地域
基幹地域包括支援センター (※1)	梅島二丁目1番20号	5681-3373	梅島、中央本町一丁目、島根
地域包括支援センターあだち	足立四丁目13番22号	3880-8155	足立、中央本町二丁目、梅田一丁目
地域包括支援センター伊興	伊興三丁目7番4号	5837-1280	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、西竹の塚
地域包括支援センター入谷	入谷九丁目15番18号	3855-6362	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
地域包括支援センター扇	扇一丁目52番23号	3856-7007	扇、興野、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町
地域包括支援センター江北 (※2)	江北五丁目14番5号	①5839-3640 ②6807-1604	江北、堀之内
地域包括支援センターさの	佐野二丁目30番12号	5682-0157	加平、北加平町、神明、神明南、辰沼、六木、佐野、大谷田二丁目から五丁目
地域包括支援センター鹿浜	皿沼二丁目8番8号	5838-0825	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
地域包括支援センター新田	新田三丁目4番10号	3927-7288	新田、宮城、小台
地域包括支援センター関原	関原二丁目10番10号	3889-1487	梅田二丁目から八丁目
地域包括支援センター千住西	千住中居町10番10号	5244-0248	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、千住中居町、千住宮元町、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町
地域包括支援センター千寿の郷	柳原一丁目25番15号	3881-1691	柳原、千住関屋町、千住曙町、千住東一丁目
地域包括支援センター千住本町	千住五丁目13番5号	3888-1510	千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町
地域包括支援センター中央本町	中央本町四丁目14番20号	3852-0006	中央本町三丁目から五丁目、西加平、青井一丁目と三丁目から六丁目
地域包括支援センター東和	東和四丁目7番23号	5613-1200	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和一丁目と三丁目
地域包括支援センター中川	中川四丁目2番14号	3605-4985	東和二丁目と四丁目と五丁目、中川、大谷田一丁目
地域包括支援センター西綾瀬	西綾瀬三丁目2番1号	5681-7650	西綾瀬、弘道、青井二丁目
地域包括支援センター西新井	西新井二丁目5番5号	3898-8391	西新井、栗原
地域包括支援センター西新井本町	西新井本町二丁目23番1号	3856-6511	西新井本町、西新井栄町
地域包括支援センターはなはた	花畑四丁目39番11号	3883-0048	花畑、南花畑五丁目
地域包括支援センター一ツ家	一ツ家四丁目2番15号	3850-0300	平野、一ツ家、保塚町、六町、南花畑一丁目から四丁目
地域包括支援センター日の出	日ノ出町27番4-112号	3870-1184	日ノ出町、千住旭町、千住東二丁目
地域包括支援センター保木間	保木間五丁目23番20号	3859-3965	西保木間、保木間、東保木間
地域包括支援センター本木関原	本木一丁目4番10号	5845-3330	関原、本木
地域包括支援センター六月	六月一丁目6番1号	5242-0302	六月、東六月町、竹の塚

(※1) 緊急時24時間対応可(6807-2460)

(※2) ①は令和8年3月31日まで使用予定

令和7年9月発行

発行 足立区

編集 足立区 福祉部 福祉管理課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5871



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI

